

# 保健福祉部の概要

平成30年度版

函館市保健福祉部

# 函館市民憲章

わたくしたちは、北海道の文化発祥の地、函館に住む市民です。

山と海にかこまれた美しい自然を誇り、すぐれた市民性をはぐくんできた函館を、いっそう住みよい都市に発展させるため、わたくしたち市民とまちの理想像をかかげ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 真心あふれる函館市民、あたたかいまち
- 1 健康で働く函館市民、にぎわうまち
- 1 文化を誇る函館市民、はぐくむまち
- 1 自然を生かす函館市民、きれいなまち
- 1 郷土を愛する函館市民、のびゆくまち

(昭和52年5月3日制定)

## いきいき長寿都市宣言

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいを持ち、健やかに暮らせる社会を築くことは、わたくしたち函館市民みんなの願いです。

美しい自然に恵まれ、何よりも福祉を大切にすることのうちに、共に力を合わせて、心から長寿を喜び合えるまち函館を実現することをめざし、ここに「いきいき長寿都市」を宣言します。

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。
- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。
- 1 家庭の安らぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。
- 1 生活をより豊かにする保健、医療、福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。
- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

(平成6年12月10日制定)

## 目 次

函館市のあらまし	1
機構表	2
事務分掌	4
地域福祉	14
1 第3次函館市地域福祉計画 ～共に支え合う社会をめざして～	14
高齢者福祉	17
1 高齢者の状況	17
2 第8次函館市高齢者保健福祉計画・第7期函館市介護保険事業計画	19
3 介護保険	28
4 高齢者福祉サービスの推進	40
5 高齢者の生きがいつくりの推進	45
6 要援護高齢者対策の推進	49
障がい児・者福祉	51
1 障がい児・者の状況	51
2 函館市障がい者基本計画, 函館市障がい福祉計画	53
3 障害者総合支援法の施行	64
4 はこだて療育・自立支援センター	90
生活保護	93
1 生活保護制度のあらまし	93
2 生活保護の状況	95
健康増進	100
1 市民の健康状況	100
2 「健康はこだて21(第2次)」	102
3 「第2次はこだてげんきな子 食育プラン(函館市食育推進計画)」	105
4 生活習慣病予防事業	107
5 健康診査を中心とした生活習慣病対策	116
6 栄養改善事業	117
7 歯科保健事業	125
8 健康づくり事業	127
9 口腔保健センター	130
10 健康増進センター	131
11 石綿健康被害救済制度に関すること	132
指導監査	133
1 社会福祉法人等の運営指導	133
その他の社会福祉	137
1 福祉サービス苦情処理制度	137

2	函館市社会福祉審議会	137
3	民生委員・児童委員	138
4	ふらっとD a i m o n	139
5	函館市社会福祉協議会	140
6	福祉に関する助成制度	143
7	中国帰国者等生活支援事業	145
8	生活困窮者自立支援対策事業	145
9	旧軍人軍属等援護	146
10	日本赤十字社北海道支部函館市地区	147
11	その他の施設	148
	社会福祉施設等一覧	152
	介護保険施設等一覧	168
	社会福祉法人一覧	174

※保健所の概要については、別途「保健所事業概要」を作成しています。

## 函館市のあらまし

函館市は、北海道の南端部に位置し、恵まれた自然、集積した都市機能、歴史と伝統に培われた文化など数多くの優れた特性を背景に、北海道と本州を結ぶ交通の結節点として、また、南北海道の中核都市として成長してきました。

平成16年12月の近隣4町村との合併を契機に、平成17年10月に政令指定都市に準じた事務権限を持つ「中核市」へと移行し、また、平成28年3月には北海道新幹線が開業し、まちに活気と賑わいが生まれており、中心市街地の活性化や地域特性を生かしたまちづくりを進めているところです。

福祉分野においては、誰もが安心して暮らせる豊かな地域社会を築くことを目的に平成14年7月に「福祉のまちづくり条例」を施行し、市民や事業者が一体となった地域福祉推進の取り組みを進めており、平成24年4月には、市立障がい児・者施設である青柳学園、あおば学園、ともえ学園について、各事業間の連携による効果的なサービス提供を行うため統合整備し、療育機能の充実を図ることを目的として新たにほこだて療育・自立支援センターを開設しました。

また、平成30年3月には、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進するため「第8次函館市高齢者保健福祉計画および第7期函館市介護保険事業計画（平成30～32年度）」を策定したほか、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を提供する体制を確保するため「第5期函館市障がい福祉計画（平成30～32年度）」を策定しています。

国の構造改革や本格的な地方分権の推進など、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しているなか、今後も地域特性を生かしながら、豊かな市民生活を実現し、魅力にあふれ個性豊かなまちづくりを進めていくため、「人が輝き まちが輝く 交流都市 ほこだて」を将来像に、様々な交流を通じて、文化や産業をはぐくみ、新たな価値を生み出す地域社会の創造をめざしていきます。

### 1 位置と面積

面積	位置(市役所を中心とする)		広ぼう	
	経度(東経)	緯度(北緯)	東西	南北
677.87km <sup>2</sup>	140度44分	41度46分	41.1km	32.8km

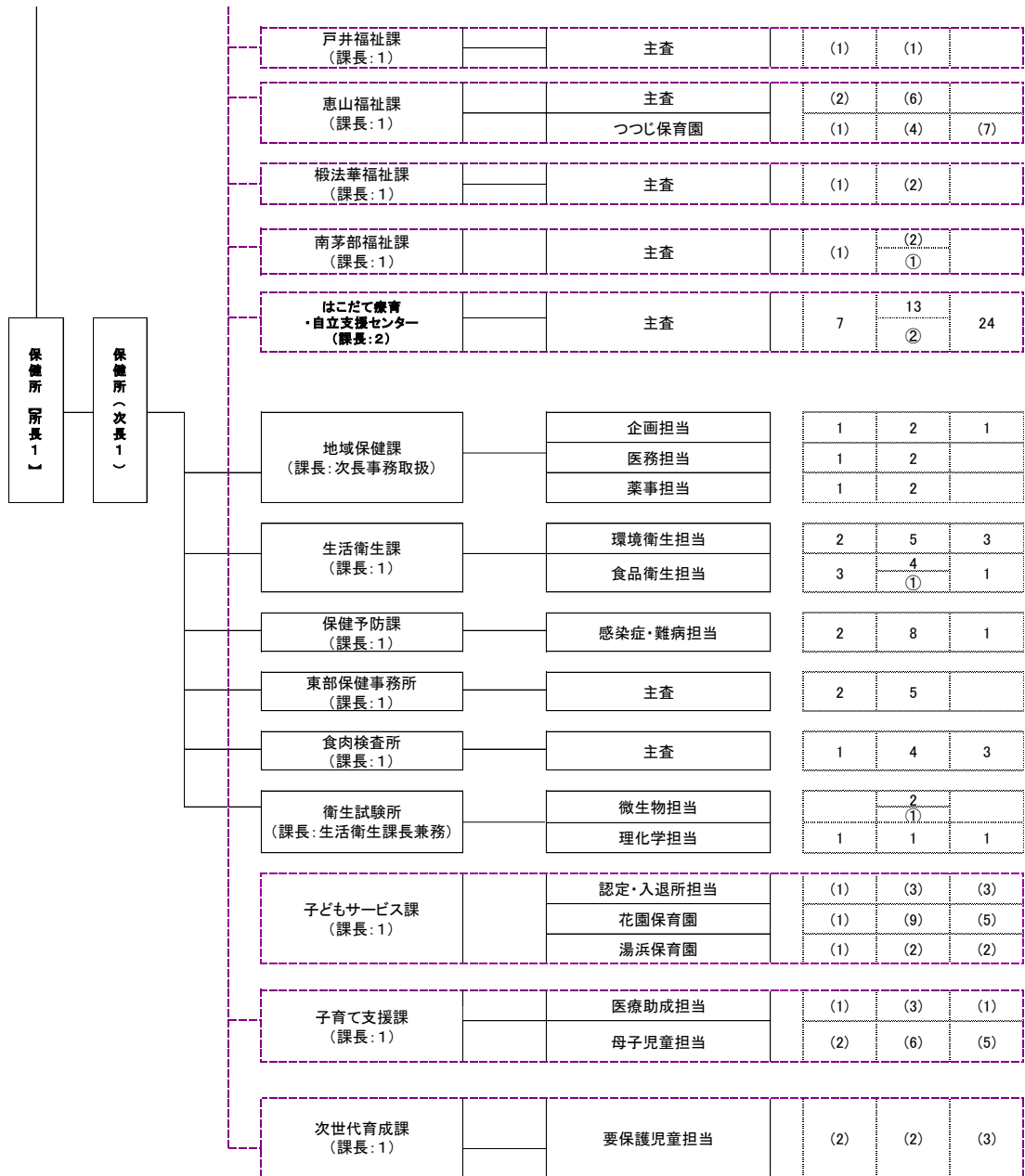
### 2 函館市の人口、世帯数の推移

(各年度4月末現在)

年度	28	29	30	
人口	266,970人	264,050人	260,530人	
	男	121,584人	120,228人	118,569人
	女	145,386人	143,822人	141,961人
世帯数	143,817世帯	143,615世帯	143,053世帯	

# 機構表

		【主査数】 【担当数】 (嘱託職員数)				
保健福祉部 【部長1】	保健福祉部 (次長1)	管理課 (課長:1)	庶務係	1	7	
			社会担当	1		1
			苦情処理担当	1	②	
			慰霊堂			2
		地域福祉課 (課長:1)	地域福祉担当	2	2	
			福祉推進担当	1	1	1
		指導監査課 (課長:1)	社会福祉法人担当	2		
			社会福祉施設担当	1		
			障がい等担当	1	1	
			高齢者担当	2	4	
		地域包括ケア推進課 (課長:1)	企画・管理担当	1	2	
			支援体制・人材育成担当	1	3	
医療・介護連携担当	1		1			
介護保険課 (課長:1)	介護サービス担当	1	7			
	介護認定担当	1	6	16		
	介護保険料担当	1	8	6		
高齢福祉課 (課長:1)	介護予防・認知症担当	1	5			
	家族介護支援担当	1		1		
	高齢者・介護総合相談窓口	2	5	2		
健康増進課 (課長:1)	健康増進担当	5	9	2		
障がい保健福祉課 (課長:1)	社会参加・事業担当	1	3			
	給付管理担当	1	3			
	公費医療等担当	1	5	1		
	相談支援・精神保健担当	2	11	7		
生活支援第1課 (課長:1)	管理担当 (生活困窮者支援担当)	1	8	3		
		1		2		
	第1担当	1	5	6		
	第2担当	1	④			
	不正受給対策担当	1	8	3		
生活支援第2課 (課長:1)	第3担当	1	8	3		
	第4担当	1	6			
	第5担当	1	7			
	第6担当	1	7			
湯川福祉課 (課長:1)	福祉担当	1	4			
	生活支援第1担当	1	7	3		
	生活支援第2担当	1	8	2		
	生活支援第3担当	1	8	1		
亀田福祉課 (課長:1)	福祉担当	1	3	1		
	介護・高齢・障がい相談窓口	2	7	1		
	生活支援第1担当	1	8	2		
	生活支援第2担当	1	7	1		
	生活支援第3担当	1	6	2		
	生活支援第4担当	1	7	3		



※          は福祉事務所に属するもの

※ ○内数字は再任用職員数

※ ( )内数字は兼務職員数

保健福祉部の職員数

(単位:人)

保健福祉部長 保健所長	保健福祉部次長 福祉事務所長 保健所次長	課長	主査	担当	計	再任用	嘱託
2	3	18	73	245	341	10	106

※ 平成30年5月1日現在(兼務職員数を除く)

## 事務分掌

### 保健福祉部

#### 管理課

- (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事。
- (2) 旧軍人等の恩給に関する事。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関する事。
- (4) 行旅病人および行旅死亡人に関する事。
- (5) 災害救助に関する事。
- (6) 援護寄託品に関する事。
- (7) 社会福祉思想の啓発に関する事。
- (8) 斎場に関する事。
- (9) 福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する事。
- (10) 福祉サービス苦情処理委員に関する事。
- (11) 社会福祉施設整備事業に関する事。

#### 庶務係

- (1) 部内の庶務および経理に関する事。

#### 地域福祉課

- (1) 民生委員および児童委員に関する事。
- (2) 民生委員推薦会に関する事。
- (3) 社会福祉協議会に関する事。
- (4) 総合福祉センターに関する事。
- (5) 総合福祉センター運営委員会に関する事。
- (6) 社会福祉審議会に関する事。
- (7) 地域福祉および福祉のまちづくりの推進に関する事。
- (8) 福祉のまちづくり推進委員会に関する事。
- (9) 高齢者に対する公共交通機関の乗車料金の助成に関する事。
- (10) 老人福祉センターに関する事。

#### 指導監査課

- (1) 社会福祉法人および社会福祉施設の指導および監査に関する事。
- (2) 社会福祉法人の設立認可等に関する事。
- (3) 社会福祉事業（他の主管に属するものを除く。）の許可等に関する事。
- (4) 介護保険法に基づく事業者等の指定等ならびに運営の指導および監査に関する事。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者等の指定等ならびに運営の指導および監査に関する事。
- (6) 有料老人ホームの届出等ならびに運営の指導および監査に関する事。
- (7) 社会福祉施設等の整備の助成（他の主管に属するものを除く。）に関する事。



## 地域包括ケア推進課

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に関する事。
- (2) 高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に関する事。
- (3) 介護予防・生活支援サービス事業に関する事。
- (4) 地域包括支援センターの運営に関する事。
- (5) 生活支援体制整備事業に関する事。
- (6) 医療・介護連携の推進に関する事。
- (7) 福祉コミュニティエリアに関する事。
- (8) 介護人材確保に関する事。

## 介護保険課

- (1) 介護保険料の収納管理および過誤納金の還付等に関する事。
- (2) 介護保険事業に係る報告等に関する事。
- (3) 介護給付等費用適正化事業に関する事。
- (4) 保険給付等に関する事。
- (5) 損害賠償請求および返納金に関する事。
- (6) 要介護認定および要支援認定に関する事。
- (7) 介護認定審査会に関する事。
- (8) 被保険者の資格の取得および喪失に関する事。
- (9) 介護保険料の賦課および収納に関する事。
- (10) 滞納処分に関する事。

## 高齢福祉課

- (1) 高齢者福祉および介護の総合相談に関する事。
- (2) 認知症施策の推進に関する事。
- (3) 一般介護予防事業に関する事。
- (4) 高齢者の虐待の防止に関する事。
- (5) 施設措置費負担金、使用料等の収納に関する事。
- (6) 高齢者に対する公共交通機関の乗車料金の助成に係る届けおよび申請の受付に関する事。
- (7) 高齢者の在宅福祉サービスに関する事。

## 健康増進課

- (1) 健康づくりに関する事。
- (2) 健康づくりの計画に関する事。
- (3) 健康づくり事業の企画および調整に関する事。
- (4) 食育の推進に関する事。
- (5) 栄養の指導および調査に関する事。
- (6) 歯科保健（乳幼児歯科健診に係るものを除く。）に関する事。

- (7) 健康増進法に基づく健康増進事業（肝炎ウイルス検診に係るものを除く。）に関する  
こと。
- (8) 食品表示法に関すること（国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示  
の事項および食品等の収去に係るものを除く。）。
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導に関すること。
- (10) がんの予防および早期発見の推進に関すること。
- (11) 石綿による健康被害の救済に関すること。

#### **障がい保健福祉課**

- (1) 障がい者基本計画および障害福祉計画に関すること。
- (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定等に関すること。
- (3) 指定自立支援医療機関に関すること。
- (4) 障害者等に対する公共交通機関の乗車料金の助成に関すること。
- (5) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (6) 精神保健および精神障害者福祉に関すること。
- (7) 重度心身障害者医療費助成に関すること。
- (8) 自殺予防対策連絡会議に関すること。
- (9) 自殺予防普及啓発事業等に関すること。
- (10) 障害者の虐待の防止に関すること。

#### **生活支援第1課**

- (1) 生活保護に係る医療機関等の指定等に関すること。
- (2) 生活保護に係る医療機関等の運営指導に関すること。
- (3) 浮浪者の送還に関すること。
- (4) 生活保護に係る返還金および徴収金の収納に関すること。
- (5) 生活保護に係る損害賠償請求に関すること。
- (6) 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。

#### **湯川福祉課**

- (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- (2) 旧軍人等の恩給に関すること。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関すること。
- (4) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 高齢者および障害者等に対する公共交通機関の乗車料金の助成に係る届けおよび  
申請の受付に関すること。
- (6) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (7) 遺児手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

#### **亀田福祉課**

- (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。

- (2) 旧軍人等の恩給に関する事。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関する事。
- (4) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (5) 高齢者の虐待の防止に関する事。
- (6) 高齢者および障害者等に対する公共交通機関の乗車料金の助成に係る届けおよび申請の受付に関する事。
- (7) 高齢者の在宅福祉サービスに関する事。
- (8) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関する事。
- (9) 精神保健および精神障害者福祉に関する事。
- (10) 遺児手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (11) 障害者の虐待の防止に関する事。

## 福祉事務所

### 高齢福祉課

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関する事。

### 障がい保健福祉課

- (1) 障害者の保健・福祉サービスに係る相談に関する事。
- (2) 身体障害者手帳の交付に関する事。
- (3) 介護給付費等の支給に関する審査会に関する事。
- (4) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に関する事。
- (5) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に関する事。
- (6) 精神障害者および精神に障害のある児童の福祉に関する事。
- (7) 特別児童扶養手当, 特別障害者手当, 障害児福祉手当および福祉手当に関する事。

### 生活支援第1課

- (1) 生活保護要保護者の保護に関する事。
- (2) 就労自立給付金に関する事。
- (3) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関する事。
- (4) 生活保護の医療券に関する事。
- (5) 社会福祉統計に関する事。
- (6) 社会福祉の現業に関する事。

### 生活支援第2課

- (1) 生活保護要保護者の保護に関する事。
- (2) 就労自立給付金に関する事。
- (3) 社会福祉の現業に関する事。

## 湯川福祉課

湯川支所および銭亀沢支所の所管区域内の次に掲げる事項ならびに戸井支所，恵山支所，  
楸法華支所および南茅部支所の所管区域内の第6号，第7号および第9号に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (3) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (4) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (6) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (7) 就労自立給付金に関すること。
- (8) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関すること。
- (9) 生活保護の医療券に関すること。
- (10) 社会福祉の現業に関すること。

## 亀田福祉課

亀田支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者および障害者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関すること。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に関すること。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に関すること。
- (5) 精神障害者および精神に障害のある児童の福祉に関すること。
- (6) 特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当および福祉手当に関すること。
- (7) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (8) 児童扶養手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (9) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (10) 就労自立給付金に関すること。
- (11) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関すること。
- (12) 生活保護の医療券に関すること。
- (13) 社会福祉の現業に関すること。

## 戸井福祉課

戸井支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関すること。

- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (5) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (6) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (7) 生活保護要保護者の相談に関する事。
- (8) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関する事。
- (9) 社会福祉の現業に関する事。

### 恵山福祉課

恵山支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関する事。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (5) 市立保育所等の入所，退所等に関する事。
- (6) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (7) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (8) 生活保護要保護者の相談に関する事。
- (9) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関する事。
- (10) 社会福祉の現業に関する事。

### 楳法華福祉課

楳法華支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関する事。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (5) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。

- (6) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (7) 生活保護要保護者の相談に関する事。
- (8) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関する事。
- (9) 社会福祉の現業に関する事。

### 南茅部福祉課

南茅部支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関する事。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (5) 認可保育所等の入所，退所等に関する事。
- (6) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (7) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (8) 生活保護要保護者の相談に関する事。
- (9) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関する事。
- (10) 社会福祉の現業に関する事。

保健福祉部電話番号一覧

課(職)・施設名	電話番号	課(職)・施設名	電話番号
部長(庶務係取次)	21- 3256	公費医療等担当	21- 3187
次長	21- 3252	手話・ろうあ相談	21- 3014
福祉事務所長	21- 3287	社会参加・事業担当	21- 3263
管理課長	21- 3253	給付管理担当	21- 3123
庶務係	21- 3256	生活支援第1課長	21- 3278
社会担当	21- 3255	管理	21- 3276
福祉サービス苦情処理担当	21- 3297	生活困窮者支援担当	21- 3090
函館市慰霊堂	23- 4465	面接	21- 3285
地域福祉課長	21- 3066	第1	21- 3283
地域福祉担当	21- 3289	第2	21- 3274
福祉推進担当	21- 3021	不正受給担当	21- 3087
指導監査課長	21- 3924	生活支援第2課長	21- 3292
法人担当	21- 3262	第3	21- 3259
施設担当	21- 3922	第4	21- 3280
障がい等担当	21- 3925	第5	21- 3279
高齢者担当	21- 3926	第6	21- 3094
地域包括ケア推進課長	21- 3043	湯川福祉課長	57- 6171
企画・管理担当	21- 3041	福祉担当	57- 6170
支援体制・人材育成担当	21- 3016	保護第1	57- 6171
医療・介護連携担当	21- 3042	保護第2	57- 6172
介護保険課長	21- 3020	保護第3	57- 6174
介護サービス担当	21- 3023	亀田福祉課長	45- 5481
介護認定担当	21- 3027	福祉担当	45- 5481
介護保険料担当	21- 3033	介護・高齢・障がい相談窓口	45- 5482
賦課担当	21- 3034	生活支援第1	45- 5483
収納担当	21- 3037	生活支援第2	45- 5532
高齢福祉課長	21- 3080	生活支援第3	45- 5563
高齢者・介護総合相談窓口	21- 3025	生活支援第4	45- 5564
	21- 3026	はこだて療育・自立支援センター	36- 0500
家族介護支援担当	21- 3065	戸井福祉課長	82- 2112
介護予防・認知症担当	21- 3081	主査	〃
健康増進課長	32- 1516	恵山福祉課長	85- 2335
健康増進担当	32- 1515	主査	〃
	32- 1532	椴法華福祉課長	86- 2111
障がい保健福祉課長	21- 3266	主査	〃
相談支援・精神保健担当	21- 3302	南茅部福祉課長	25- 6038
	21- 3077	主査	25- 6042

# 当初予算

## 一般会計

(単位：千円)

款 項 目	30年度 当初予算A	財源内訳(平成30年度分)					29年度 当初予算B	比較 A-B
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	道支出金	地方債	その他			
民生費	36,201,307	19,762,498	2,171,833	6,300	787,423	13,473,253	35,984,172	217,135
社会福祉費	10,635,507	3,957,748	2,166,777	6,300	598,553	3,906,129	10,781,150	△ 145,643
社会福祉総務費	712,338	70,972	4,553	5,000	8,250	623,563	701,055	11,283
障害者福祉費	7,940,089	3,881,271	1,940,119	0	8,444	2,110,255	7,480,513	459,576
重度心身障害者医療助成費	740,395	0	222,105	0	146,213	372,077	783,080	△ 42,685
療育・自立支援センター費	107,985	0	0	0	257,663	△ 149,678	105,455	2,530
老人福祉費	1,134,700	5,505	0	1,300	177,983	949,912	1,711,047	△ 576,347
生活保護費	21,223,459	15,730,849	0	0	179,370	5,313,240	21,002,962	220,497
生活保護総務費	109,938	75,321	0	0	0	34,617	103,744	6,194
扶助費	21,113,521	15,655,528	0	0	179,370	5,278,623	20,899,218	214,303
災害救助費	3,750	0	2,812	0	0	938	3,750	0
災害救助費	3,750	0	2,812	0	0	938	3,750	0
社会福祉施設整備資金費	6,500	0	0	0	6,500	0	6,500	0
社会福祉施設整備費	6,500	0	0	0	6,500	0	6,500	0
在宅福祉促進事業費	0	0	0	0	0	0	44,637	△ 44,637
在宅福祉促進事業費	0	0	0	0	0	0	44,637	△ 44,637
介護保険費	4,332,091	73,901	2,244	0	3,000	4,252,946	4,145,173	186,918
介護保険事業費	6,091	0	2,244	0	3,000	847	130,173	△ 124,082
介護保険事業特別会計繰出金	4,326,000	73,901	0	0	0	4,252,099	4,015,000	311,000
衛生費	717,506	18,405	28,928	0	143,375	526,798	735,343	△ 17,837
保健衛生費	717,506	18,405	28,928	0	143,375	526,798	735,343	△ 17,837
保健衛生総務費	187,287	0	12,916	0	14,675	159,696	193,949	△ 6,662
公衆衛生費	12,726	0	0	0	7,064	5,662	12,870	△ 144
健康増進事業費	182,348	3,251	7,375	0	12,203	159,519	183,110	△ 762
予防接種費	144,866	0	0	0	0	144,866	145,054	△ 188
衛生試験所費	19,318	26	0	0	10,653	8,639	18,143	1,175
保健所費	40,914	14,868	5,532	0	1,621	18,893	49,898	△ 8,984
環境衛生費	11,080	260	3,105	0	41,139	△ 33,424	10,989	91
火葬場費	118,967	0	0	0	56,020	62,947	121,330	△ 2,363
土木費	63,000	0	0	56,700	0	6,300	100,000	△ 37,000
道路橋梁費	63,000	0	0	56,700	0	6,300	100,000	△ 37,000
道路橋梁改良費	63,000	0	0	56,700	0	6,300	100,000	△ 37,000
保健福祉部予算	36,981,813	19,780,903	2,200,761	63,000	930,798	14,006,351	36,819,515	162,298



国民健康保険事業特別会計

(単位:千円)

款 項 目	29年度当初予算A	30年度当初予算B	比 較 B-A
保健事業費	6,159	6,045	△ 114
特定健康診査等事業費	5,035	4,853	-182
特定健康診査等事業費	5,035	4,853	△ 182
保健事業費	1,124	1,192	68
保健衛生普及費	1,124	1,192	68
合 計	6,159	6,045	△ 114

介護保険事業特別会計

(単位:千円)

款 項 目	29年度当初予算A	30年度当初予算B	比 較 B-A
総務費	256,698	260,579	3,881
総務管理費	50,053	53,560	3,507
一般管理費	46,418	50,770	4,352
趣旨普及費	3,635	2,790	△ 845
徴収費	21,253	23,605	2,352
賦課徴収費	21,253	23,605	2,352
介護認定費	185,392	183,414	△ 1,978
介護認定費	185,392	183,414	△ 1,978
保険給付費	24,746,824	26,259,649	1,512,825
介護諸費	24,024,032	25,531,942	1,507,910
介護サービス給付費	24,001,744	25,509,205	1,507,461
審査支払委託費	22,288	22,737	449
高額介護サービス費	722,792	727,707	4,915
高額介護サービス費	633,109	629,044	△ 4,065
高額医療合算介護サービス費	89,683	98,663	8,980
地域支援事業費	1,164,993	1,875,177	710,184
地域支援事業費	1,164,993	1,875,177	710,184
介護予防・日常生活支援総合事業費	785,659	1,429,053	643,394
包括的支援等事業費	379,334	446,124	66,790
基金積立金	86,326	196,134	109,808
基金積立金	86,326	196,134	109,808
介護給付費準備基金積立金	86,326	196,134	109,808
諸支出金	31,280	31,459	179
過年度支出金	31,080	31,259	179
過年度支出金	1	1	0
第1号被保険者保険料還付金	31,079	31,258	179
還付加算金	200	200	0
還付加算金	200	200	0
職員費	412,775	435,249	22,474
職員費	412,775	435,249	22,474
一般部局職員費	412,775	435,249	22,474
予備費	10,000	10,000	0
予備費	10,000	10,000	0
予備費	10,000	10,000	0
合 計	26,708,896	29,068,247	2,359,351

## 地域福祉

### 1 第3次函館市地域福祉計画 ～共に支え合う社会をめざして～

#### (1) 計画策定の趣旨等

##### ア 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化の進行，地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化，さらには，生活の質や豊かさを重視する志向の高まりなど，地域社会を取り巻く環境が大きく変化してきています。

また，引きこもりや支援拒否などによる社会からの孤立，虐待，暴力などの社会問題が増加してきているなかで，これまでの公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題，例えば，公的な制度の対象としてはふさわしくないニーズや制度の谷間にある人への支援，あるいは個々の制度だけでは不十分となるケースへの対応などの課題が生じてきています。

このため，行政に加えて，住民や地域が主体的に活動し，三者が問題意識を共有しながら連携することによって，誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる「共に支え合う社会」を構築することが求められています。

##### イ 地域福祉とは何か

地域福祉とは，地域住民や社会福祉法人，ボランティア，事業者などが相互に協力して，福祉サービスを必要とする人も必要としない人も，同じ地域社会の一員として日常生活を営み，自分の意思で様々な社会活動に参加できるような社会を創り上げていくことです。

地域福祉を進めていくためには，すべての市民が福祉に対する理解を深め，地域での各種活動に積極的に参加するとともに，地域で活動する団体，事業者などと様々な情報を共有するなどにより，住民・地域・行政が相互に連携・協力していくことが大切です。

##### ウ 計画の位置付け

公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題を解決するためには，地域福祉という考え方を共有し，地域における支え合いの仕組みとして取り組んでいく必要があります。

地域におけるこれらの課題は，誰にも起こり得るものであり，住民の間でそれを共有し，解決に向かうような仕組みをつくっていくことは，地域の人々が安全・安心に暮らせることにつながっていくものと考えます。

本市においては，そのような仕組みづくりをめざし，平成16年度に地域福祉計画を策定し，地域福祉の理念の普及に努めるとともに，地域福祉についてより具体的に取り組むため，平成20年度には第2次函館市地域福祉計画を策定しました。

第2次計画では，地域福祉コーディネーターの配置やモデル地区の指定により，様々な取組みを実践してきましたが，地域福祉のさらなる展開を図るため，第3次函館市地域福祉計画を策定しました。

## エ 計画の期間

計画の期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 か年です。

## (2) 地域福祉の基本理念

### ア 住民参加

障がいの有無、年齢、性別など、人間にはそれぞれ異なった個性や特性がありますが、こうした特性等を超えて、すべての市民に地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できる機会が平等に保障されなければなりません。

そして、このような社会は、福祉サービスを必要とする人にも必要としない人にも等しく望ましい社会であるという意識を共有しなければ達成できるものではありません。

したがって、このような意識を共有し、地域福祉を推進していくためには、計画の策定段階から具体的取組みにいたるさまざまな場面において、住民の主体的な参加を進めていくことが必要です。

### イ 共に生きる社会づくり

地域福祉を推進するうえでは、人間の持つ多様性を互いに認め合い、地域社会への参加を促しながら、地域で共に生きる住民相互が連携し心のつながりを育むことが必要です。また、福祉サービスの利用にあたっては、利用者個人の尊厳や基本的人権が尊重されるよう、地域全体で擁護できる仕組みづくりを進めることが必要です。

### ウ 男女共同参画

男性も女性も共に、日々の暮らしのなかで地域の課題に目を向け、社会の対等な構成員として、それらの課題解決に向けた意思決定や諸活動に参画していくことが必要であり、地域福祉を推進するための諸活動は、男女共同参画の視点で展開されることが大切です。

## エ 福祉文化の創造

地域住民が、自らの生活基盤である地域社会における問題を自らの問題としてとらえ、事業者とも連携しながら福祉サービスの提供に主体的に関わることが重要であり、また、福祉サービスを提供する事業者も自らのサービス提供のあり方に常に目を向け、利用者の立場に立って検証する必要があります。

このような活動の積み重ねが、それぞれの地域における個性ある福祉、すなわち福祉文化を創造していくことにつながります。

## (3) 計画の基本的方策

### ア 地域での支援体制の構築

すべての住民が同じ地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、地域とのつながりを大切にするとともに、地域住民や行政、事業者が共に連携・協力するなかで、保健・医療・福祉などのサービスについて、気軽に相談を受け、必要な情報を提供することにより、安全・安心に暮らすことができるよう、地域での支援体制の整備を進めます。

## イ 住民参加・人材育成の促進

地域住民の地域における自立した生活を支援するためには、住民自らも「サービスの担い手」としての意識を高めながら、主体的に活動へ参加していくことが重要であり、そのためにも、生きがいつくりや交流事業などの充実に努めるほか、活動への参加機会の提供、さらには人材の養成・確保のための事業への参加の促進を図ります。

## ウ 活動団体の連携体制の整備

少子高齢化や核家族化の進行などにより、公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題が生じてきていることから、基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応することを原則としつつ、住民や地域が主体的に関わる「共に支え合う社会」の構築が求められています。

このため、多様な民間の活動団体が担い手となり、相互に連携することによって、それぞれの団体が有する情報を共有するとともに、専門的な知識・能力を活用しながら、きめ細かな活動をすることにより地域の課題の解決をめざします。

## エ 情報の共有化の促進

地域における福祉の実情をよく把握している町会や民生委員・児童委員、在宅福祉委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどでは、それぞれが地域で活動し、様々な支援を行っていますが、個々が持つ情報を共有化することにより、地域で支援を必要とする人への対応が円滑に進められることから、基本的人権に配慮しながら、情報の共有化を促進します。

## オ 地域資源の活用

地域福祉の目的の一つは、地域住民の参加を促し、地域のなかで共に支え合う体制を構築することですが、その実現のためには、身近な地域で相談し、地域住民が必要な情報を得られることが重要であり、また、住民と地域において活動している人との交流などが求められていることから、地域の身近な交流の場としての町会館などの利用のほか、地域包括支援センターや福祉施設などが有する情報とともに、施設職員が有する知識を生かす取組みを促進します。

## カ 共に支え合う意識づくり

地域の課題について公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができなくなっている状況を踏まえ、地域福祉を推進するためには、その意義を市民自らが理解し、責任と自覚を持って参加していくことが重要であり、福祉サービスの受け手が場合によっては担い手になることもできることから、共に支え合う意識づくりに取り組みます。

## 高齢者福祉

高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加や、要介護高齢者を支える家族の状況の変化などの社会的な背景から、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年（2000年）に介護保険制度が施行されてから、今年で18年が経過します。

本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、老人福祉法や介護保険法に基づく「函館市高齢者保健福祉計画・函館市介護保険事業計画」を策定し、介護保険サービスの基盤整備のほか、介護予防の推進や生きがいつくりの促進、生活環境の整備など、様々な高齢者施策に総合的に取り組んでいます。

### 1 高齢者の状況

#### (1) 65歳以上の人口

（平成30年3月31日現在 単位：人）

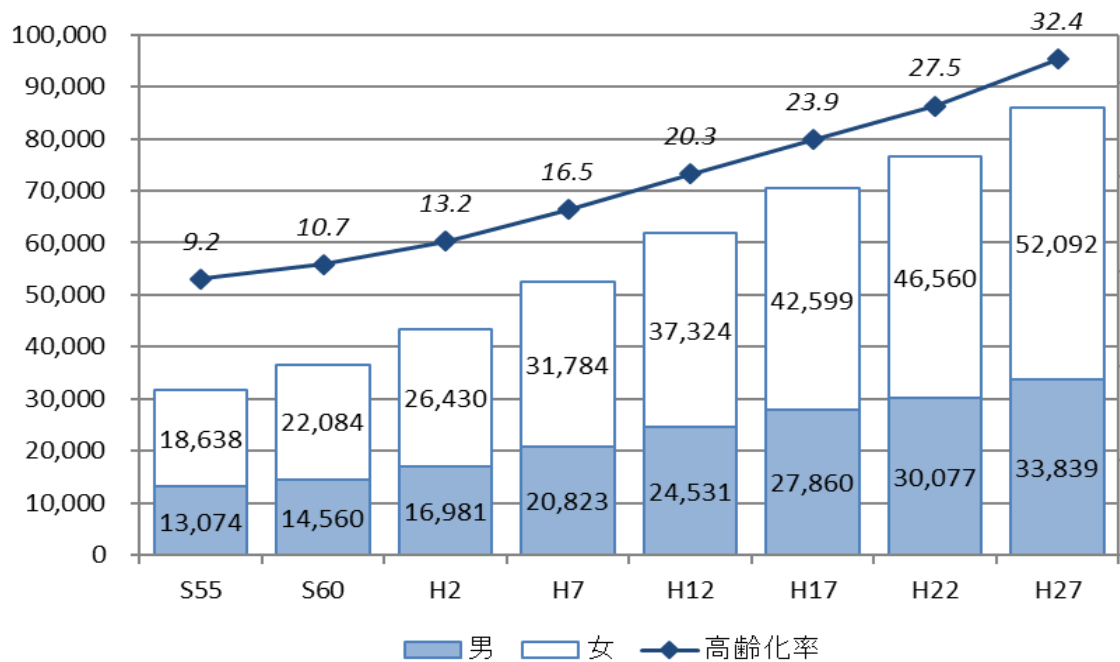
区分	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	合計	総人口 に占める割合 (%)
男	11,242	8,452	6,529	5,115	2,807	972	174	15	35,306	29.9
女	13,527	11,172	9,946	8,756	6,299	3,121	888	141	53,850	37.9
合計	24,769	19,624	16,475	13,871	9,106	4,093	1,062	156	89,156	34.3

65歳以上の人口割合

(単位：人，%)

年	函館市の人口				高齢化率		
		うち65歳以上			函館市	北海道	国
		男	女				
昭和55	345,165	31,712	13,074	18,638	9.2	8.1	9.1
60	342,540	36,644	14,560	22,084	10.7	9.7	10.3
平成2	328,493	43,411	16,981	26,430	13.2	12.0	12.1
7	318,308	52,607	20,823	31,784	16.5	14.8	14.5
12	305,311	61,855	24,531	37,324	20.3	18.2	17.3
17	294,264	70,459	27,860	42,599	23.9	21.4	20.1
22	279,127	76,637	30,077	46,560	27.5	24.7	23.0
27	265,979	85,931	33,839	52,092	32.4	29.1	26.6

※ 国勢調査（昭和55年～平成12年は旧町村分を合算）



(2) ひとり暮らしの高齢者

(平成27年国勢調査 単位：人)

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
男	1,739	1,211	897	627	589	5,063
女	3,029	3,119	3,266	3,128	2,543	15,085
計	4,768	4,330	4,163	3,755	3,132	20,148

## 2 第8次函館市高齢者保健福祉計画・第7期函館市介護保険事業計画（2018年3月策定）

### (1) 計画策定にあたって

#### ア 計画策定の背景

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進および介護保険制度の持続可能性の確保を目的とする「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険法が改正されたことから、自立支援・重度化防止の取組や、医療・介護の連携などを推進し、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年を見据えた計画としています。

#### イ 法令などの根拠

高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める老人福祉法第20条の8に規定された市町村老人福祉計画となる高齢者保健福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険法第117条に規定された市町村介護保険事業計画を一体的に策定しています。

#### ウ 計画の策定に向けた取組および体制

以下の取組などを通じて本計画を策定しています。

- (ア) 函館市高齢者計画策定推進委員会の開催
- (イ) 市民への情報公開
- (ウ) 各種調査の実施
  - ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
  - ・ 在宅介護実態調査
  - ・ 介護保険施設等入所（入居）申込者状況調査
  - ・ 介護保険サービス等の提供に係る事業者意向調査

#### エ 計画期間

2018年度～2020年度（3年間）

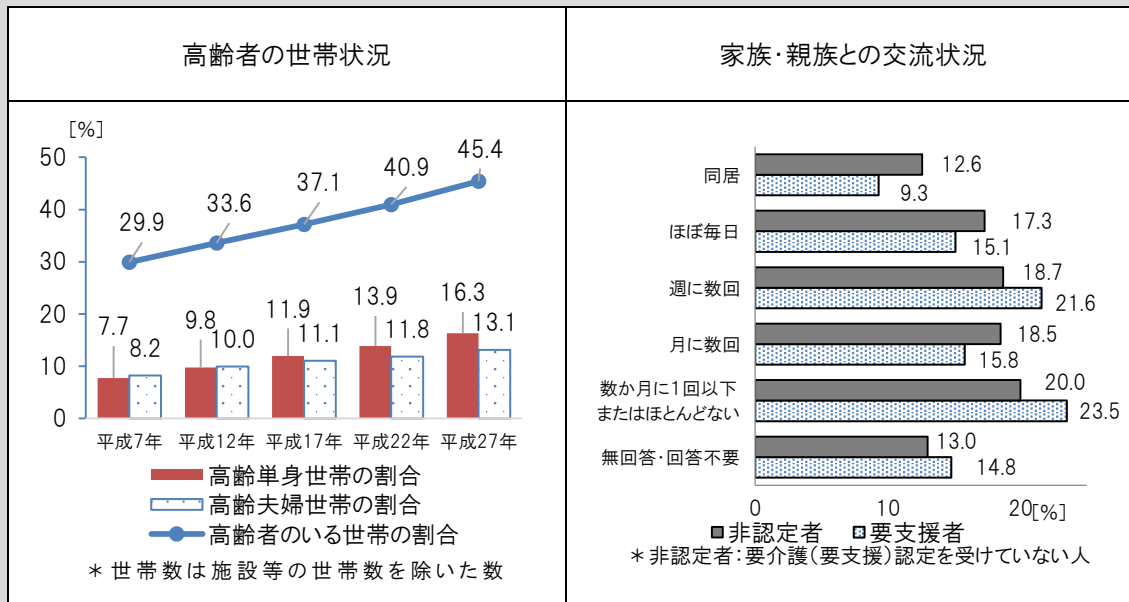
#### オ 他計画との整合

国の基本指針に則し、北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画および医療計画との整合や、第3次函館市地域福祉計画や第5期函館市障がい福祉計画、他の高齢者に関する事項を定める各種計画との調和を図りました。

(2) 本市における高齢者の現状と課題

< 現状 1 >

少子高齢化の進行に伴い、一般世帯に占める高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の割合が上昇傾向にあるほか、家族・親族との交流の機会が少ない高齢者が多い。

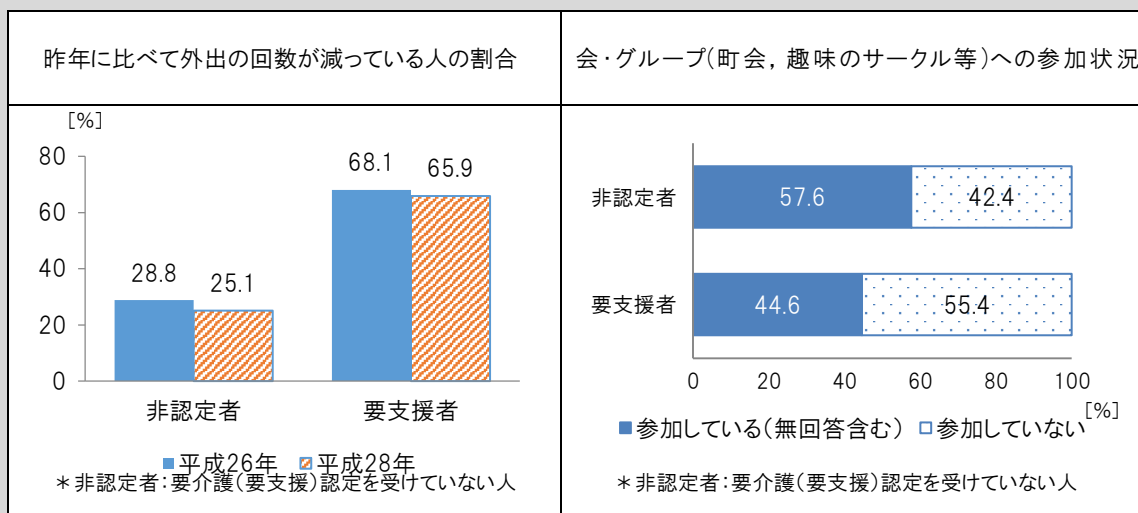


< 課題 1 >

地域住民がそれぞれの役割を持ち、自分らしく活躍し、支え合いながら暮らすことのできる地域社会の実現と多様な主体による支援体制の構築

< 現状 2 >

昨年に比べて、外出の回数が減っている高齢者や、会・グループ（町会、趣味のサークル等）に参加していない高齢者が多い。



< 課題 2 >

地域社会の担い手として期待される高齢者の健康の維持増進・社会参加の促進と、それに資する環境づくり



＜ 現 状 3 ＞

要介護(要支援)認定率が全国や北海道と比べて高く、サービス提供体制の確保が求められているが、各事業所では訪問介護員や介護職員が不足していると感じている。

認定率の状況	[%]				
	区分	函館市	北海道	全国	中核市平均
	平成26年度	22.0	19.3	17.9	18.4
	平成27年度	22.1	19.4	17.9	18.4
	平成28年度	22.2	19.5	18.0	18.5

介護人材の状況	[%]					
	区分	大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰
	事業所全体	9.8	22.9	26.7	40.1	0.5
	訪問介護員(サービス提供責任者含む)	20.0	44.3	25.7	10.0	0.0
	介護職員	14.6	24.4	27.7	32.9	0.5
	看護職員	2.3	9.3	16.2	71.7	0.6
	生活相談員(支援相談員)	1.5	2.9	12.5	80.9	2.2
	介護支援専門員(ケアマネジャー)	1.1	5.0	10.0	82.2	1.7
	理学・作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員等	4.4	1.1	13.3	81.1	0.0
	栄養士	0.0	1.7	6.8	89.8	1.7

\* 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません。

＜ 課 題 3 ＞

要介護(要支援)認定率の上昇に伴い必要となる介護人材の確保と育成、サービスの質の向上、サービス提供基盤の充実などによる、安定した介護保険制度の構築

(3) 計画の基本的な考え方

ア 計画の基本理念と基本目標

市民の長寿社会に関する意識の高揚や市の施策の推進を図るため、平成6年12月10日に宣言した「いきいき長寿都市」の趣旨を本計画の基本理念としています。

**【 基本理念 ～いきいき長寿都市宣言～ 】**

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして

基本理念の実現に向け、計画策定にあたっての課題等を踏まえ、以下の3つの基本方針を掲げ、高齢者保健福祉施策および介護保険施策に取り組みます。

**■基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進**

地域の多様な主体の連携や市民相互の支え合い等を推進し、思いやりにあふれ、安心して暮らすことができる社会の実現をめざします。

**■基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備**

高齢者が生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるよう、生活環境等の整備を進めます。

**■基本方針Ⅲ 安定した介護保険制度の構築**

質の高い介護保険サービスを適切かつ公平公正に受けられるよう、サービス提供基盤の充実と適正な運営の確保を図ります。

## イ 施策の体系

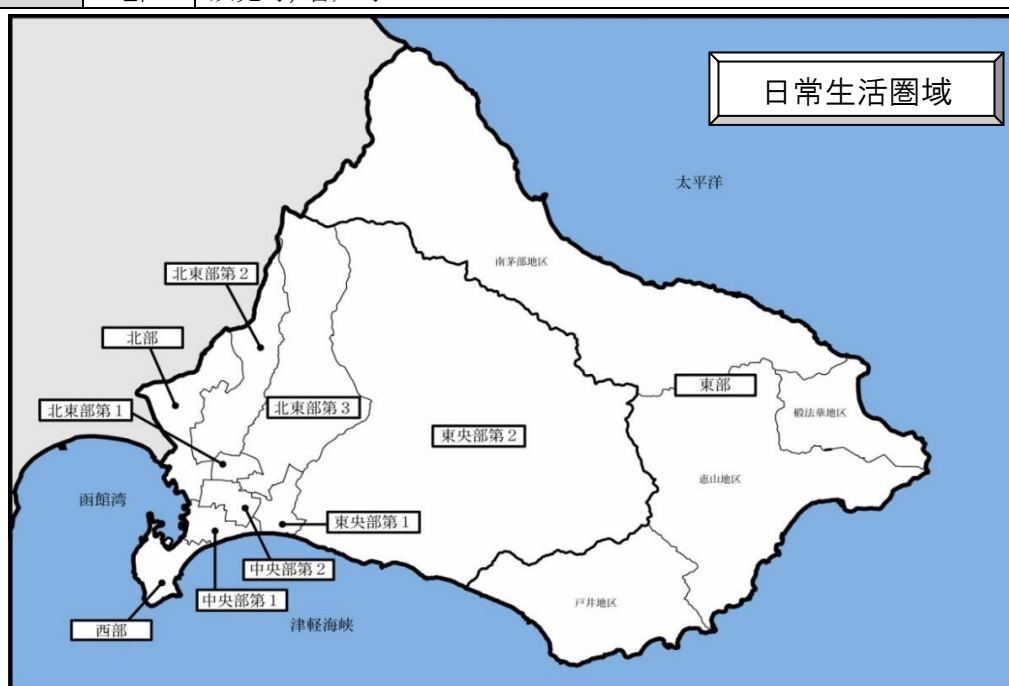
基本理念	基本方針	基本施策	
		施策目標	個別施策
いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして	I 地域の 支え合いの 推進	1 共に支え合う地域づくりの推進	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な人々の支え合いによる地域社会の実現をめざします</li> <li>支援を必要とする人へ早期に介入し適切な支援を行います</li> </ul>	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 地域ケア会議の推進 (3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化 (4) 高齢者虐待防止の推進 (5) 地域における見守り活動の推進 (6) 介護に取り組む家族等への支援の充実 (7) 高齢者在宅福祉サービスの充実 (8) 福祉コミュニティエリアの推進
		2 在宅医療・介護連携の推進	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します</li> </ul>	(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 (2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実
	3 認知症高齢者等への支援の充実		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の人とその家族を支える地域づくりに取り組みます</li> </ul>	(1) 知識の普及と理解の促進 (2) 認知症の人と家族への支援体制の強化 (3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進 (4) 成年後見制度の利用促進
	II 自立した生活を送ることができる環境の整備	4 介護予防・健康づくりによる自立の推進	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が主体的に身近な場所で介護予防と健康づくりに取り組む環境を整えます</li> </ul>	(1) 介護予防の普及・啓発 (2) 地域の主体的な介護予防活動の支援 (3) 地域リハビリテーションの推進 (4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進
5 主体的な社会参加の促進			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が地域社会に主体的に参加できる環境を整えます</li> </ul>	(1) 支え合い活動への参加支援 (2) 生涯学習・スポーツ活動の推進 (3) 就業機会の拡大	
6 暮らしやすいまちづくりの推進			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が地域でいきいきと暮らせる生活環境の整備を進めます</li> </ul>	(1) 市民協働の推進 (2) 安心・安全な生活の確保 (3) 福祉のまちづくりの推進 (4) 高齢者向け住まいの充実	
III 安定した介護保険制度の構築	7 介護保険サービスの充実		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険サービス基盤の充実により日常生活を支援します</li> </ul>	(1) 施設・居住系サービス基盤の整備 (2) 介護給付等対象サービスの利用見込み (3) 介護保険料	
8 介護保険制度の円滑な運営			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度の適正な運営を進め、効果的・効率的な介護給付を実施します</li> </ul>	(1) 情報発信の充実 (2) 人材の確保および資質の向上 (3) 事業者への支援・指導体制の充実 (4) 低所得者向け施策の実施 (5) 介護認定の公平性・公正性の確保 (6) 介護給付適正化計画の推進	

## ウ 日常生活圏域の設定

本市の日常生活圏域は10圏域とし、各圏域に地域包括支援センターを設置するほか、東部圏域にはランチ1か所を設置し、高齢者への総合的な支援を行うなど、地域包括ケアシステムを支える中核機関として各種取組を推進します。

### <日常生活圏域の町名>

圏域	町名
西部	入舟町, 船見町, 弥生町, 弁天町, 大町, 末広町, 元町, 青柳町, 谷地頭町, 住吉町, 宝来町, 東川町, 豊川町, 大手町, 栄町, 旭町, 東雲町, 大森町
中央部第1	松風町, 若松町, 千歳町, 新川町, 上新川町, 海岸町, 大縄町, 松川町, 万代町, 中島町, 千代台町, 堀川町, 高盛町, 宇賀浦町, 日乃出町, 的場町, 金堀町, 広野町
中央部第2	大川町, 田家町, 白鳥町, 八幡町, 宮前町, 時任町, 杉並町, 本町, 梁川町, 五稜郭町, 柳町, 松陰町, 人見町, 乃木町, 柏木町
東央部第1	川原町, 深堀町, 駒場町, 湯浜町, 湯川町1丁目～3丁目, 花園町, 日吉町1丁目～4丁目
東央部第2	戸倉町, 榎本町, 上野町, 高丘町, 滝沢町, 見晴町, 鈴蘭丘町, 上湯川町, 銅山町, 旭岡町, 西旭岡町1丁目～3丁目, 鱒川町, 寅沢町, 三森町, 紅葉山町, 庵原町, 亀尾町, 米原町, 東畑町, 鉄山町, 蛾眉野町, 根崎町, 高松町, 志海苔町, 瀬戸川町, 赤坂町, 銭亀町, 中野町, 新湊町, 石倉町, 古川町, 豊原町, 石崎町, 鶴野町, 白石町
北東部第1	富岡町1丁目～3丁目, 中道1丁目・2丁目, 鍛冶1丁目・2丁目
北東部第2	美原1丁目～5丁目, 赤川町, 赤川1丁目, 亀田中野町, 北美原1丁目～3丁目, 石川町, 昭和1丁目～4丁目
北東部第3	山の手1丁目～3丁目, 本通1丁目～4丁目, 陣川町, 陣川1丁目・2丁目, 神山町, 神山1丁目～3丁目, 東山町, 東山1丁目～3丁目, 水元町, 亀田大森町
北部	浅野町, 吉川町, 北浜町, 港町1丁目～3丁目, 追分町, 亀田町, 桔梗町, 桔梗1丁目～5丁目, 西桔梗町, 昭和町, 亀田本町, 亀田港町
東部	戸井地区 小安町, 小安山町, 釜谷町, 汐首町, 瀬田来町, 弁才町, 泊町, 館町, 浜町, 新二見町, 原木町, 丸山町
	恵山地区 日浦町, 吉畑町, 豊浦町, 大瀬町, 中浜町, 女那川町, 川上町, 日和山町, 高岱町, 日ノ浜町, 古武井町, 恵山町, 柏野町, 御崎町
	榎法華地区 恵山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町, 新浜町, 銚子町
	南茅部地区 古部町, 木直町, 尾札部町, 川汲町, 安浦町, 白尻町, 豊崎町, 大船町, 双見町, 岩戸町



#### (4) 施策の展開

##### ■基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進

基本施策1 共に支え合う地域づくりの推進	
施策の方向性	住み慣れた地域で、高齢期の生活をその人らしく豊かに安心して営むことができるよう、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や町会等の地域の多様な支援者と連携しながら、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図り、共に支え合う地域づくりに取り組むとともに、増加している困難事例に対し、早期に必要な支援を行うことで、問題の深刻化を防ぎ、高齢者虐待防止に努めます。
施策の目標	多様な人々の支え合いによる地域社会の実現をめざします 支援を必要とする人へ早期に介入し適切な支援を行います
主な取組	○地域包括支援センターの機能強化    ○地域ケア会議の開催 ○生活支援体制整備事業                      ○高齢者虐待防止ネットワークの構築 ○高齢者見守りネットワーク事業              ○家族介護者交流事業・男性家族介護者交流事業 ○福祉コミュニティエリアの整備              ○ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業 など

基本施策2 在宅医療・介護連携の推進	
施策の方向性	高齢者は加齢に伴い、疾病にかかりやすいなどの特徴があり、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加しています。 このような高齢者に対し、様々な局面で包括的かつ継続的な医療と介護を提供するため、医師会をはじめ関係団体と緊密に連携しながら、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します。
施策の目標	切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します
主な取組	○医療・介護連携支援センター運営委員会の設置    ○関係市町との連携 ○医療・介護関係者の情報共有の支援    ○在宅医療・介護連携に関する相談支援 ○医療・介護関係者の研修    ○切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築 など

基本施策3 認知症高齢者等への支援の充実	
施策の方向性	認知症の人やその家族が孤立せず、地域の支え合いのなかで生活することができるよう、認知症に対する正しい知識と理解の普及・啓発や支援体制の強化に取り組めます。
施策の目標	認知症の人とその家族を支える地域づくりに取り組みます
主な取組	○認知症ケアパスの普及                      ○軽度認知障害スクリーニングテストの実施 ○認知症サポーター養成事業                      ○認知症カフェの地域展開 ○認知症初期集中支援チームの配置              ○成年後見センターの設置・運営 など

■基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備

基本施策4 介護予防・健康づくりによる自立の推進	
施策の方向性	高齢者がそれぞれの健康状態を維持し、今後も自立した生活を営むことができるように、身近な地域で介護予防や健康づくりに取り組める多様な機会・場を確保し、住民主体の介護予防活動の取組を支援します。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）や運動指導・リハビリテーション等の専門職と連携し、高齢者の自立支援に向けた取組を進めます。
施策の目標	高齢者が主体的に身近な場所で介護予防と健康づくりに取り組む環境を整えます
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防の普及・啓発</li> <li>○介護予防体操リーダーの養成</li> <li>○通いの場の運営支援</li> <li>○心身の健康の増進</li> <li>○介護予防教室</li> <li>○地域型介護予防体操教室</li> <li>○地域リハビリテーション活動支援事業</li> <li>○感染症の予防 など</li> </ul>

基本施策5 主体的な社会参加の促進	
施策の方向性	高齢者が人と関わり、持てる力を発揮し、喜びと張り合いのある健康的な生活習慣を維持しながら、いつまでも安心していきいきと暮らすことができるよう、活動の機会・場を提供し、主体的な社会参加を促進します。
施策の目標	高齢者が地域社会に主体的に参加できる環境を整えます
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護支援ボランティアポイント事業</li> <li>○生涯学習の充実・促進</li> <li>○就業支援の実施 など</li> <li>○くらしのサポーター養成事業</li> <li>○スポーツ活動の推進</li> </ul>

基本施策6 暮らしやすいまちづくりの推進	
施策の方向性	あらゆる主体が互いに連携したまちづくりを進めるとともに、高齢者が暮らしやすい生活環境の整備を図ります。
施策の目標	高齢者が地域でいきいきと暮らせる生活環境の整備を進めます
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民活動・町会活動への支援</li> <li>○消費者・防犯意識の啓発</li> <li>○公共交通の利便性の向上</li> <li>○住宅改修等への支援 など</li> <li>○交通安全対策の強化</li> <li>○防火・防災対策の強化</li> <li>○高齢者向け住宅の供給確保</li> </ul>

### ■基本方針Ⅲ 安定した介護保険制度の構築

基本施策7 介護保険サービスの充実									
施策の方向性	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくため、介護や支援が必要になった高齢者に対し、必要なサービスを提供できるよう、在宅サービスの充実や、施設・居住系サービスの計画的な整備を図ります。								
施策の目標	介護保険サービス基盤の充実により日常生活を支援します								
主な取組	○居宅サービス      ○地域密着型サービス      ○施設サービス ○介護予防・生活支援サービス など ※介護保険料基準額 … 75,120円（月額6,260円） ※施設・居住系サービス基盤の見込								
	区 分	第6期計画 2015～2017年度				第7期計画 2018～2020年度		2020年度末 見込み	
		整備実績		2017年度末 見込み		2020年度			
		か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数
	介護保険施設(施設サービス)	1	100	31	2,669	0	0	31	2,669
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1	100	17	1,351	0	0	17	1,351
	介護老人保健施設	0	0	9	1,084	0	0	9	1,084
	介護医療院	—	—	—	—	0	0	0	0
	介護療養型医療施設	0	0	5	234	0	0	5	234
	地域密着型サービス	9	228	68	1,451	1	29	69	1,480
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	3	87	5	136	1	29	6	165
	認知症対応型共同生活介護	3	54	48	880	0	0	48	880
	地域密着型特定施設入居者生活介護	3	87	15	435	0	0	15	435
居宅サービス	1	18	14	892	0	0	14	892	
特定施設入居者生活介護	1	18	14	892	0	0	14	892	
施設・居住系サービス 合計	11	346	113	5,012	1	29	114	5,041	

基本施策8 介護保険制度の円滑な運営								
施策の方向性	介護保険制度は被保険者の保険料負担により運営をする社会保険制度ですが、保険料の適切な賦課や介護認定の公平性・公正性を確保するとともに、介護給付等費用の適正化などを進め円滑な運営を図ります。							
施策の目標	介護保険制度の適正な運営を進め、効果的・効率的な介護給付を実施します							
主な取組	○制度の周知・啓発                      ○介護職員の人材確保 ○事業者への指導・監査                  ○介護保険料の軽減・減免 ○介護給付適正化計画の推進 〔 要介護認定の適正化，ケアプランの点検，住宅改修等の点検， 縦覧点検・医療情報との突合，介護給付費通知                      〕 など							

## (5) 計画の推進に向けて

### ア 相談体制・情報提供

地域包括支援センターや市役所の高齢者・介護総合相談窓口、福祉サービス苦情処理制度などの窓口の周知と適切かつ迅速な対応に努めるとともに、介護保険制度や高齢者保健福祉サービスなどについて、パンフレットやホームページなどを通じて広く周知を図ります。

### イ 関係機関・団体とのネットワークの構築

地域包括支援センターを中核として、保健・医療・福祉の関係機関・団体や地域で活動する民生委員・児童委員、町会などとのネットワークを充実するとともに、社会福祉協議会等との連携を図ります。

### ウ 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、その進捗状況を点検し、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルに基づき、計画を着実に実施するとともに、施策や事業の効果について、定量的な指標により点検評価を行い、函館市高齢者計画策定推進委員会などから意見をいただき、次期計画に反映させます。また、協議経過等について本市のホームページを通じて公表します。

#### <成果指標>

関連基本施策			
指標		目標値	現状値
基本施策 1 共に支え合う地域づくりの推進			
指標1	家族・親族以外に関わりがあまりない人の割合	7.5%未満 [2019年]	7.5% [2016年]
指標2	地域ケア会議への参加者数	1,454人超 [2020年度]	1,454人 [2016年度]
指標3	地域包括支援センターの相談・対応件数	17,876件超(延べ) [2020年度]	17,876件(延べ) [2016年度]
指標4	養護者による高齢者虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合	35.1%未満 [2020年度]	35.1% [2016年度]
基本施策 2 在宅医療・介護連携の推進			
指標5	多職種連携研修参加機関数	361機関超 [2020年度]	361機関 [2016年度]
基本施策 3 認知症高齢者等への支援の充実			
指標6	認知症地域支援推進員の人数	13人 [2020年度末]	3人 [2016年度末]
基本施策 4 介護予防・健康づくりによる自立の推進			
指標7	介護予防教室の参加者数	7,487人超(延べ) [2020年度]	7,487人(延べ) [2016年度]
指標8	新規の要介護2以下の認定者数の割合(高齢者数比)	2.9%未満 [2020年度]	2.9% [2016年度]
基本施策 5 主体的な社会参加の促進			
指標9	会・グループ(町会、趣味のサークル等)への参加割合	51.9%超 [2019年]	51.9% [2016年]
基本施策 8 介護保険制度の円滑な運営			
指標10	ケアプランの点検件数	100件 [2020年度]	6件 [2016年度]

### 3 介護保険

#### (1) 介護保険制度の概要

##### ア 制度の概要

制度の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料負担とサービス利用との関係が明確な社会保険方式であること</li> <li>・ 利用するサービスが選択できる利用者本位の制度であること</li> <li>・ 市町村による「措置」から利用者とサービス提供事業者との「契約関係」となったこと</li> <li>・ サービスが適切に総合的に利用できるよう、専門職の連携・協力によるケアマネジメントの仕組みを導入したこと</li> </ul>
運営主体	保険を運営する保険者は、函館市です。
被保険者	40歳以上の方は、原則として全員が被保険者として加入します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1号被保険者 65歳以上の方</li> <li>・ 第2号被保険者 40歳～64歳の方</li> </ul>
サービスの利用	介護保険のサービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）を受け、介護サービス計画を作成し、これに基づいてサービスを利用します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1号被保険者 介護または日常生活に支援が必要な方</li> <li>・ 第2号被保険者 初老期における認知症、脳血管障害などの老化に伴う病気（16疾病）により、介護や生活支援が必要な方</li> </ul>
サービスの利用者負担	原則として、かかった費用の1割または2割もしくは3割を負担しますが、低所得者に対する各種軽減利用者負担措置があります。

##### イ 要介護認定の状況（平成30年度5月末現在）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	3,346	2,688	3,885	2,823	2,222	2,005	1,877	18,846
65歳以上 75歳未満	441	398	460	348	261	217	224	2,349
75歳以上	2,905	2,290	3,425	2,475	1,961	1,788	1,653	16,497
第2号被保険者	34	45	60	60	56	31	27	313
合 計	3,380	2,733	3,945	2,883	2,278	2,036	1,904	19,159



(2) 介護保険サービス

ア 在宅サービス（平成 30 年 3 月末現在）

区 分	内 容	事業者数
訪問介護	ホームヘルパーの訪問による介護や家事などの援助	86 (86)
訪問入浴介護	家庭を訪問しての入浴介助	6 (6)
訪問看護	看護師や保健師の訪問による看護の支援	21 (21)
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士の訪問による機能訓練	15 (13)
居宅療養管理指導	医師、薬剤師などの訪問による療養上の管理・指導	—
通所介護	デイサービスセンターでの入浴、食事、機能訓練等	52 (52)
通所リハビリテーション	老人保健施設、医療機関などでの機能訓練等	17 (17)
短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどへの短期入所	31 (29)
短期入所療養介護	老人保健施設、医療機関などへの短期入所	10 (10)
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどにおける介護	14 (14)
福祉用具貸与	車いす、ベッドなどの福祉用具の貸与	24 (24)
福祉用具購入費支給	入浴、排泄用具などの福祉用具購入費支給 (限度 10 万円)	23 (23)
住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費の 支給 (限度 20 万円)	指定不要
居宅介護支援 介護予防支援	介護サービス計画の作成やサービス提供事業者との 連絡調整等 (利用者負担なし)	115 (10)

※ 事業者数欄の ( ) 内の数は、介護予防サービス提供事業者数

サービスの利用状況（平成 29 年度実績）

区 分	延利用者数	1 ヶ月あたり利用者数	
		延利用回数	1 人あたり利用回数
在宅サービス利用者	116,285 人	9,690 人	
サービスの利用状況	実利用者数	延利用回数	1 人あたり利用回数
訪 問 介 護	8,439 人	764,528 回	1.7 回/週
訪 問 入 浴	511 人	16,256 回	0.6 回/週
訪 問 看 護	1,515 人	80,022 回	1.0 回/週
訪 問 リハビ リテー ション	802 人	62,872 回	1.5 回/週
通 所 介 護	9,151 人	461,755 回	1.0 回/週
通 所 リハビ リテー ション	2,256 人	121,892 回	1.0 回/週
短 期 入 所	2,334 人	166,373 日	1.4 日/週
区 分	延利用者数	1 ヶ月あたり利用者数	
特定施設入居者生活介護	9,248 人	771 人	

イ 地域密着型サービス（平成 30 年 3 月末現在）

区 分	内 容	事業者数
定期巡回・随時対応型サービス	日中・夜間を通じて、定期巡回サービスと随時の訪問サービス	12(-)
夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーが訪問しておむつの交換や体位変換などの定期巡回サービス等	1(-)
地域密着型通所介護	デイサービスセンターでの日常動作訓練、入浴、食事等	35(35)
認知症対応型通所介護	認知症高齢者のためのデイサービスセンターでの日常動作訓練、入浴、食事等	5(4)
小規模多機能型居宅介護	通いを中心として訪問、泊まりを組み合わせ、入浴や食事、機能訓練等	19(19)
認知症対応型共同生活介護	認知症のある方が共同生活を営むグループホーム（要支援2以上）	48力所(48) 98ユニット
複 合 型 サ ー ビ ス	通いを中心として訪問、泊まりを組み合わせ、入浴や食事、機能訓練等に加え訪問看護も提供	5(-)
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な介護付き有料老人ホーム等の入所者へ、入浴や食事、機能訓練、療養上の世話等	15(-)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホームの入所者へ、入浴や食事、機能訓練、療養上の世話等	5(-)

※ 事業者数欄の（ ）内の数は、介護予防サービス提供事業者数

サービスの利用状況（平成 29 年度実績）

区 分	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数	
		延利用回数	1人当たり利用回数
サービス利用者	12,572人	1,048人	
サービスの利用状況	実利用者数	延利用回数	1人当たり利用回数
定期巡回・随時対応型サービス	701人	15,424回	0.4回/週
夜間対応型訪問介護	0人	0回	0.1回/週
地域密着型通所介護	1,045人	61,944回	1.1回/週
認知症対応型通所介護	106人	11,232回	2.0回/週
小規模多機能型居宅介護	628人	113,944回	3.5回/週
複 合 型 サ ー ビ ス	111人	20,890回	3.6回/週

サービスの利用状況	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数
認知症対応型共同生活介護	9,708人	809人
地域密着型特定施設入居者生活介護	4,413人	368人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,185人	99人

ウ 施設サービス（平成 30 年 3 月末現在）

区分	内容	施設数	定員
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、自宅では介護が困難な 方が入所する施設	17	1,351 人
介護老人保健施設 （老人保健施設）	病状が安定し、リハビリに重点を置いたケ アが必要な方が入所する施設	9	1,084 人
介護療養型医療施設 （療養型病床群等）	長期の治療を必要とする方のために、介護 職員が手厚く配置された医療機関の病床	5	234 人

※ 施設サービスの利用は、要介護 1 以上の方です。

サービスの利用状況（平成 29 年度実績）

区 分	延利用者数	1 ヶ月あたり利用者数
介護老人福祉施設	13,839 人	1,153 人
介護老人保健施設	10,875 人	906 人
介護療養型医療施設	2,296 人	191 人

(3) 利用者負担

介護保険サービスの利用は、原則かかった費用の 1 割、また、65 歳以上の第 1 号被保険者であって、一定以上の所得がある方は 2 割、特に所得の高い方は 3 割を負担しますが、低所得者に対する各種軽減利用者負担措置があります。

ア 利用者負担軽減の状況（平成 29 年度実績）

区 分	延 人 数	月平均人数
障害者施策ホームヘルパー利用者支援事業対象者 （障害者自立支援法のホームヘルプサービス利用で定 率負担額が 0 円だった方の利用者負担を全額免除）	0 人	0 人
社会福祉法人利用者負担軽減事業対象者 （利用者負担額（1 割分）を 50%または 25%軽減 生活保護受給者の居住費を 100%軽減）	1,500 人	125 人
負担額限度額対象者 （施設入所者の食費・居住費の一部負担軽減）	26,479 人	3,521 人
特定負担額限度額対象者 （特養旧措置入所者の食費の一部負担軽減）	132 人	11 人
高額介護（介護予防）サービス費支給対象者 （月額利用者負担の一定額以上を給付）	38,517 人	3,210 人

#### (4) 保険料

保険料は、65歳以上の方（第1号保険料）と40歳から64歳までの方（第2号保険料）では異なります。

##### ア 第1号保険料

第1号保険料は、本人や世帯の所得状況に応じて9段階に分けられており、基準額（第5段階の額）は月額6,260円となっています。

##### (7) 段階別の保険料（2018年度～2020年度）

区分	要件		算定式	月額保険料	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	世帯全員	基準額	2,818円	
第2段階			が市民税 非課税	×0.45	
第3段階				基準額	4,695円
第4段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超 ～120万円以下	世帯の中 に市民税	×0.75	4,695円	
第5段階			課税者が いる世帯	基準額	5,634円
第6段階	・本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金 額の合計が80万円以下	本人が 市民税	×1.0	6,260円	
第7段階			課税	基準額	7,512円
第8段階	×1.2	8,138円			
第9段階	基準額	9,390円			
第1段階	・本人の合計所得金額が120万円未満	本人が 市民税	×1.3	10,642円	
第2段階			課税	基準額	7,512円
第3段階	×1.5	8,138円			
第4段階	×1.7	9,390円			
第5段階	・本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	本人が 市民税	基準額	10,642円	
第6段階			課税	×1.0	6,260円
第7段階	×1.2	7,512円			
第8段階	×1.3	8,138円			
第9段階	・本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	本人が 市民税	基準額	9,390円	
第1段階			課税	×1.5	10,642円
第2段階	×1.7	11,904円			
第3段階	基準額	12,666円			
第4段階	・本人の合計所得金額が300万円以上	本人が 市民税	×1.0	6,260円	
第5段階			課税	×1.2	7,512円
第6段階	×1.3	8,138円			
第7段階	基準額	9,390円			
第8段階	・本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	本人が 市民税	×1.5	10,642円	
第9段階			課税	×1.7	11,904円
第1段階	基準額	12,666円			

※第1段階には公費投入により、保険料の基準額に対する割合を0.5から0.45に引き下げる軽減を実施しています。

（平成30年5月末現在）

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (基準額)	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
25,590 (29.0%)	8,096 (9.2%)	7,787 (8.8%)	10,464 (11.8%)	6,396 (7.2%)	11,370 (12.9%)	11,099 (12.6%)	3,984 (4.5%)	3,520 (4.0%)	88,306 (100%)

※4・5月に資格取得した者を除く

## (イ) 平成 29 年度収納状況

(単位：千円)

区 分	特 別 徴 収	普 通 徴 収	滞納繰越分	合 計
調 定 額	4,490,688	565,511	120,984	5,177,183
収入済額	4,496,977	504,779	30,698	5,032,454
収 納 率	100.1%	89.3%	25.4%	97.2%

## (ウ) 低所得者などに対する保険料の軽減等

- ・ 災害、失業、その他の理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付を猶予したり、減免が受けられる場合があります。
- ・ 第 2 段階・第 3 段階の保険料で、所得が低く生活に困窮している方は、申請により保険料が軽減される場合があります。

事業開始 平成 13 年度 (10 月)

内 容 第 2 段階・第 3 段階の保険料で、生活保護基準以下の収入のため保険料の支払いが困難な方について、条例に定める減額賦課を行う前の第 1 段階の保険料に軽減します。

## イ 第 2 号保険料

第 2 号保険料は、医療保険の保険料として一括徴収されます。

保険料は、加入している医療保険の算定方法によりますが、国や事業主も半額を負担しています。

## (5) 地域支援事業

## ア 介護予防・生活支援サービス事業

開始年度 平成 29 年度

内 容 要支援者等に対し、要支援状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止および地域における自立した日常生活の支援を行うため、旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護に相当するサービスのほか、生活援助のみの訪問サービスや、運動機能・口腔機能の向上を目的とした通所サービスを実施します。

平成 30 年度予算額 1,360,748 千円

## イ 介護予防普及啓発事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 高齢者に対して、転倒予防をはじめとする介護予防の知識の習得や運動実践を行う教室や介護予防地域センターを開催するほか、函館賛歌 de 若返り体操の普及、町会・老人クラブ等の団体に対する、介護予防に関する講話と実技の指導などを行います。

平成 30 年度予算額 39,654 千円

## ウ 地域住民グループ支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 地域で介護予防に取り組むグループの支援を行うほか、市が養成した介護予防体操リーダーなどの地域のボランティアと連携して介護予防体操や交流を行う「地域型介護予防体操教室」や「地域まるごと元気アッププログラム教室」の実施等により、「住民主体の通いの場」の地域展開を推進します。

平成 30 年度予算額 11,388 千円

## エ 介護支援ボランティアポイント事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金する体制を構築することにより、高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進を図ります。

平成 30 年度予算額 2,384 千円

## オ 暮らしのサポーター養成事業

開始年度 平成 29 年度

内 容 高齢者の生活支援の担い手や通いの場・サロン等が継続的に拡大していくような地域づくりと、高齢者の社会参加による介護予防とを同時に推進するため、地域における高齢者の生活支援や介護予防の活動に取り組むボランティア（暮らしのサポーター）を養成する研修を実施するとともに、当該研修の修了者が円滑に活動に取り組むことができるよう支援を行います。

平成 30 年度予算額 7,117 千円

## カ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（健康づくり教室）

開始年度 平成 21 年度

内 容 健康づくりや介護予防をテーマにした講話や運動、健康づくりに関する活動、趣味活動やレクリエーション等の活動を通して、地域の高齢者の介護予防に対する意識を高め、自立した生活の継続と社会参加の促進を図ります。

平成 30 年度予算額 4,092 千円

## キ 地域リハビリテーション活動支援事業

開始年度 平成 29 年度

内 容 地域における介護予防の取組を機能強化するために、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を促進し、生きがいや役割をもって生活できる地域の実現を目指します。

平成 30 年度予算額 501 千円

## ク 地域包括支援センター運営事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、日常生活圏域(10 圏域)に1か所ずつ「高齢者あんしん相談窓口地域包括支援センター」を設置し、次の業務を中心に様々な支援を行います。

- ・介護予防事業や予防給付に関する介護予防ケアマネジメント事業
- ・地域のネットワーク構築、高齢者の実態把握や相談対応を行う総合相談支援事業
- ・高齢者虐待や消費者被害の防止などに関する対応を行う権利擁護事業
- ・高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように支援をする地域ケア会議推進事業

平成 30 年度予算額 304,154 千円

## ケ 在宅医療・介護連携推進事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 医療と介護のサービスを一体的に提供する体制を構築するため、医療や介護の関係多職種で構成する協議会および部会・分科会を設置し、在宅医療・介護サービスの情報共有による相談体制や、サービスの提供体制について協議を進めるほか、平成 29 年 4 月に設置した医療・介護連携支援センターにおいて、それらの仕組み等を全市的に広げる取り組みを進めます。

平成 30 年度予算額 29,209 千円

## コ 生活支援体制整備事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、ボランティアの養成やインフォーマルサービスの拡充、住民主体の介護予防に資する活動の支援等を行うため、地域におけるサービス資源やニーズの把握、事業者間の調整等を行う生活支援コーディネーターを市全域および日常生活圏域単位で配置するほか、当該コーディネーターや介護事業者等で構成する協議体を同じく設置し、生活支援・介護予防サービスの整備を進めます。

平成 30 年度予算額 45,618 千円

## サ 家族介護者交流事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 要介護高齢者等の介護にあたっている家族を、介護から一時的に開放し、日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加してもらうことにより心身の元気回復(リフレッシュ)を図ります。

委 託 先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 30 年度予算額 886 千円

## シ 男性家族介護者交流事業

開始年度 平成 29 年度

内 容 男性家族介護者ならではの悩み、不安、介護負担を男性介護者相互の交流を通じ精神的な不安の解消を図ります。

開催回数 2 回

平成 30 年度予算額 97 千円

## ス 家族介護慰労事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 介護保険の要介護認定で「要介護 4 または 5」と認定され、過去 1 年間介護保険のサービスを利用しなかった方を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に慰労金（10 万円）を支給します。

平成 30 年度予算額 500 千円

## セ 家族介護支援員

開始年度 平成 26 年度

内 容 高齢者や認知症の人を在宅で介護している家族の悩み等を受け止め、介護負担を軽減するため訪問・電話・窓口等で相談支援を行います。

相談件数 1,030 件（平成 29 年度 延件数）

平成 30 年度予算額 391 千円

## ソ 介護マーク配付事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 認知症等の人の家族が、駅のトイレで付き添うときなどに偏見や誤解を受けることのないよう、介護者であることを周囲に知らせる介護マーク名札を配付し、介護者を温かく見守り支えあう地域づくりを推進します。

平成 30 年度予算額 100 千円

## タ 家族介護用品給付事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 介護保険の要介護認定で「要介護 3，4 または 5」と認定された市民税非課税世帯の方を在宅（介護保険施設・地域密着型介護老人福祉施設以外の施設およびおむつの持ち込み可能な病院を含む）で介護している市民税非課税世帯の家族に、紙おむつ等の購入に要する経費の一部（月額 5,000 円まで）を給付します。

平成 30 年度予算額 10,369 千円



## チ 「食」の自立支援事業

開始年度 平成8年度

内 容 地域の事業者が実施している配食サービスを活用し、在宅のひとり暮らしの高齢者等または身体障がい者で老衰、心身の障がい等の理由により、食事の調理が困難な世帯に、定期的に食事を提供するとともに、当該利用者の安否の確認を行うことにより、高齢者等の地域における自立した生活を支援します。

委託先 民間事業者4事業者

年 度	27	28	29
延利用食数	25,783	20,567	17,785

平成30年度予算額 8,793千円

## ツ シルバーハウジング生活援助員派遣事業

開始年度 平成8年度

内 容 シルバーハウジングの入居者が安心して暮らすことができるよう、生活援助員が生活相談、助言、安否の確認、各種情報の提供、緊急時の対応、一時的な疾病等の対応、関係機関等との連絡などのサービスを提供します。

実施施設 市営住宅花園団地4号棟(40戸)

平成30年度予算額 2,828千円

## (6) 認知症施策

### ア 認知症介護予防普及啓発事業

開始年度 平成18年度

内 容 軽度認知障害(MCI)のスクリーニングテストを行うことにより、認知症予防の取組みの推進を図るほか、町会・老人クラブ等の団体に対して、認知症の予防や早期発見、早期診断等の認知症に関する講話を行います。

平成30年度予算額 3,170千円

### イ 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム「ぬくもりネットワーク」

開始年度 平成9年度

内 容 徘徊などにより行方不明となった認知症高齢者等を関係機関の連携により速やかに発見し、保護することを目的に連絡通報、保護体制のシステムを実施します。

保護状況

年 度	区 分	実 人 員	延 人 員
27		8	8
28		28	28
29		39	41

## ウ 認知症サポーター養成講座

開始年度 平成 18 年度

内 容 認知症に関する正しい知識を持ち，地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより，認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域の基盤をつくることを目的に開催しています。

実施状況

区 分 年 度	実施回数	延人員
27	52	1,635
28	55	1,736
29	54	1,705

平成 30 年度予算額 247 千円

## エ 成年後見制度利用支援事業

開始年度 平成 16 年度

内 容 介護保険サービス等を利用するために成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者で，一定の要件に該当する方に，市長申立てを行うほか，成年後見制度利用に係る費用を助成します。

実施状況

年度/区分	市長申立 件 数	申立費用 助成件数	報酬助成 件 数
27	1	0	3
28	0	1	3
29	3	3	9

平成 30 年度予算額 4,224 千円

## オ 認知症地域支援ケア向上事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 医療および介護サービス等の関係機関との連携を図るための支援や，認知症の人や家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し，誰でも集える認知症カフェを開催するなどにより，認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

平成 30 年度予算額 6,561 千円

## カ 認知症初期集中支援推進事業

開始年度 平成 30 年度

内 容 「認知症初期集中支援チーム（はこだてオレンジケアチーム）」を配置し、認知症専門医の指導のもと、保健師、介護支援専門員等の専門職が、認知症の人やその家族を訪問し、適切な医療や介護サービスにつなげるなどによる初期の支援を集中的に行い、自立生活のサポートを行うことで、認知症の方の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

平成 30 年度予算額 10,456 千円

## キ 函館市成年後見センター

開始年度 平成 28 年度

内 容 急速な高齢化に伴い増加傾向にある認知症高齢者や、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度に関する相談から制度の利用に至るまでのワンストップの相談窓口として、業務を専門的・一元的に行うとともに、成年後見制度の新たな担い手である市民後見人の育成や活動を支援する専門機関として、さらに、新たな人材確保のための養成研修を開催し、成年後見制度の利用促進を図ります。

平成 30 年度予算額 18,400 千円

#### 4 高齢者福祉サービスの推進

##### (1) 高齢者・介護総合相談窓口

開始年度 平成7年度

内 容 高齢者等の保健・福祉の様々な相談に応じ、総合的なサービス提供を行うことにより、市民サービスの向上に努めています。

設置場所 保健福祉部高齢福祉課， 亀田福祉課

戸井支所市民福祉課

恵山支所市民福祉課

椴法華支所市民福祉課

南茅部支所市民福祉課

##### 活動状況（平成29年度）

区分	生活援助員派遣		食の自立支援事業	
	相談	調査	相談	調査
高齢	33	-	37	-
亀田	5	-	32	-
戸井	2	-	-	-
恵山	2	-	-	-
椴法華	2	-	-	-
南茅部	-	-	-	-
計	44	-	69	-

区分	ショートステイ		緊急通報システム設置		家族介護用品給付等		リフォーム助成		養護老人ホーム入所	
	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査
高齢	78	-	437	5	-	-	6	3	102	-
亀田	139	-	153	-	145	-	5	1	32	-
戸井	2	-	19	-	2	-	-	-	1	-
恵山	6	-	37	-	8	-	-	-	-	-
椴法華	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-
南茅部	1	-	18	-	3	-	-	-	3	-
計	226	-	666	5	160	-	11	4	135	-

活動状況つづき（平成 29 年度）

区分	在宅介護相談		保健・医療 相談		除排雪		虐待対応	
	相談	訪問	相談	訪問	相談	調査	相談	訪問
高齢	1,001	13	15	-	383	-	237	124
亀田	1,040	-	20	-	348	1	22	4
戸井	152	-	-	-	10	-	-	-
恵山	1	-	-	-	8	-	-	-
楳法華	14	-	-	-	8	-	-	-
南茅部	156	-	-	-	32	-	-	-
計	2,363	13	35	-	789	1	259	128

平成 30 年度予算額 403 千円  
費用の負担 全額市費負担

区分	その他		合計	
	相談	調査	相談	調査
高齢	96	9	2,425	154
亀田	43	-	1,984	6
戸井	109	-	297	-
恵山	69	-	131	-
楳法華	8	-	36	-
南茅部	13	-	226	-
計	338	9	5,099	160

(2) 高齢者等在宅生活支援事業

ア 寝具乾燥サービス事業

開始年度 平成 7 年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で老衰，心身の障がい等の理由により，寝具の衛生管理が困難な者に対し，衛生管理のための寝具の乾燥等を行います。

委 託 先 公益社団法人 函館市シルバー人材センター  
社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 30 年度予算額 577 千円

費用の負担 全額市費負担

イ 東部地区外出支援サービス事業

開始年度 平成 7 年度

内 容 東部地区に居住するねたきり高齢者等で，一般の交通機関を利用することが困難な者に対し，移送用車両により医療機関等への送迎を行います。

委 託 先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 30 年度予算額 8,117 千円

費用の負担 全額市費負担

### ウ 除排雪サービス事業

開始年度 平成 7 年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で、除排雪の労力の確保が困難な世帯に対し、生活通路等の確保のための除排雪や屋根の雪下ろしを行います。

委託先 公益社団法人 函館市シルバー人材センター，函館建築板金事業協同組合  
社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 30 年度予算額 2,776 千円

費用の負担 全額市費負担

#### 実施状況

区 分 / 年 度	27	28	29
寝 具 乾 燥	延 61 件	延 67 件	延 153 件
外 出 支 援	延 3,762 人	延 3,796 人	延 3,251 人
除 排 雪	延 1,283 件	延 765 件	延 2,265 件

### (3) 高齢者生活援助員派遣事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に、生活援助員を派遣し、居宅で自立した生活を送るために一時的軽易な生活援助サービスを行います。

委託先 公益社団法人 函館市シルバー人材センター  
社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 30 年度予算額 104 千円

費用の負担 全額市費負担

#### 実施状況

内 訳 / 年 度	27	28	29
寝具類等大物の洗濯	延 1 件	延 0 件	延 0 件
家周りの手入れ	延 44 件	延 34 件	延 31 件
家屋内の整理整頓	延 9 件	延 10 件	延 9 件
その他簡易な生活援助	延 0 件	延 2 件	延 0 件
計	延 54 件	延 46 件	延 40 件

### (4) ショートステイ事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 在宅での自立した日常生活を営むことに支障がある高齢者を一時的に短期入所生活介護施設に入所させ、生活指導等のサービスを提供し、当該高齢者およびその家族の福祉の向上を図ります。

実施施設 短期入所生活介護施設等 36 施設

平成 30 年度予算額 1,561 千円

費用の負担 全額市費負担

### (5) 安心ボトル（救急医療情報キット）配付事業

開始年度 平成 24 年度  
内 容 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、かかりつけ医療機関や持病等について記載した情報用紙等を保管するキット（安心ボトル）を配付し、万一の際の救急活動に役立て高齢者の日常生活の安心と安全を図ります。  
対 象 者 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、またはそれに準じる世帯  
平成 30 年度予算額 54 千円  
費用の負担 全額市費負担  
配付状況 17,367 本(平成 29 年度末現在)

### (6) ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置事業

開始年度 平成 4 年度  
内 容 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、火災・急病その他の緊急時に簡単な操作で消防本部等に通報できる装置を設置することにより、日常生活における不安感を取り除き、安心して生活ができるようにします。  
対 象 者 おおむね 65 歳以上の者で、次の条件のいずれかを満たす者。  
ア ひとり暮らしおよび高齢者のみの世帯で身体虚弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難な方  
イ ひとり暮らしで突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方  
ウ ア、イの要件を満たさない 85 歳以上のひとり暮らし高齢者で日常生活に不安を抱えている方  
エ ひとり暮らし以外でも、ア、イに準ずると認められる高齢者のいる世帯または高齢者のみの世帯

センター設備 ・緊急通報 … 消防本部 ・相談通報 … 保健福祉部高齢福祉課

端末機の  
整備状況

年 度	27	28	29
新規設置台数	211	161	187
年度末設置台数	1,894	1,721	1,665

平成 30 年度予算額 35,321 千円  
費用の負担 全額市費負担

### (7) いきいき住まいリフォーム助成事業

開始年度 平成 6 年度  
内 容 身体機能が低下した高齢者や重度の身体障がい者などが、車イスや補装具等を使用して日常生活を送ることができるよう、住宅を改造(バリアフリー化)する費用の一部を助成します。(前年の所得税が課税されていない世帯が対象)  
実施施設 玄関、廊下、浴室、便所、洗面所等の段差解消、手すり取付、ドアの取替等の部分的な改造工事 ※改造工事に要する費用の 3 分の 2、上限 50 万円  
(ただし、介護保険制度や障害者福祉制度の助成額を減ずる。)

実施状況

年 度	27	28	29
利用件数	4	1	5

平成 30 年度予算額 2,080 千円  
費用の負担 全額市費負担

#### (8) 在宅福祉ふれあい事業

開始年度 平成3年度

内 容 地域における相互扶助の精神や社会福祉に対する意識の高揚を図るための住民参加による在宅福祉事業に補助し、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

実施主体 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

事業内容 ア 在宅福祉ふれあいサービスに関する事業

町会単位で設置する「在宅福祉委員会」が行う訪問安否確認サービス、会食・茶話会の開催や訪問理容美容サービス等

イ ボランティア団体が行う福祉活動の支援に関する事業

ボランティア活動を実践している団体に対する援助

ウ 高齢者、障がい者等を対象とする健康、生きがいづくりの推進に関する事業  
世代間交流活動等

エ 在宅福祉ふれあい事業の促進に関する事業

ボランティア等の育成、地域における福祉活動の普及・啓発等

補助率 対象経費の10分の9、10分の10

平成30年度予算額 44,191千円

#### (9) 生活支援ハウス運営事業

開始年度 平成13年度

内 容 独立して生活することに不安のある高齢者に対し、介護支援機能、居住機能、交流機能を提供することにより、安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援します。

施設数 2施設

平成30年度予算額 25,317千円

費用の負担 全額市費負担

#### (10) 軽費老人ホーム運営費補助事業

開始年度 平成17年度 (※ 中核市移行により平成17年10月北海道から移管)

内 容 老人福祉の増進を図るため、函館市に所在する軽費老人ホームに対し、運営費の補助をします。

施設数 5施設

平成30年度予算額 139,765千円

費用の負担 全額市費負担



## 5 高齢者の生きがいつくりの推進

### (1) 長寿祝状

開始年度 平成 24 年度（敬老祝金は平成 23 年度で廃止）  
内 容 永年，社会の発展に貢献された高齢者の長寿を祝うため，満 88 歳および満 100 歳を迎える市民に祝状を贈呈します。

平成 30 年度予算額 337 千円  
費用の負担 全額市費負担

### (2) 高齢者交通料金助成事業

開始年度 平成 30 年度（高齢者交通料金助成券は平成 29 年度で廃止）  
内 容 70 歳以上の高齢者が，ICカード（nimoca）を使用して市電または函館バスに乗車した際，運賃の半額を電子マネーで還元します。  
対 象 者 函館市に住所を有する満 70 歳以上の高齢者  
（障害者等外出支援事業による交通助成を受給する者を除く。）

平成 30 年度予算額 136,909 千円  
費用の負担 全額市費負担

### (3) 温泉等入浴優待事業

開始年度 昭和 55 年度  
内 容 旧恵山町，旧榎法華村および旧南茅部町地区において，所定の温泉へ高齢者を入浴優待することにより，高齢者の生きがいと健康の保持増進を図ります。実施内容については，各地区毎で異なります。なお，旧恵山町地区においては，障がい者，母子家庭の方への優待も行っています。

平成 30 年度予算額 8,809 千円  
費用の負担 北海道後期高齢者医療広域連合から一部助成があります。

### (4) 老人クラブ運営費補助事業

開始年度 昭和 38 年度  
内 容 高齢者の知識および経験を生かし，生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ，老後の生活を豊かなものにするとともに，明るい長寿社会づくりを目的に，老人クラブに運営費を補助します。

会員数の  
状 況

区分 / 年度	27	28	29
クラブ数	116	114	113
会員数（人）	6,577	6,212	5,879

補 助 額 1 クラブ当たり均等割 20,000 円＋会員割 1,300 円（平成 24 年度改正）  
（平成 23 年度 均等割 10,000 円＋会員割 1,300 円）

平成 30 年度予算額 9,988 千円  
費用の負担 補助基準額の 3 分の 1 の国庫補助があります。

#### (5) 老人クラブ連合会運営費補助事業

開始年度 昭和 52 年度

内 容 高齢者の社会活動を促進するため、老人クラブに対する指導事業および高齢者の幅広い社会活動促進を図っている老人クラブ連合会に運営費を補助します。

平成 30 年度予算額 7,952 千円

費用の負担 補助基準額の 3 分の 1 の国庫補助があります。

#### (6) 焼物教室開催事業

開始年度 昭和 48 年度

内 容 焼物教室を通して情操を高めるとともに、参加者相互の親睦を深めることを目的に開催します。

実施施設 特別養護老人ホーム函館共愛会愛泉寮

実施状況 開催期間：5 月～9 月（毎週 1 回）開催回数：16 回

年 度	26	27	28	29
受講者数（人）	55	48	46	38

平成 30 年度予算額 893 千円

費用の負担 全額市費負担

#### (7) 高齢者趣味の作品展

開始年度 昭和 41 年度

内 容 作品等の展示発表を通して、趣味の向上を図り、生きがいを高めます。

実施状況 期間：9 月を中心とする約 1 か月間

会場：市役所 1 階市民ホール

出品参加者 971 人 出品数 606 点（平成 29 年度）

平成 30 年度予算額 3 千円

費用の負担 全額市費負担

#### (8) 老人福祉大会

開始年度 昭和 49 年度

内 容 多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛するとともに、その長寿を祝い、広く市民の老人福祉に対する関心と理解を深め、また、高齢者の生活向上の意欲を高めることを目的として開催します。

主 催 函館市老人クラブ連合会

主な行事 老人福祉功労者等の表彰および講演

参加者 約 400 名（平成 29 年度）

(9) 老人福祉センター

高齢者（60歳以上の方）が健康で明るく、生きがいのある生活を送ることができるように、保健師や医師が健康、保健などの各種相談に応じるほか、趣味・教養講座の開催や芸能発表会などを行う施設です。

区 分	湯川老人福祉センター	谷地頭老人福祉センター
所 在 地	湯川町1丁目7番26号	谷地頭町13番18号
種 別	A型	A型
敷地面積	2,500㎡	1,328.57㎡
建 物	ブロック造平屋建670.53㎡	鉄筋コンクリート造2階建958.86㎡
総工費	57,080千円	559,535千円
開設年月日	昭和45年4月1日	昭和49年1月19日 平成11年8月1日移転改築
入浴設備	温泉を使用	温泉を使用
利用時間	午前9時30分～午後4時30分	午前9時30分～午後4時30分
料 金	無 料	無 料
休 館 日	月曜日	日曜日

区 分	美原老人福祉センター	総合福祉センター内老人福祉センター
所 在 地	美原1丁目29番19号	若松町33番6号
種 別	A型	B型
敷地面積	2,463.90㎡	総合福祉センター2階一部 (416.70㎡) (共用部分は除く)
建 物	鉄骨造平屋建824.58㎡	
総工費	223,770千円	—
開設年月日	昭和56年4月8日	平成6年4月1日
入浴設備	沸かし湯	無
利用時間	午前9時30分～午後4時30分	午前9時～午後5時
料 金	無 料	無 料
休 館 日	火曜日	月曜日

利用状況（続き）

年度	24		25	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯川	69,129 (60,896)	238 (209)	72,135 (65,454)	248 (225)
谷地頭	62,412 (60,203)	214 (206)	64,135 (62,614)	219 (214)
美原	66,669 (58,143)	228 (198)	62,530 (54,528)	213 (186)
総合福祉センター内	61,407	199	60,648	198
計	259,617 (179,242)	879 (613)	259,448 (182,596)	878 (625)
年度	26		27	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯川	69,888 (63,795)	240 (219)	68,661 (62,466)	235 (214)
谷地頭	77,323 (75,884)	264 (259)	86,072 (85,037)	294 (290)
美原	60,616 (52,099)	208 (178)	54,729 (47,714)	187 (163)
総合福祉センター内	58,419	190	56,972	185
計	266,246 (191,778)	902 (656)	266,434 (195,217)	901 (667)
年度	28		29	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯川	66,935 (62,010)	229 (212)	62,109 (58,144)	213 (200)
谷地頭	86,077 (85,199)	296 (293)	84,705 (84,046)	291 (289)
美原	50,954 (44,346)	175 (152)	48,447 (42,112)	166 (145)
総合福祉センター内	53,469	174	53,511	174
計	257,435 (191,555)	874 (657)	248,772 (184,302)	844 (634)

平成30年度予算額 100,223千円(総合福祉センター内老人福祉センターの経費は除く。)

費用の負担 全額市費負担

## 6 要援護高齢者対策の推進

### (1) 養護老人ホーム

施設の目的 65歳以上の方で、環境上の理由および経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が市の措置により入所できる施設です。

(平成30年4月1日現在)

措置状況	区分	施設数	男	女	計
	市内施設	2か所	40人	219人	259人
	市外施設	13	17	55	72
	計	14	57	274	331

市内：永楽荘，まろにえ

市外：好日園（七飯町），三杉荘（せたな町），静山荘（札幌市），緑風苑（旭川市），恵明園（江別市），やすらぎ荘（新得町），旭光園（旭川市），門別長生園（日高町），祥風苑（岩手県大船渡市），第二光が丘ハウス（福井県越前町），潮見老人ホーム（東京都江東区），聖明園曙荘（東京都青梅市），豊寿園（千葉県船橋市）

平成30年度予算額 609,209千円

費用の負担 全額市費負担

### (2) 要援護高齢者等対策事業

開始年度 平成22年度

内容 ア 函館市要援護高齢者・障がい者対策協議会

司法関係者，学識経験者等各分野の専門家や医療関係，介護関係，警察等関係団体の代表者によって構成される会議を定期的（年2回程度）に開催し，高齢者虐待や障がい者虐待のほか，高齢者等の孤立死に関する情報交換，関係機関の連携のあり方および役割分担等について協議する。

イ 普及啓発活動

・講演会の開催・リーフレットの配付・パネル展の開催

平成30年度予算額 403千円

### (3) 高齢者虐待への対応

内容 高齢者虐待防止法に基づき，市の責務として関係機関と連携し，高齢者虐待の早期発見や適切な支援に努める。

実績 ○養護者による虐待（65歳未満を含む）

区分／年度	27	28	29
通報件数	78	79	97
虐待と判断	44	27	23
虐待ではない	14	3	12
判断に至らず	20	8	11

※調査が年度をまたぐ場合があるため，通報件数と判断件数は必ずしも一致しない。

※虐待判断は養護関係（高齢者を養護する方）にある方を対象とする

○養介護施設従事者等による虐待（65歳未満を含む）

区分／年度	27	28	29
通報件数	13	16	12
虐待と判断	4	2	5
虐待ではない	6	9	8
判断に至らず	4	2	1

※調査が年度をまたぐ場合があるため、通報件数と判断件数は必ずしも一致しない。

**(4) 高齢者見守りネットワーク事業**

開始年度 平成20年度

内 容 高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して在宅生活が継続できるよう、地域住民と事業所、行政など関係機関が相互に連携・協力し、高齢者の見守り体制を構築するとともに、支援が必要な高齢者を早期に把握し、適切な支援につなげる。

実施状況 ①高齢者の実態把握

地域包括支援センターが介護保険サービス等を利用していない高齢者宅を訪問し実態把握を行うとともに、必要時、適切な支援につなげる。

- ・65歳以上高齢者単身世帯を対象とした実態把握（平成20～24年度）
- ・65歳以上高齢者のみ世帯を対象とした実態把握（平成25～28年度）
- ・75歳以上高齢者単身世帯を対象とした実態把握（平成29年度～）

②見守り協定の締結

事業の趣旨に賛同する民間事業者等と協定を締結し、通常の業務活動中に支援や保護を求められた場合、訪問先などで異変等を発見したときに市に通報していただき、市は関係機関と連携し適切な対応を行う。

- ・協定締結事業者数（平成30年3月31日現在） 18事業者

## 障がい児・者福祉

核家族化の進行などに伴う社会環境の変化、障がいの重度化・重複化、精神障がい者や難病患者に対する福祉施策の拡充の必要性など、新たな課題が発生するとともに、障がいのある人のニーズも多様化してきており、国においても社会福祉構造改革が進められ、平成18年4月には身体、知的、精神の障がい種別に関わらず、一元的なサービスの提供や就労支援などを柱とした障害者自立支援法が、平成23年8月には障害者基本法の一部を改正する法律が施行されたところであり、さらに平成24年6月には、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）と改め、新たな障害保健福祉施策を講ずることとしています。

市においても平成18年度および平成27年度に障害者基本法に基づき、障がいのある人の施策全般にわたる基本的な事項を定める中長期の計画として「函館市障がい者基本計画」を策定するとともに、その実施計画として障害者総合支援法および児童福祉法に基づく「函館市障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の必要量とその確保に関し定め、障がい者施策のさらなる推進を図ることとしています。

### 1 障がい児・者の状況

#### 〔身体障がい〕

##### 身体障がい児・者の障がい別・等級状況

(平成30年4月1日現在 単位:人)

障がい区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比(%)
視覚障がい	18歳未満	3	0	0	1	1	0	5	7.3%
	18歳以上	289	270	72	62	148	86	927	
	計	292	270	72	63	149	86	932	
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	0	9	3	3	0	9	24	7.6%
	18歳以上	65	204	134	218	3	318	942	
	計	65	213	137	221	3	327	966	
音声・言語・そしゃく機能障がい	18歳未満	0	0	0	0			0	1.0%
	18歳以上	0	6	76	45			127	
	計	0	6	76	45			127	
肢体不自由	18歳未満	41	12	9	9	3	0	74	54.2%
	18歳以上	1,101	1,258	1,553	2,105	584	246	6,847	
	計	1,142	1,270	1,562	2,114	587	246	6,921	
内部障がい	18歳未満	15	0	4	3			22	29.9%
	18歳以上	2,682	28	455	628			3,793	
	計	2,697	28	459	631			3,815	
計	18歳未満	59	21	16	16	4	9	125	100.0%
	18歳以上	4,137	1,766	2,290	3,058	735	650	12,636	
	計	4,196	1,787	2,306	3,074	739	659	12,761	
構成比(%)		32.9%	14.0%	18.1%	24.1%	5.8%	5.2%	100.0%	

## 障がい別状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	28			29			30		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
視覚障がい	9	971	980	7	959	966	5	927	932
聴覚・平衡 機能障がい	27	958	985	26	947	973	24	942	966
音声・言語・ そしゃく機能 障がい	0	118	118	0	125	125	0	127	127
肢体不自由	81	7,257	7,338	77	7,047	7,124	74	6,847	6,921
内部障がい	25	3,733	3,758	22	3,774	3,796	22	3,793	3,815
計	142	13,037	13,179	132	12,852	12,984	125	12,636	12,761

## 等級別状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	28			29			30		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
1 級	64	4,164	4,228	60	4,176	4,236	59	4,137	4,196
2 級	22	1,884	1,906	20	1,831	1,851	21	1,766	1,787
3 級	20	2,384	2,404	20	2,333	2,353	16	2,290	2,306
4 級	20	3,219	3,239	18	3,130	3,148	16	3,058	3,074
5 級	5	736	741	5	733	738	4	735	739
6 級	11	650	661	9	649	658	9	650	659
計	142	13,037	13,179	132	12,852	12,984	125	12,636	12,761

## 〔知的障がい〕

## 知的障がい児・者の程度別状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	28			29			30		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
重 度	105	919	1,024	101	936	1,037	96	937	1,033
中度・軽度	397	1,276	1,673	446	1,322	1,768	460	1,390	1,850
計	502	2,195	2,697	547	2,258	2,805	556	2,327	2,883

## 〔精神障がい〕

## 等級別状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	28			29			30		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
1 級	1	238	239	1	228	229	0	222	222
2 級	4	1,661	1,665	4	1,692	1,696	3	1,764	1,767
3 級	1	721	722	2	705	707	2	716	718
計	6	2,620	2,626	7	2,625	2,632	5	2,702	2,707



## 2 函館市障がい者基本計画、函館市障がい福祉計画

### ◎第2次函館市障がい者基本計画

#### (1) 計画策定の趣旨等

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として策定するもので、「函館市地域福祉計画」、「函館市高齢者保健福祉計画・函館市介護保険事業計画」、「函館市子ども・子育て支援事業計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら、今後の障がい者施策の基本となる計画であり、障がい者計画としては第5次になるものです。

#### (2) 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10か年とし、社会情勢やニーズの変化、前期の事業の進捗状況などを踏まえ、中間年（平成32年度）に後期の推進について検討します。

#### (3) 計画の基本的考え方

##### ○ 計画の基本理念

この計画は、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らす共生社会の実現のため、「リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、障がいを理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」をめざします。

##### ○ 計画の基本的な方向

###### ① 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を送るため、一人ひとりの障がいの特性などに応じた保健・医療・福祉サービスの提供体制や、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援体制の充実を図ります。

###### ② 自立と社会参加の促進

障がいのある人が、社会の一員として自分らしく生きがいを持って暮らし、個性と能力を十分発揮し、自己実現をめざすことができるよう、障がいなどの早期発見、早期療育の支援体制や、ライフステージや障がいの状況に応じた様々な支援体制の充実に努めます。

###### ③ バリアフリー社会の実現

障がいの有無にかかわらず、共に支え合う社会の実現をめざし、社会的障壁を取り除き、障がいや病気に対する理解を深めるための普及・啓発や障がいの特性に応じた支援体制の充実を図るとともに、障がいのある人への差別や虐待をなくすための権利擁護の充実に向けた取組みを推進します。

#### (4) 分野別施策

##### 第1 地域生活の支援体制の充実

###### ① 生活支援

###### 【基本的な考え方】

障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で安心して暮らすため、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援を行い、いつでも必要とするサービスを選択できるよう、関係機関との連携を図りながら、サービスの量的確保および障がい福祉サービス事業者への指導などによるサービスの質の向上に努めます。

###### 【施策の推進方向と主要施策】

- ア 相談支援機能の充実
  - ・相談支援体制の充実
- イ 日常生活支援体制の整備
  - ・障がい福祉サービス等の提供基盤の整備
  - ・地域生活支援事業の充実
  - ・福祉コミュニティエリアの整備
  - ・補装具・日常生活用具の有効活用
- ウ 重度化・高齢化への対応
  - ・家族等に対する支援体制の充実
  - ・重度の障がいのある人に対する支援体制の整備
  - ・一時支援体制の整備
- エ 地域生活への移行の促進
  - ・地域生活への移行の支援
  - ・地域生活への定着の支援
- オ 住居の確保
  - ・グループホーム等の整備
  - ・公営住宅等の整備
  - ・居宅入居支援策の推進
- カ 各種障がいへの対応
  - ・障がいのある人への支援の充実
- キ 生活安定施策の推進
  - ・経済的支援の充実
- ク サービスの質の向上
  - ・各種研修の充実等
  - ・事業所の適切な事業展開の促進

## ② 保健・医療

### 【基本的な考え方】

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、適切な保健・医療・リハビリテーションなどの充実のほか、障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見、治療や健康を維持するための取組みを推進します。

### 【施策の推進方向と主要施策】

- ア 障がいの要因となる疾病等の予防対策と治療
  - ・母子保健対策の推進
  - ・生涯を通じた疾病予防対策の充実
  - ・青・壮年期からの疾病の早期発見・早期治療対策の推進
- イ 障がいのある人の保健・医療の充実
  - ・難病対策の充実
  - ・精神障がい者施策の充実
  - ・リハビリテーション医療体制の整備
  - ・口腔保健・歯科医療体制の整備
  - ・医療給付等の充実

## 第2 自立と社会参加の促進

### ① 教育・育成

#### 【基本的な考え方】

支援を要する障がいのある子どもや教育上特別な配慮を要する子どもが、身近な地域において、その能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な療育や教育が受けられるよう、様々な取組みなどの情報提供に努めるとともに、障がいに応じた療育や教育体制の充実を図ります。

#### 【施策の推進方向と主要施策】

- ア 障がい児療育の充実
  - ・保健，医療，福祉，教育の連携
  - ・療育体制の充実
  - ・障がい児保育の充実
- イ 学校教育の充実
  - ・教育相談・指導体制の整備
  - ・教育内容の充実
  - ・障がいの特性に配慮した教育の充実
  - ・職員研修の充実
  - ・学校外活動の推進
  - ・施設のバリアフリー化の促進

## ② 雇用・就労

### 【基本的な考え方】

障がいのある人が社会の一員として、地域で経済的に自立し、障がいの特性や本人の適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、企業などにおける障がい者雇用の促進や福祉的就労の充実を図ります。

### 【施策の推進方向と主要施策】

#### ア 雇用の促進

- ・障がいのある人の雇用の啓発
- ・職場への定着のための支援
- ・相談，情報提供の充実
- ・各種助成制度の周知活用
- ・市職員への障がいのある人の雇用の推進

#### イ 就労機会の拡大

- ・職域の拡大

#### ウ 職業訓練の充実

- ・職業能力の向上

#### エ 福祉的就労の充実

- ・就労移行支援事業所等の活用
- ・授産製品等の販路拡大

## ③ 社会参加

### 【基本的な考え方】

障がいのある人の社会参加を促進し、生活の質の向上を図るため、スポーツ・レクリエーション・文化活動や、社会参加活動などへの参加機会の拡大と、これらの活動へ障がいのある人が、主体的、自主的に参加できるよう支援の充実に努めます。

### 【施策の推進方向と主要施策】

#### ア 社会参加の促進

- ・社会参加の促進
- ・ボランティアとの連携
- ・移動支援，コミュニケーション支援の充実

#### イ スポーツ・文化活動の推進

- ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・文化活動の推進

#### ウ 行事等への参加の促進

- ・行事等への参加の促進
- ・情報提供の充実

### 第3 バリアフリー社会の実現

#### ① 権利擁護・理解の促進

##### 【基本的な考え方】

障がいのある人もない人も、お互いの人権と個性を尊重し、地域で自分らしく安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた地域づくりをめざし、障がいのある人に対する差別や偏見の解消と虐待の防止を図ります。

##### 【施策の推進方向と主要施策】

- ア 権利擁護の推進と虐待防止
  - ・虐待防止の啓発および相談支援体制の充実
  - ・差別解消に向けた啓発
- イ 成年後見制度等の充実
  - ・成年後見制度等の普及・啓発および利用促進
- ウ 理解の促進
  - ・ノーマライゼーションの理念の啓発活動の促進
- エ 心のバリアフリーの促進
  - ・福祉教育の推進
- オ 地域福祉活動の推進
  - ・ボランティア活動の促進
  - ・交流活動の促進

#### ② 生活環境

##### 【基本的な考え方】

障がいのある人もない人も、すべての人が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に向けた支援の充実や、住宅、公共施設、道路、交通機関などのバリアフリー化を進めるとともに、防犯対策や災害時における障がいの特性に配慮した支援体制の整備を推進します。

##### 【施策の推進方向と主要施策】

- ア 福祉のまちづくりの推進
  - ・福祉のまちづくりの推進
- イ 住まいの整備
  - ・住宅の確保
  - ・住宅改善の促進
- ウ 移動・交通対策の推進
  - ・道路、交通安全施設の整備
  - ・移動・交通手段の確保
  - ・外出支援の充実
- エ 防災・防犯対策の推進
  - ・防災・防犯対策の推進

### ③ 情報・コミュニケーション

#### 【基本的な考え方】

障がいのある人の自立と社会参加の促進や、豊かで快適な生活の実現のため、障がいの特性に応じた情報提供に努めるとともに、情報収集や円滑なコミュニケーションが得られるよう、情報のバリアフリー化の促進と意思疎通の支援の充実を図ります。

#### 【施策の推進方向と主要施策】

##### ア 情報バリアフリーの推進

- ・情報提供の充実
- ・情報のバリアフリー化

##### イ コミュニケーションの推進

- ・コミュニケーション支援体制の充実

### (5) 計画の推進

すべての市民が福祉に対する理解を深め、行政はもとより、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが、それぞれの立場で力を合わせて、相互に連携しながら施策を展開することを基本とします。

関係部局・団体などと密接に連携および協働し、障がいの特性やライフステージに応じた適切なサービスの提供ができるよう総合的に取り組みます。

必要に応じて国や北海道に要望などを行うとともに、これら関係機関とも連携および協働しながら、各事業を推進します。

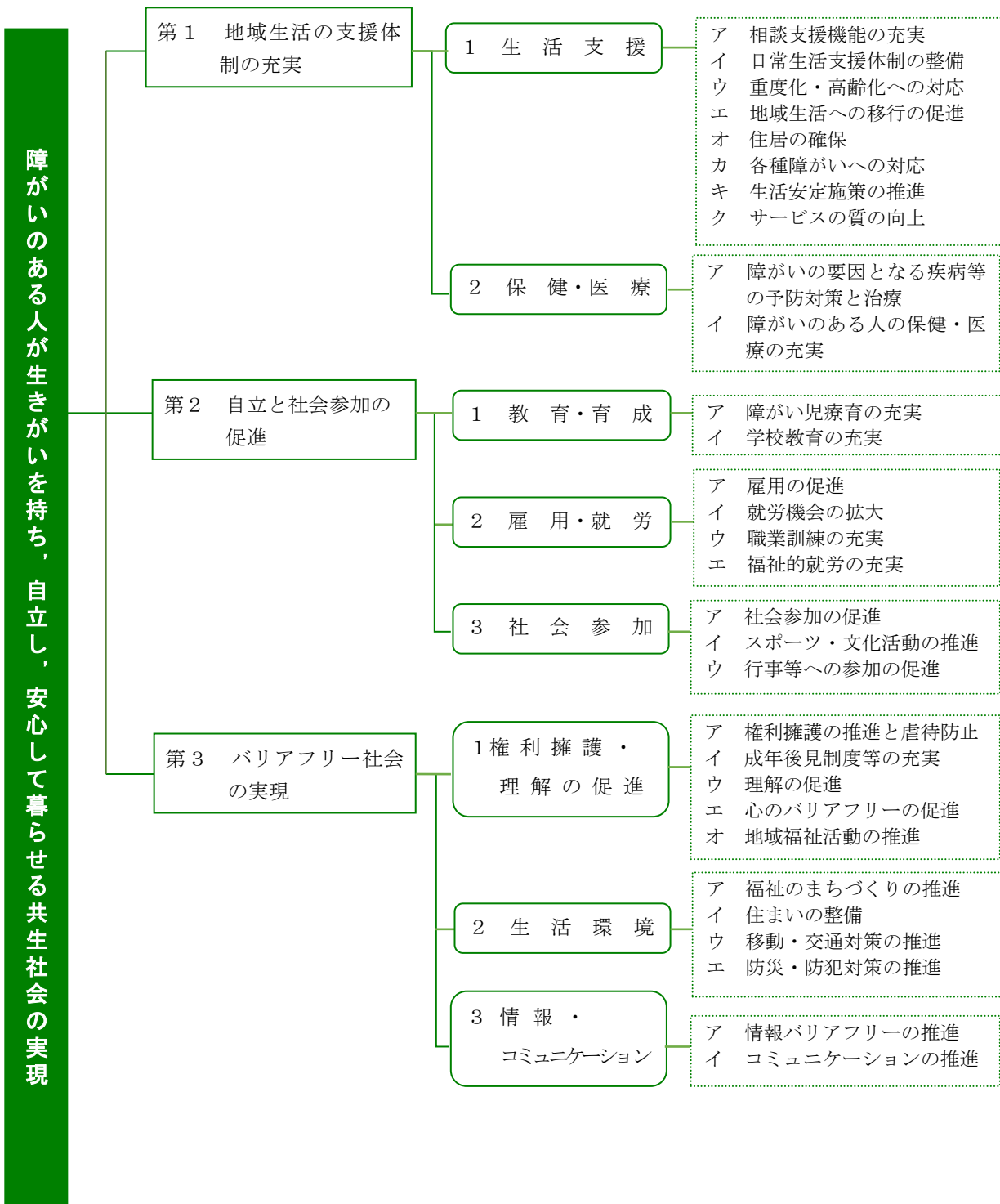
(6) 体系図

【基本理念】

【基本的な方向】

【施策区分】

【施策の推進方向】



## ◎第5期函館市障がい福祉計画

### (1) 計画策定の趣旨等

この計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画および児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画であるとともに、平成27年3月に策定した「第2次函館市障がい者基本計画」の実施計画と位置付けており、第1期計画から第4期計画（平成18年度～29年度）の計画の進捗状況等を踏まえ、障がい福祉サービス等の必要量等を見込み、障害者施策のさらなる推進を図るため策定したものです。

### (2) 計画の期間

計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3か年とします。

### (3) 計画推進のための基本的事項

#### ○ 計画の基本理念

障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちをめざすという障がい者基本計画の理念のもとに、障がいのある人がその有する能力と適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスおよび障害児通所支援の提供その他の支援を行うこととします。

#### ○ 計画推進のための基本的事項

##### ① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいの種別や程度にかかわらず、必要な支援を受けながら、自らの意思で住みたい場所を選び、自立し社会参加することができるよう、相談支援体制をはじめ、障がい福祉サービスなどの充実を図ります。

##### ② 障がい種別によらないサービス提供の推進

障がい種別によらない制度の一元化のもとで、障がい福祉サービス等の実施主体として、北海道および南渡島圏域の市町と連携しながら障がい福祉サービス等の充実に努めます。

##### ③ 包括的な支援体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整備するとともに、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの確立をめざします。

##### ④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、および専門的な支援を要する人や子どもに対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築をめざします。



#### ⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもおよびその保護者が、身近な場所で、それぞれのニーズに応じた、質の高い専門的な支援を受けることができるよう、障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある子どもが、障害児通所支援を利用し、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるように、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

#### (4) 第5期計画における重点的な取組み

- ① 相談支援体制の充実と強化
- ② 障がいのある人の地域生活への移行の促進
- ③ 地域社会の支え合い
- ④ 障がいのある人の就労の推進
- ⑤ 障がいのある子どもに対する支援の強化
- ⑥ 権利擁護の推進

#### (5) 平成30年度の成果目標

計画の策定にあたり、国から示された地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため、第4期計画までの進捗状況を踏まえ、平成32年度における成果目標を設定しました。

#### ○ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国が示した値（地域生活への移行者9%以上、入所者数の減少2%以上）を基本としながら、平成28年度末の福祉施設の入所者数561人の約5.7%、32人が地域生活へ移行するとともに、約2%、11人の入所者を減少させることを目標とします。

項目	数値	備考
平成28年度末の施設入所者数	561人	
平成32年度末までの地域生活への移行者数見込み	32人 (5.7%)	施設入所から共同生活援助（グループホーム）等への移行者数
平成32年度末の入所者数見込み	550人	
平成32年度末までの減少数見込み	11人 (2%)	差引減少者数

## ○ 福祉施設から一般就労への移行等

国が示した値（平成28年度実績の1.5倍）を基本としながら、平成28年度中に福祉施設を退所して一般就労した43人の約1.5倍の65人が、一般就労へ移行することを目標とします。

また、平成28年度において、就労移行支援事業を利用している方は62人ですが、国が示した値（平成28年度の利用者数の2割以上増加）を基本とし、平成28年度の利用者数から約6.6割増の103人が利用することを目標とします。

就労移行支援事業所の就労移行率については、平成28年度では、移行率が3割以上の事業所は7か所のうち2か所でしたが、国が示した値（全体の5割以上）を基本とし、約4割に当たる3か所とすることとします。

就労定着支援による職場定着率については、国が示した値と同じく、各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを目標とします。

項目	数値	備考
一般就労移行者数見込み	65人	平成28年度実績（43人）の1.5倍
就労移行支援事業利用者数見込み	103人	平成28年度実績（62人）の6.6割増
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数	3か所	就労移行支援事業所（7か所）の4割
就労定着支援による職場定着率	80%	各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

## ○ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、本市では、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめすため、平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

## ○ 地域生活支援拠点等の整備

障がい児・者の重度化や高齢化、「親亡き後」に備えるとともに、障がい児・者の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域生活で生じる障がい児・者やその家族の緊急事態に対応するため、平成32年度末までに地域生活支援拠点等を整備します。

## ○ 障がい児支援の提供体制の整備

- ・重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

児童発達支援に加え保育所等訪問支援などの地域支援を行う，児童発達支援の中核的な施設となる児童発達支援センターは，現在2か所設置されており，それぞれの児童発達支援センターにおいて，保育所等訪問支援を利用できる体制にあります。

本市においては，現在の体制を維持するとともに，さらなる重層的な地域支援体制の強化をめざします。

- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように，主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所について，平成32年度末までの確保をめざし関係機関との協議を進めます。

- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように，平成32年度末までに保健，医療，障害福祉，保育，教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。

## (6) 計画の推進

### ① 関係機関との連携

障がい福祉サービス等および障害児通所支援等や地域生活支援事業を，円滑に実施するためには，障がいのある人と事業者，関係団体等，行政の連携が重要であることから，自立支援協議会を核としたネットワークを充実・強化していきます。

### ② 国や北海道との連携

国や北海道と連携しながら，制度改正などの動向を的確に把握し，施策を推進していくとともに，本市の実情や課題を踏まえ，国や北海道に対し，制度の改善や財政措置の充実などについて要望していきます。

### ③ 計画の進行管理

計画の推進にあたっては，函館市障がい者計画策定推進委員会において，各年度における障がい福祉サービスの利用や地域生活への移行の状況など，計画の進捗状況について，点検・評価し，その結果をサービスの実施に反映させるとともに，市の関係部局との協力・連携を図りながら施策を推進していきます。

### 3 障害者総合支援法の施行

平成15年4月から実施された支援費制度は、サービスのあり方を、それまでの「措置制度」から「契約制度」へと大きく変え、自己決定、利用者本位の考え方を明確にし、障がいのある人の地域生活支援を前進させましたが、新たな課題も浮き彫りになり、これに対応する制度として、平成18年4月から障害者自立支援法が実施されることとなりました。

障害者自立支援法は、身体、知的、精神の障がい種別ごとにサービス提供の仕組みが分かれていた状況を改め、市町村が一元的に福祉サービスを提供する仕組みを創設するとともに、利用者本位のサービス体系に再編し、就労支援の抜本的強化を図るなどの内容となっています。

※障害者自立支援法は、平成25年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正されました。

#### (1) 障害福祉サービス利用者の決定状況

(平成30年4月1日現在)

区 分		決定者数(人)	
障害福祉サービス	障がい者	1,862	
	障がい児	101	
	精神障がい者	639	
	難病患者等	2	
	介護給付	障がい者	1,565
		障がい児	101
		精神障がい者	253
		難病患者等	0
	訓練等給付	障がい者	297
		精神障がい者	386
		難病患者等	2

※難病患者等は、障害者手帳を所持していない者をカウントしている。

#### (2) 自立支援給付

##### ア 障害福祉サービス

##### (ア) 居宅介護等サービス

内 容 居宅において、ホームヘルパーなどが介護、家事等の全般にわたる援助を行います。

##### 実施状況

区分	年度	27	28	29
	実人員	264人	265人	269人
身体障がい者	延利用時間	51,475.00 時間	53,339.25 時間	56,130.50 時間
	支給額	187,928 千円	198,991 千円	219,420 千円
知的障がい者	実人員	45人	50人	53人
	延利用時間	4,969.25 時間	5,819.25 時間	5,923.50 時間
障がい児	延利用時間	803.00 時間	1,010.00 時間	982.50 時間
	支給額	4,594 千円	5,299 千円	5,019 千円
精神障がい者	実人員	126人	129人	140人
	延利用時間	7,117.25 時間	7,353.25 時間	7,755.00 時間
支給額	18,632 千円	20,452 千円	23,167 千円	

平成30年度予算額 221,240千円（身体障がい者）、27,846千円（知的障がい者）、5,563千円（障がい児）、23,534千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

(イ) 生活介護

内 容 施設における日中活動で、創作的活動、機能訓練、入浴等のサービスの提供を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

区分	年度	27	28	29
実 人 員		958 人	1,008 人	967 人
延 利 用 回 数		221,629 回	223,817 回	225,510 回
支 給 額		2,255,046 千円	2,315,733 千円	2,409,490 千円

[精神障がい者分]

区分	年度	27	28	29
実 人 員		7 人	13 人	13 人
延 利 用 回 数		1,121 回	1,740 回	1,600 回
支 給 額		8,389 千円	12,220 千円	11,236 千円

平成 30 年度予算額 2,441,149 千円 (身体・知的障がい者), 12,482 千円 (精神障がい者)  
 費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担, 4 分の 1 の道費負担があります。

(ウ) 短期入所サービス

内 容 介護を行う方の病気その他の理由により、自宅で介護を受けられない障がい者に対して、短期間、入所した施設において適切な支援を行います。

実施状況

区分		年度	27	28	29
身体障がい者	実 人 員		22 人	33 人	25 人
	延 利 用 回 数		866 回	669 回	771 回
	支 給 額		6,932 千円	5,564 千円	6,566 千円
知的障がい者	実 人 員		44 人	62 人	88 人
	延 利 用 回 数		1,410 回	1,835 回	2,280 回
	支 給 額		11,988 千円	16,199 千円	18,120 千円
障 がい 児	実 人 員		19 人	16 人	15 人
	延 利 用 回 数		215 回	276 回	379 回
	支 給 額		1,494 千円	1,910 千円	2,352 千円
精 神 障 がい 者	実 人 員		5 人	3 人	2 人
	延 利 用 回 数		343 回	67 回	37 回
	支 給 額		1,959 千円	444 千円	176 千円

平成 30 年度予算額 6,218 千円 (身体障がい者), 19,313 千円 (知的障がい者)  
 2,592 千円 (障がい児), 371 千円 (精神障がい者)

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担, 4 分の 1 の道費負担があります。

### (エ) 療養介護等

内 容 機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の援助を行います。

実施状況

年度	27	28	29
区分			
実 人 員	55 人	56 人	53 人
支 給 額	198,305 千円	196,191 千円	183,486 千円

平成 30 年度予算額 183,960 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

### (オ) 施設入所支援

内 容 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

実施状況

年度	27	28	29
区分			
実 人 員	586 人	591 人	575 人
延 利 用 回 数	200,399 回	197,553 回	195,217 回
支 給 額	881,756 千円	891,665 千円	917,445 千円

平成 30 年度予算額 910,863 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

### (カ) 就労継続支援

内 容 一般就労等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

年度	27	28	29
区分			
実 人 員	510 人	554 人	552 人
延 利 用 回 数	98,363 回	102,423 回	106,187 回
支 給 額	576,542 千円	621,711 千円	667,011 千円

[精神障がい者分]

年度	27	28	29
区分			
実 人 員	246 人	355 人	399 人
延 利 用 回 数	32,213 回	40,881 回	49,301 回
支 給 額	189,513 千円	262,268 千円	330,496 千円

平成 30 年度予算額 707,670 千円 (身体・知的障がい者)、368,767 千円 (精神障がい者)

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

### (キ) 就労移行支援

内 容 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

区分	年度	27	28	29
実 人 員		69 人	74 人	65 人
延 利 用 回 数		6,979 回	7,305 回	7,187 回
支 給 額		61,300 千円	66,849 千円	67,052 千円

[精神障がい者分]

区分	年度	27	28	29
実 人 員		75 人	90 人	79 人
延 利 用 回 数		8,012 回	7,427 回	7,943 回
支 給 額		69,444 千円	70,012 千円	71,220 千円

平成 30 年度予算額 84,439 千円 (身体・知的障がい者), 80,892 千円 (精神障がい者)  
費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担, 4 分の 1 の道費負担があります。

### (ク) 自立訓練

内 容 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

区分	年度	27	28	29
実 人 員		40 人	68 人	22 人
延 利 用 回 数		4,227 回	4,089 回	2,972 回
支 給 額		29,108 千円	28,589 千円	20,498 千円

[精神障がい者分]

区分	年度	27	28	29
実 人 員		32 人	69 人	47 人
延 利 用 回 数		9,605 回	13,268 回	7,882 回
支 給 額		50,842 千円	68,658 千円	37,822 千円

平成 30 年度予算額 25,157 千円 (身体・知的障がい者), 41,763 千円 (精神障がい者)  
費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担, 4 分の 1 の道費負担があります。

### (ケ) 共同生活援助

内 容 夜間や休日に、共同生活を行う住居において、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに相談や日常生活上の援助を行います。

実施状況

区分		年度		
		27	28	29
身体・知的障がい者	実 人 員	234 人	261 人	273 人
	延 利 用 回 数	76,805 回	82,977 回	86,468 回
	支 給 額	401,125 千円	437,942 千円	465,553 千円
精神障がい者	実 人 員	75 人	81 人	98 人
	延 利 用 回 数	21,076 回	23,163 回	23,364 回
	支 給 額	97,448 千円	101,018 千円	100,536 千円

平成 30 年度予算額 474,215 千円（身体・知的障がい者）、100,463 千円（精神障がい者）  
費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

### イ 地域相談支援

内 容 障害者施設等に入所（入院）している障がい者の地域での生活に移行するための支援や、地域に移行した障がい者に対して常時の連絡体制をとり、緊急訪問等の対応をすることにより、安定した地域生活を送るための支援を行います。

実施状況

区分		年度		
		27	28	29
身体・知的障がい者	実 人 員	2 人	2 人	0 人
	延 利 用 回 数	16 回	13 回	0 回
	支 給 額	56 千円	160 千円	0 千円
精神障がい者	実 人 員	1 人	1 人	1 人
	延 利 用 回 数	6 回	2 回	10 回
	支 給 額	29 千円	7 千円	287 千円

平成 30 年度予算額 91 千円（身体・知的障がい者）、291 円（精神障がい者）  
費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

### ウ 計画相談支援

内 容 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後に障害福祉サービス事業者との連絡調整およびサービス等利用計画の作成を行うことにより、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援を行います。

実施状況

区分		年度		
		27	28	29
身体・知的障がい者	実 人 員	1,162 人	1,340 人	1,427 人
	延 利 用 回 数	2,006 回	2,427 回	2,502 回
	支 給 額	33,907 千円	42,468 千円	44,910 千円
精神障がい者	実 人 員	130 人	126 人	191 人
	延 利 用 回 数	243 回	306 回	447 回
	支 給 額	4,090 千円	5,285 千円	7,830 千円

平成 30 年度予算額 46,581 千円（身体・知的障がい者）、6,894 千円（精神障がい者）  
費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。



## エ 自立支援医療（更生医療）

開始年度 平成 18 年度  
 内 容 身体の障がいの除去または軽減をして、職業能力を増進し、または日常生活を容易にすることなどを目的とした医療を行います。  
 対 象 者 18 歳以上の身体障害者手帳所持者  
 自己負担 医療費の原則 1 割負担とするが、月額負担の上限があります。  
 給付状況 (単位:人)

区分	27	28	29
視 覚 障 害	0	0	0
聴 覚 障 害	0	1	0
肢 体 不 自 由	34	30	37
心 臓 機 能 障 害	0	0	0
じん臓機能障害	902	901	978
肝 臓 機 能 障 害	1	1	1
免 疫 機 能 障 害	6	8	13
計	943	941	1029

平成 30 年度予算額 791,910 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

## オ 自立支援医療（精神通院）〔道事業〕

開始年度 平成 18 年度  
 内 容 心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むことや精神障がいの適正な医療の普及を図ることを目的とした医療を行います。  
 対 象 者 統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要するもの  
 自己負担 医療費の原則 1 割負担とするが、月額負担の上限があります。  
 給付状況 (単位:人)

区分	27	28	29
受 給 者 数	5,184	5,351	5,429

平成 30 年度予算額 予算計上なし

費用の負担 全額道費負担

## カ 補装具

開始年度 昭和 24 年度（身体障がい者）、昭和 23 年度（身体障がい児）  
 内 容 身体障がい者・児の失われた機能を補い、日常生活を円滑にするため、障がいに適した用具の購入または修理費を支給します。  
 自己負担 費用の原則 1 割負担ですが、月額負担の上限があります。  
 交付状況 [身体障がい者分]

(単位:件)

区分	年度 27		28		29		区分	年度 27		28		29	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理		交付	修理	交付	修理	交付	修理
義 手	5	3	1	3	8	4	補 聴 器	105	56	116	51	111	42
義 足	7	14	14	11	11	8	車 い す	49	70	62	81	51	65
装 具	97	15	78	19	101	9	歩 行 器	4	0	6	0	0	0
座位保持装置	2	5	4	4	1	7	歩 行 補 助 つ え	13	1	10	0	7	0
盲人安全杖	23	0	23	0	28	0	電 動 車 い す	9	22	6	21	10	20
義 眼	3	0	2	0	3	0	そ の 他	1	2	0	2	2	5
眼 鏡	69	7	59	6	59	1	計	387	195	381	198	392	161
								交付額(千円)	46,952	48,643	47,581		

[身体障がい児分]

(単位:件)

区分	年度 27		28		29		区分	年度 27		28		29	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理		交付	修理	交付	修理	交付	修理
義 足	1	0	1	0	1	0	電 動 車 い す	1	0	1	3	0	0
装 具	29	2	22	1	20	1	座 位 保 持 い す	0	0	0	0	0	0
座位保持装置	17	3	9	5	14	3	起 立 保 持 具	0	0	0	0	0	0
義 眼	1	0	1	0	0	0	歩 行 器	0	0	1	0	0	0
眼 鏡	1	0	2	0	0	0	歩 行 補 助 つ え	0	0	1	0	0	0
補 聴 器	7	5	4	7	6	14	そ の 他	2	0	1	0	2	0
車 い す	14	7	11	7	10	5	計	73	17	54	23	53	23
								交付額(千円)	13,656	11,538	13,174		

平成 30 年度予算額 49,253 千円（身体障がい者）、11,678 千円（身体障がい児）

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

### (3) 地域生活支援事業

#### ア 成年後見制度利用支援事業

開始年度 平成 16 年度  
 内 容 知的障がいや精神障がいのため、障がい者福祉サービスを利用するための手続きが困難で、一定の要件に該当する方に、成年後見制度の利用に係る費用を助成します。

平成 30 年度予算額 1,916 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

## イ 障害者虐待防止対策支援事業

開始年度 平成 24 年度

内 容 障害者虐待の防止, 障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき, 市の責務として関係機関と連携し, 障害者虐待の早期発見や適切な支援に努めます。

平成 30 年度予算額 267 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

## ウ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

開始年度 平成 14 年度 (手話通訳者:平成元年度, 要約筆記奉仕員:平成 9 年度)

内 容 聴覚および言語機能障がい者が, 手話通訳を必要とする場合には手話通訳者を, 主として話しことばをコミュニケーション手段としている聴覚障がい者 (中途失聴者, 難聴者) が要約筆記を必要とする場合には, 要約筆記者を派遣します。

派遣状況

(単位:人)

	年度	27	28	29
区分				
手話通訳者(延人数)		1,490	1,295	1,500
要約筆記者(延人数)		195	190	173

平成 30 年度予算額 12,255 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

## エ 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者の方のコミュニケーションを支援するために, 盲ろう者通訳・介助員を派遣します。

派遣状況

(単位:人)

	年度	27	28	29
区分				
盲ろう者通訳・介助員(延人数)		32	14	0

平成 30 年度予算額 234 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

## オ 日常生活用具給付等事業

開始年度 昭和 44 年度（障がい者）、昭和 47 年度（障がい児）

内 容 在宅の重度障がい児・者の日常生活の便宜を図るため、障がいの種類と程度に応じて、各種の生活用具を給付（一部貸与）します。

### 給付・貸与状況（障がい者）

（単位：件）

区分	年度	27	28	29	区分	年度	27	28	29
特殊寝台		5	5	8	点字ディスプレイ		0	13	0
特殊マット		4	6	7	点字器		1	0	0
移動用リフト		0	0	0	点字タイプライター		4	0	1
入浴補助用具		22	11	8	視覚障がい者用ホータブルコーター		19	17	9
頭部保護帽		5	7	5	視覚障がい者用活字文書読上装置		2	6	6
歩行補助つえ		6	2	5	視覚障害者用拡大読書器		38	38	13
移動・移乗支援用具		9	14	3	盲人用時計		13	17	12
移動・移乗支援用具(暖かいブーツ)		0	0	2	視覚障害者用地デジ対応ラジオ		18	6	8
特殊便器		2	0	2	聴覚障害者用通信装置		5	4	6
電磁調理器		4	8	4	聴覚障害者用情報受信装置		48	48	48
聴覚障害者用屋内信号装置		7	6	3	人工喉頭		27	17	20
透析液加温器		3	7	14	点字図書		2	1	0
ネブライザー		4	0	2	居宅生活動作補助用具		4	8	3
電気式たん吸引器		11	6	6	ストマ		6,260	6,447	6,326
盲人用音声式体温計		12	8	8	紙おむつ		530	499	462
盲人用体重計		9	9	4	その他		6	3	0
携帯用会話補助装置		0	0	2	計		7,087	7,221	7,009
情報・通信支援用具		7	8	12	給付額(千円)		77,012	82,415	71,908

### 給付・貸与状況（障がい児）

（単位：件）

区分	年度	27	28	29	区分	年度	27	28	29
特殊寝台		0	0	0	点字ディスプレイ		0	1	0
特殊マット		1	0	0	点字器		0	0	0
移動用リフト		0	0	0	点字タイプライター		0	0	0
入浴補助用具		1	2	4	視覚障がい者用ホータブルコーター		0	0	0
頭部保護帽		0	0	0	視覚障がい者用活字文書読上装置		0	0	0
歩行補助つえ		0	0	0	視覚障害者用拡大読書器		0	0	0
移動・移乗支援用具		0	1	0	盲人用時計		0	0	0
移動・移乗支援用具(暖かいブーツ)		0	0	0	視覚障害者用地デジ対応ラジオ		0	1	0
特殊便器		0	0	0	聴覚障害者用通信装置		0	0	0
電磁調理器		0	0	0	聴覚障害者用情報受信装置		37	42	43
聴覚障害者用屋内信号装置		0	0	0	人工喉頭		0	0	0
透析液加温器		0	0	0	点字図書		0	0	0
ネブライザー		1	0	0	居宅生活動作補助用具		1	0	0
電気式たん吸引器		0	1	0	ストマ		24	24	24
盲人用音声式体温計		0	0	0	紙おむつ		333	357	339
盲人用体重計		0	0	0	その他		1	0	1
携帯用会話補助装置		0	0	0	計		400	430	411
情報・通信支援用具		1	1	0	給付額(千円)		4,152	4,829	3,891

平成 30 年度予算額 84,882 千円（身体・知的障がい者等）、4,881 千円（身体・知的障がい児等）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

## カ 移動支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

実施状況

		年度		
区分		27	28	29
身体障がい者	実 人 員	1 人	0 人	0 人
	延 利 用 回 数	11 回	0 回	0 回
	支 給 額	91 千円	0 千円	0 千円
知的障がい者	実 人 員	53 人	61 人	58 人
	延 利 用 回 数	1,418 回	1,154 回	4,417 回
	支 給 額	8,314 千円	7,923 千円	6,862 千円
障 が い 児	実 人 員	8 人	5 人	4 人
	延 利 用 回 数	67 回	18 回	50 回
	支 給 額	289 千円	72 千円	68 千円
精 神 障 が い 者	実 人 員	1 人	1 人	0 人
	延 利 用 回 数	3 回	1 回	0 回
	支 給 額	9 千円	4 千円	0 千円

平成 30 年度予算額 81 千円（身体障がい者），7,545 千円（知的障がい者），  
122 千円（障がい児），40 千円（精神障がい者）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

## キ 障害者地域活動支援センター事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 通所により創作的活動または生産活動の機会および社会との交流促進等の日中活動の場を提供し、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。

実施施設 【身体・知的障がい者】 あいよる 21， おはよう

【精 神 障 が い 者】 函館地域生活支援センター， 函館夢ファクトリー，  
陽だまり， もみの木・函館

平成 30 年度予算額 9,000 千円（身体・知的障がい者），37,500 千円（精神障がい者）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

## ク 障害者訪問入浴サービス事業

開始年度 平成 12 年度（平成 11 年度までは高齢者等在宅生活支援事業で実施）

内 容 歩行が困難で移送に耐えられない等の事情がある在宅の身体障がい者を訪問し、宅内もしくは車内で入浴サービスを提供します。

実施施設 【車内入浴】 函館リハビリセンター

【宅内入浴】 函館はくあい園， 旭ヶ岡の家， ㈱ジャンクサービス， アースポート㈱

平成 30 年度予算額 3,563 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

#### ケ 日中一時支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 介護を行う方の病気その他の理由により、自宅で介護を受けられない障がい児・者に対して、昼間、一時的に施設において日常生活の支援を行います。

実施施設 障がい者対象 19ヶ所 , 障がい児対象 10ヶ所

平成 30 年度予算額 1,355 千円 (身体・知的障がい者), 1,088 千円 (障がい児),  
98 千円 (精神障がい者)

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

#### コ 点訳奉仕員等養成事業

開始年度 平成 9 年度

内 容 点訳または、朗読、手話、要約筆記に必要な技術等の指導を行い、これらに従事する奉仕員を養成します。

実施状況 点訳奉仕員養成講座 8 回, 朗読奉仕員養成講座 8 回, 要約筆記奉仕員養成講座 (手書き) 3 回, 同 (パソコン) 6 回, 手話奉仕員養成講座 (入門) 28 回, 同 (基礎) 16 回, 同 (レベルアップ) 14 回

実施施設 函館市総合福祉センター

平成 30 年度予算額 1,178 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

#### サ 手話通訳者・要約筆記者養成事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 手話通訳者養成講座および要約筆記者養成講座を開催し、手話通訳者および要約筆記者を養成します。

平成 30 年度予算額 567 千円 (の内, 補助基準額 235 千円)

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

#### シ 盲ろう者通訳・介助員養成事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 函館市内で実施される盲ろう者通訳・介助員派遣事業に従事する通訳・介助員を養成します。

平成 30 年度予算額 196 千円 (の内, 補助基準額 43 千円)

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

## ス 手話通訳者・要約筆記者指導者養成事業

開始年度 平成 28 年度

内 容 北海道手話通訳者養成講師育成研修会および要約筆記者指導者養成研修の受講者に旅費の一部を助成し、手話通訳者および要約筆記者養成講座の指導者を養成します。

平成 30 年度予算額 297 千円（の内、補助基準額 276 千円）

費用の負担 要約筆記者指導者養成研修は、補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

## セ 手話出前講座事業

開始年度 平成 28 年度

内 容 講座を通じ市民への手話の普及・啓発を図り、手話に対する理解の促進を図ります。

平成 30 年度予算額 185 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

## ソ ノーマライゼーション推進事業

開始年度 昭和 61 年度

内 容 ノーマライゼーションの理念を啓蒙・普及することを目的に、一般市民の方が参加できるような各種事業を行います。

実施状況（平成 28 年度）ノーマリー教室、障害者週間記念行事、事業所訪問、広報活動

委 託 先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 30 年度予算額 3,121 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

## タ 障害者のふれあい交流事業

開始年度 平成元年度

内 容 障がい者の見識を広め、社会参加を促進するため、列車を利用し、近郊の緑豊かな自然の中で、レクリエーションなどを通して、障がい者同士の交流やボランティアの人々とのふれあいを深め、有意義な一日を過ごしてもらいます。

参 加 者（平成 29 年度）障がい者等 154 人、ボランティア等 175 人

会 場（平成 29 年度）函館市総合福祉センター

委 託 先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 30 年度予算額 3,178 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

#### チ 身体障害者自動車運転免許取得助成事業

開始年度 昭和 50 年度

内 容 第 1 種運転免許（二輪車を除く）または第 2 種運転免許を取得するために要した経費の 3 分の 2 を助成します。（限度額 100 千円）

対 象 者 市内に住所を有し，身体障害者手帳の等級が 1 ～ 4 級に該当する方

年度	27	28	29
区分			
助 成 人 員	3 人	2 人	1 人
助 成 金 額	300 千円	200 千円	100 千円

平成 30 年度予算額 300 千円

費用の負担 全額市費負担

#### ツ 重度身体障害者用自動車改造助成事業

開始年度 昭和 52 年度

内 容 自らが所有し，運転する自動車の操作装置および駆動装置などの改造に要した経費を助成します。（限度額 100 千円）

対 象 者 ・ 市内に住所を有し，身体障害者手帳の等級が 1， 2 に該当する肢体不自由者  
・ 本人の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

年度	27	28	29
区分			
助 成 人 員	5 人	5 人	9 人
助 成 金 額	500 千円	500 千円	898 千円

平成 30 年度予算額 700 千円

費用の負担 全額市費負担

#### テ 身体障害者スポーツ教室

開始年度 平成 8 年度

内 容 障がい者の体力維持，機能回復，自立更生を図ることを目的に，サウンドテーブルテニス教室（初心者コース，競技者コース），フロアバレーボール教室，車椅子バスケットボール教室，ボウリング教室，ブラインドサッカー教室等を開催します。

委 託 先 函館地区障害者スポーツ指導者協議会

平成 30 年度予算額 293 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。



## ト 障がい福祉のしおり発行

開始年度 昭和 54 年度

内 容 障がい福祉制度の周知を図るため、障がい者を対象とした各種制度（日常生活援助、費用負担軽減、年金・手当、医療等）の概要等を紹介した冊子を発行しています。

平成 30 年度発行予定部数 3,170 冊

平成 30 年度予算額 1,952 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

## ナ 視覚障害者用福祉ガイドブック作成

開始年度 昭和 60 年度

内 容 視覚障がい者の知識の向上を図るため「障がい者のしおり」等を録音し、障がい者へ配布します。

平成 30 年度作成予定数 C D 246 枚

平成 30 年度予算額 143 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

## ニ 中途障害者生活訓練事業

開始年度 平成 10 年度

内 容 中途障がい者に対し、自宅内およびその周辺地域等において、講師を派遣し、歩行訓練や日常生活に必要な訓練および指導等を行います。

委託先 社会福祉法人 侑愛会

実施状況 受講人数 0 人（平成 29 年度）

平成 30 年度予算額 66 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

## ヌ 知的障害者青年教室

開始年度 平成 6 年度

内 容 知的障がい者に余暇を利用した集団活動を通じて、自立する力を身につけ、社会参加の機会を拡大することや、障がい者と健常者がレクリエーションを通じて、ふれあいを図ることを目的とした各種教室を開催します。

実施状況 リズム教室（年 13 回 2 教室）、スポーツ教室（年 24 回 5 教室）  
レクリエーション（年 5 回 1 教室）、創作（年 6 回 2 教室）

参加者 知的障がい者、ボランティア等 延 655 人

平成 30 年度予算額 950 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

## ネ 精神障害者地域生活支援事業（精神障害者福祉ホーム）

開始年度 平成 18 年度

内 容 住居を必要としている精神障がい者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行い地域における自立生活および社会参加を促進します。

実施施設 啓明ホーム

平成 30 年度予算額 2,880 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

## ノ 精神保健ふれあい交流事業

開始年度 平成元年度

内 容 精神障がい者の地域への参加や市民の障がい者に対する誤解や偏見を取り除くため、スポーツ大会やレクリエーションを通して、障がい者同士の交流やボランティアの人々とのふれあいを深めます。

参加人数 (平成 29 年度)

スポーツ大会 91 人

ボウリング大会 106 人

会 場 スポーツ大会 函館アリーナ

ボウリング大会 ラウンドワン

委 託 先 特定非営利活動法人 函館レクリエーション協会

平成 30 年度予算額 329 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

## ハ 基幹相談支援センター事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の利用支援等、必要な支援を行うほか、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的にを行います。

実施施設 障害者生活支援センターぱすてる

平成 30 年度予算額 19,750 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

#### (4) 障害児支援給付

児童福祉法の改正により、平成24年4月から、都道府県に替わり市町村が給付することになりました。

##### ア 障害児通所給付

###### (ア) 児童発達支援

内 容 医療型児童発達支援センター、児童発達支援センター等で、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団適応訓練を行います。

実施状況

区分		年度		
		27	28	29
身体・知的 障がい児	実 人 員	248 人	268 人	270 人
	延 利 用 回 数	19,603 回	22,928 回	24,324 回
	支 給 額	194,012 千円	233,059 千円	240,882 千円
精 神 障 がい 児	実 人 員	- 人	- 人	- 人
	延 利 用 回 数	- 回	- 回	- 回
	支 給 額	- 千円	- 千円	- 千円

平成30年度予算額 256,799千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

###### (イ) 放課後等デイサービス

内 容 学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練を行います。

実施状況

区分		年度		
		27	28	29
身体・知的 障がい児	実 人 員	206 人	256 人	291 人
	延 利 用 回 数	25,522 回	33,946 回	42,244 回
	支 給 額	263,082 千円	352,000 千円	446,866 千円
精 神 障 がい 児	実 人 員	47 人	95 人	133 人
	延 利 用 回 数	3,890 回	11,294 回	17,069 回
	支 給 額	39,661 千円	116,079 千円	179,648 千円

平成30年度予算額 490,080千円（身体・知的障がい児） 176,880千円（精神障がい児）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

###### (ウ) 保育所等訪問支援

内 容 児童発達支援センター等の職員が、保育所等を利用中の児童に対し、集団生活の適応に必要となる支援を行います。

実施状況

区分		年度		
		27	28	29
身体・知的 障がい児	実 人 員	18 人	22 人	29 人
	延 利 用 回 数	81 回	123 回	149 回
	支 給 額	1,107 千円	1,905 千円	2,150 千円
精 神 障 がい 児	実 人 員	- 人	- 人	- 人
	延 利 用 回 数	- 回	- 回	- 回
	支 給 額	- 千円	- 千円	- 千円

平成30年度予算額 2,504千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

## イ 障害児相談支援給付

内 容 通所給付決定および通所給付決定の変更前に、障害児相談支援利用計画を作成します。

実施状況

		年度		
区分		27	28	29
身体・知的 障がい児	実 人 員	307 人	389 人	428 人
	延 利 用 回 数	592 回	737 回	737 回
	支 給 額	10,753 千円	13,235 千円	13,300 千円
精 神 障 がい 児	実 人 員	33 人	79 人	103 人
	延 利 用 回 数	62 回	148 回	220 回
	支 給 額	1,127 千円	2,797 千円	3,981 千円

平成 30 年度予算額 15,163 千円（身体・知的障がい児） 3,655 千円（精神障がい児）  
費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

### （5）障がい児・者援護事業

#### ア 重度心身障害者医療費助成事業

開始年度 昭和 48 年度

内 容 函館市では、重度心身障がい者の方が病院等で診療を受けたときの、保険診療に係る医療費の一部を助成しています。

医療費の助成を受けるためには、事前に「重度心身障害者医療費受給者証」の交付申請手続きが必要です。

対 象 者 ・ 身体に障がいのある方で、1～3 級の身体障害者手帳をお持ちの方。  
・ 知的障がいのある方で、IQ50 以下の方。  
・ 精神障がいのある方で、1 級の精神保健福祉手帳をお持ちの方。

※ ただし、対象者の要件に所得制限があります。

主たる生計維持者等の所得額が下表を下回るものが対象要件です。

扶養人数	所得限度額(控除後の額)
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人	6,749,000円
3人	6,962,000円
4人	7,175,000円
5人	7,388,000円

助成される医療費 ・ 保険内の入院（精神障がいは入院を除く）・通院・調剤・補装具等の費用。

※ ただし、以下のものは「自己負担」となります。

・ 3 歳以上の市民税課税世帯の受給者

「かかった医療費の 1 割」

（1 ヶ月の上限額 通院：18,000 円，入院：57,600 円）

後期高齢者医療保険 1 割負担の場合は「助成無」

後期高齢者医療保険の被保険者証をご使用ください。

- ・ 3歳未満の受給者，3歳以上の市民税非課税世帯の受給者  
「初診時一部負担金」。

(医科：580円，歯科：510円，柔整：270円)

- ※ なお，保険外診療，食事療養標準負担額，生活療養標準負担額，訪問看護基本利用料の1割（1ヵ月の上限額 課税世帯：18,000円，非課税世帯：8,000円）は自己負担です。

平成30年度予算額 740,395千円

費用の負担 補助基準額の2分の1以内の道費補助があります。

#### 医療助成費の推移

年度	受給者 年間平均 (人)	年間受診件数		年間助成費(円)		
			1人当り (件)		1人当り (円)	1件当り (円)
27	8,007	186,788	23.3	702,756,465	87,768	3,762
28	7,838	186,045	23.7	680,540,823	86,826	3,658
29	7,714	183,340	23.8	655,859,216	85,022	3,577

#### イ 障害者地域活動緊急介護人派遣事業

開始年度 平成13年度

内 容 障がい児(者)を日常的に介護している方に，緊急な出来事などが生じ，介護できない場合に生活支援員を派遣します。

利用登録者 237人

生活支援員 16人

派遣状況

(単位：件)

年度	27	28	29
区分 派遣件数	26	30	33

平成30年度予算額 71千円

費用の負担 全額市費負担

#### ウ ひとり暮らし身体障害者等緊急通報システム

開始年度 平成12年度

内 容 在宅のひとり暮らしの重度身体障がい者に対し，火災・急病その他の緊急時に，簡単な操作で消防本部等に通報できる装置を貸与します。

実施状況

(単位：台)

年度	27	28	29
区分 台数	10	10	9

平成30年度予算額 152千円

費用の負担 全額市費負担

## エ じん臓機能障害者通院助成事業

開始年度 平成4年度

内 容 腎臓の機能に障害があり、かつ、旧南茅部町から交付決定を受けた方が、人工透析療法による医療の給付を受けるため、医療機関への通院に要した交通費を助成します。

平成30年度予算額 71千円

費用の負担 全額市費負担

## オ 子ども発達支援事業

開始年度 平成18年度

内 容 発達の遅れまたは障がいのある児童とその家族が、日常的に適切な療育や相談指導を受けることができるよう、発達支援センターの機能を整備するとともに、専門的支援を確保することによって、発達支援体制の充実を図ります。

実施施設 おしま地域療育センター

平成30年度予算額 1,627千円

費用の負担 全額市費負担

## カ 特別障害者手当等

開始年度 昭和61年度

内 容 ア 特別障害者手当

20歳以上で精神または身体に重度の障がいを有し、常時特別の介護を必要とする方に支給します。

イ 障害児福祉手当

20歳未満で、常時介護を必要とする重度障がい児に支給します。

ウ 福祉手当（経過措置）

昭和61年3月31日福祉手当支給要件該当者であって、「特別障害者手当」および「障害基礎年金」をともに受給できない方に引き続き支給します。

実施状況

(各年度4月1日現在 単位:人,円)

区分	28		29		30	
	受給者数	手当月額	受給者数	手当月額	受給者数	手当月額
特別障害者手当	135	26,830	133	26,810	140	26,940
障害児福祉手当	106	14,600	99	14,580	90	14,650
福祉手当	18	14,600	15	14,580	14	14,650

平成30年度予算額 63,203千円

費用の負担 負担対象額の4分の3の国庫負担があります。

### キ 重度身体障害者等タクシー料金助成事業

開始年度 昭和 56 年度（平成 8 年度改正）

内 容 重度身体障がい者等が通院等にタクシーを利用する場合に、料金の一部（基本料金×年間 36 回）を助成します。

対 象 者 重度身体障がい者のうち、1～3 級の下肢または体幹機能障がい者、1・2 級の視覚障がい者、1 級の内部障がい者および重度知的障がい者

実施状況

年度		27	28	29
区分	下肢・体幹	2,241 人	2,122 人	2,067 人
	視 覚	492 人	471 人	475 人
	内 部	2,183 人	2,202 人	2,236 人
	重 度 知 的	393 人	381 人	365 人
	合 計	5,309 人	5,176 人	5,143 人
交 付 枚 数		186,354 枚	181,278 枚	180,891 枚
利 用 枚 数		81,081 枚	78,360 枚	78,162 枚
金 額		39,769 千円	38,419 千円	38,331 千円

平成 30 年度予算額 39,171 千円

費用の負担 全額市費負担

### ク 障害者等外出支援事業（身体・知的障がい児・者）

開始年度 平成 24 年度（平成 30 年度より I C カード化）

内 容 身体・知的障がい者の公共交通機関の乗車料金の負担を軽減することにより、施設等への通所など外出を支援し、社会活動の促進を図ります。

対 象 者 身体障がい児・者（1～4 級）、知的障がい児・者（重度・中度）、特別児童扶養手当の対象児

助成内容 市電・函バスにおいて乗車料金を I C カードで精算した場合に、乗車料金の全額を助成します。

- ① 施設等通所者 乗車料金の全額を助成、年間助成上限額はなし
- ② 施設等通所者以外  
乗車料金の全額を助成、年間助成上限額 36,000 円
- ③ 施設等通所者以外で介護人対象者（身体 1 種、身体 2 種で 2 級、視覚 4 級、および音声・言語・そしゃく 3 級、知的重度・中度、特別児童扶養手当の対象児）  
乗車料金の全額を助成、年間助成上限額 36,000 円

年度		27	28	29
区分	対 象 者	13,931 人	13,340 人	12,288 人
	交 付 者	3,636 人	3,239 人	4,008 人
	助 成 費	76,394 千円	61,408 千円	70,458 千円

平成 30 年度予算額 74,115 千円（身体・知的障がい者）

費用の負担 全額市費負担

## ケ 障害者等外出支援事業（精神障がい者）

開始年度 平成 24 年度（平成 30 年度より I C カード化）

内 容 精神障がい者の公共交通機関の乗車料金の負担を軽減することにより、施設等への通所など外出を支援し、社会活動の促進を図ります。

助成内容 市電・函バスにおいて乗車料金を I C カードで精算した場合に、乗車料金の全額または半額を助成します。

### ① 施設通所者

1・2 級：乗車料金の全額を助成，年間助成上限額はなし

3 級：乗車料金の半額を助成，年間助成上限額はなし

### ② 施設等通所者以外

1・2 級：乗車料金の全額を助成，年間助成上限額 72,000 円

3 級：乗車料金の半額を助成，年間助成上限額 36,000 円

区分		年度		
		27	28	29
精神障がい	対 象 者	2,689 人	3,007 人	2,707 人
	交 付 者	1,649 人	1,651 人	2,166 人
	助 成 費	53,777 千円	53,875 千円	55,414 千円

平成 30 年度予算額 54,602 千円（精神障がい者）

費用の負担 全額市費負担

## コ 心身障害者扶養共済掛金助成事業

開始年度 昭和 48 年度

内 容 心身障がい児・者をもつ保護者に万一のことがあったとき、保護者に代わって、残された心身障がい児・者に年金（1 口加入 2 万円，2 口加入 4 万円）を支給する共済制度（道事業）の 1 口目の納付した掛金に対し、規則で定める額を助成します。

助成状況

区分	年度		
	27	28	29
実 人 員	69 人	59 人	48 人
金 額	2,097 千円	1,710 千円	1,410 千円

平成 30 年度予算額 1,536 千円

費用の負担 全額市費負担



### サ 福祉機器リサイクル事業

開始年度 平成6年度

内 容 不用になった福祉機器を市民から提供してもらい、消毒やメンテナンスをして再利用し、福祉機器を必要とする障がい者等に給付します。

委託先 社会福祉法人 かいせい

実施状況

年度	27	28	29
区分			
提 供	2件	1件	1件
給 付	2件	6件	1件

平成30年度予算額 182千円

費用の負担 全額市費負担

### シ 福祉副読本の発行

開始年度 平成6年度

内 容 ノーマライゼーションの理念の普及・啓発を図るために、市内の小学5年生全員を対象に、障がい者や高齢者の家族などの体験談（交流）等を記載した副読本を発行・配布します。

作成予定部数 2,200部

平成30年度予算額 1,132千円

費用の負担 全額市費負担

### ス 軽度中等度難聴児補聴器購入等助成事業

開始年度 平成28年度

内 容 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入または修理に要した費用の一部を助成します。

助成基準額 1個につき30,670円以内

平成30年度予算額 369千円

費用の負担 全額市費負担

## (6) 障がい児・者相談援護施策

### ア 障がい者総合相談窓口

開始年度 平成14年度

内 容 障がい者やその家族等からの保健・福祉などの相談に対して、適切な助言や情報提供を行うとともに、福祉サービスの利用決定を行います。

設置場所 福祉事務所障がい保健福祉課，亀田福祉課

平成30年度予算額 383千円

費用の負担 全額市費負担

## イ 精神保健福祉相談事業

開始年度 平成 14 年度

内 容 保健師や精神保健福祉相談員が、障がい者やその家族等からの保健・福祉などの相談に対して、助言や情報提供を行うとともに福祉サービスの利用決定を行います。

設置場所 福祉事務所障がい保健福祉課

## ウ 障害者相談員

開始年度 昭和 44 年度

内 容 障がい者に適切な指導助言を行い、障がい者の福祉の増進を図るため、専門の相談員を配置しています。

相 談 員 身体障害者相談員 23 名、知的障害者相談員 5 名

平成 30 年度予算額 856 千円

費用の負担 全額市費負担

## エ ろうあ相談員の配置

開始年度 昭和 47 年度

内 容 ろうあ者の職場復帰、社会復帰に必要な相談相手として、助言、指導を行う専門の相談員を配置しています。

相 談 員 1 名

相談状況

(単位：件)

内容 年度	生活	職業	医療	年金等の 公的手続	その他	計
27	251	14	31	3	346	645
28	268	4	46	13	319	650
29	277	0	36	10	245	568

## オ 専任手話通訳者の配置

開始年度 昭和 51 年度

内 容 聴覚障がい者とのコミュニケーションを促進するために、手話通訳者を配置しています。

相 談 員 2 名（障がい保健福祉課 1 名、亀田福祉課 1 名）

## カ 知的障害者巡回相談事業 [道事業]

開始年度 昭和 35 年度

内 容 18 歳以上の知的障がい者を対象に医学的および心理学的判定を行い、必要な指導を行います。

実施状況

(単位：回、人)

年度	27	28	29
区分			
回数	4	4	5
判定人数	66	63	64

(7) 精神保健事業

ア 心の健康相談事業

内 容 心の健康について不安のある方やその家族に対し、月2回精神科医がこれからの対応や関わりなどについて個別に助言しています。

費用の負担 全額市費負担

イ 精神保健家族セミナー

開始年度 平成3年度

内 容 精神障がい者を抱える家族に対して、病気と障がいに対する正しい知識・情報を提供し、家族機能の回復と強化を図ります。また、グループワークを通じて、お互いの悩みを知るとともに、家族同士が支えあい、交流しあえる場となっています。

委 託 先 函館市地域生活支援センター（平成23年度より一部委託）

平成30年度予算額 100千円

費用の負担 全額市費負担

ウ 家族会支援

内 容 精神障がい者家族会の支援を通じて、精神障がい者が地域の中で自主的に生活出来るように支援をしています。

(8) 自殺予防対策事業

ア 関係機関との連携・情報交換

開始年度 平成20年度

内 容 自殺対策連絡会議を年1回、実務者会議を年2回程度開催し、自殺予防対策に関する意見交換や、自殺の現状把握等に関する情報交換を行います。

イ 普及啓発事業

開始年度 平成21年度

内 容 自殺予防に関する講演会やパネル展を開催したり、パンフレットやステッカー、カード、クリアファイル等、様々なものを作成、配布し、広く市民に周知を図ります。

実施状況

	27	28	29
自殺予防講演会	参加152人	参加75人	参加47人
自殺予防パネル展	9/10~9/15	9/10~9/16	9/9~9/15
FMいるかラジオ放送			
その他配布物	カード、カレンダー、クリアファイル	カード、カレンダー、クリアファイル	カード、クリアファイル、ステッカー

平成30年度予算額 153千円

費用の負担 2分の1道費負担があります。

## ウ 相談支援事業

開始年度 平成 23 年度（函館いのちのホットライン）

内 容 保健師や精神保健相談員による随時の面接，電話相談のほかに，夜間の電話相談窓口として「函館いのちのホットライン」を開設，平成 25 年度からは弁護士会と共催し相談会を実施するなど，相談窓口の拡充を図ります。

実施状況

	27	28	29
函館いのちのホットライン	103日開設 123件	103日開設 181件	103日開設 126件
随時相談(自殺関連)	面接相談 4件 電話相談 11件	面接相談 5件 電話相談 69件	面接相談 6件 電話相談 105件
暮らしとこころの相談会	面接相談 3件 電話相談 1件	面接相談 4件 電話相談 1件	面接相談 2件 電話相談 0件

平成 30 年度予算額 208 千円

費用の負担 2 分の 1 の道費負担があります。

## エ 若年層対策事業

開始年度 平成 27 年度（若年層向け相談・居場所づくり事業フリースペース「ヨリドコロ」開設（8 月より開始））

内 容 自殺リスクの高い若年である未遂者やひきこもり者，精神障がい者等が集い，相談をすることができる居場所を提供することで，社会性を培い，自殺リスクの減少を図ります。

実施状況 平成 29 年度 95 日開設 延 177 利用（毎週水・金曜日開設）

委 託 先 一般財団法人北海道国際交流センター

平成 30 年度予算額 691 千円

費用の負担 3 分の 2 の道費負担があります。

## オ 人材養成事業

開始年度 平成 22 年度（ゲートキーパー研修）

内 容 悩んでいる人に気づき，声をかけ，話を聞いて，必要な支援につなげ，見守る人であるゲートキーパーを養成する研修会や，函館いのちのホットライン，自死遺族の集いに従事する団体等に対し，相談のスキルアップを図るために研修会等を行います。

実施状況

	27	28	29
ゲートキーパー研修	修了者 34名	修了者 20名	修了者 0名
自死遺族の集い従事者研修	1回実施		
ホットライン従事者研修	2回実施	1回実施	1回実施

平成 30 年度予算額 38 千円

費用の負担 3 分の 2 の道費負担があります。

## カ その他の事業（自殺未遂者対策）

開始年度 平成 25 年度

内 容 自殺のハイリスク者として未遂者があると言われており，未遂者への対応をすることが自殺者を減少させることにもつながります。そのため，北海道渡島保健所と協同し，まず初めに今後の自殺未遂者対策を考えるうえで，自殺未遂者調査を行い，その結果をもとに今後の自殺未遂者対策を推進します。

実施状況 平成 29 年度

自殺未遂者ケア研修会（平成 29 年 8 月 31 日実施，参加者 62 名）

関係者企画検討会議 3 回

南渡島地域自殺未遂者支援地域検討会議 2 回

## （9）依存症対策事業

開始年度 平成 25 年度

内 容 依存症当事者や家族が身近な地域で支援を受けながら回復できるよう，地域の支援体制を構築することを目的に，北海道渡島保健所と協同し，フォーラムやつどいを開催します。

実施状況

	27	28	29
依存症フォーラム	1回実施	2回実施	1回実施 (依存症支援者学習)
依存症を考えるつどい	毎月1回 (第3土曜日)実施	毎月1回 (第3土曜日)実施	毎月1回 (第3土曜日)実施

## （10）各種証明書等の発行

内 容 障がい者に対して実施している各種割引，減免等の制度を受けるために必要な証明書等を発行します。

発行状況

区分 年度	障害者手帳	NHK受信料	自動車税等	有料道路	その他	計
27	16	272	3	750	0	1,041
28	12	393	6	723	0	1,134
29	7	445	3	728	0	1,183

#### 4 はこだて療育・自立支援センター

施設の目的 市立障がい児・者施設であった青柳学園，あおば学園，ともえ学園の3園を統合整備し，平成24年4月から供用を開始しました。

これまで各園で実施してきた事業を継続するとともに，発達障がいの専門医の常勤配置により，医療および療育体制を強化するなど，統合によるメリットを生かし，障がい児・者の福祉を推進する中核的な機能を有する施設として運営しています。

敷地面積 4,736.72 m<sup>2</sup>

延床面積 4,588.20 m<sup>2</sup>

構造等 鉄筋コンクリート造2階建て

所在地 函館市湯川町2丁目39番26号

共通設備 玄関，ふれあいホール，情報提供スペース，ボランティア室，多目的ホール，会議室

平成30年度予算額 107,985千円（人件費除く）

費用の負担 利用料一部負担および給食費・特定費用分

#### 実施事業

##### ① 医療型児童発達支援センター事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター はぐみ

利用定員 1日20名（契約者数 13名（H30.7.1現在））

内容 運動発達に遅れや障がいのある児に対し，日常生活における基本的な動作や，知識技能の習得を目的とし，それぞれの身体・精神の状況や，その置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練・治療等の支援を行います。

##### ② 児童発達支援事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター つぼみ

利用定員 1日20名（契約者数 31名（H30.7.1現在））

内容 成長や発達に不安や遅れのある児に対し，日常生活における基本的な動作や，知識技能の習得を目的とし，それぞれの身体・精神の状況や，その置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練等の支援を行います。

##### ③ 保育所等訪問支援事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター 保育所等訪問支援事業所

内容 障がい児が集団生活を営む保育園や幼稚園等を訪問・巡回し，障がい児以外の児童との集団生活へ適応できるよう，障がい児本人に対する支援や訪問先施設のスタッフに対する支援方法等の助言等を行います。

#### ④ 障害児相談支援事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター 相談支援事業所  
内 容 障がい児の居宅を訪問し、障がい児およびその家族に面接をして、その心身の状況、置かれている環境および日常生活全般の評価を通じて、障がい児の希望する生活や障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう支援のための「障害児支援利用計画」を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

#### ⑤ 生活介護事業

ア

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター あおやぎ  
利用定員 1日20名（契約者数 53名（H30.7.1現在））  
内 容 主として身体に障がいのある者に対して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつおよび食事の介護、創作活動などの機会の提供等の支援を行います。

イ

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ともえ  
利用定員 1日20名（契約者数 21名（H30.7.1現在））  
内 容 主として知的障がいのある者に対して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつおよび食事の介護、創作活動または生産活動の機会の提供等の支援を行います。

#### ⑥ 自立訓練（生活訓練）事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ライフあおば  
利用定員 1日6名（契約者数 1名（H30.7.1現在））  
内 容 障がいの状況から自立生活が困難な者に対して、有期限のプログラムに基づき、生活能力の維持、向上等のために必要な訓練等の支援を行います。

#### ⑦ 就労継続支援B型事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ワークあおば  
利用定員 1日30名（契約者数 34名（H30.7.1現在））  
内 容 生産活動等の機会を提供し、就労に関する知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

## ⑧ 診療所

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター診療所

診療科目 小児科，精神科，整形外科(休診中)，リハビリテーション科

内 容 予約制で中学生までを対象として，運動・精神発達や心の問題についての診療・検査・訓練等を行います。

## ⑨ 日中一時支援事業

利用定員 1日10名(契約者数 4名(H30.7.1現在))

内 容 障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するため，見守り，社会に適応するための訓練等の支援を行います。

## ⑩ あそびのひろば

事業名称 あそびのひろば ゆう i n g

開 催 月に1回程度

利用定員 1日5組の親子

内 容 ことばやコミュニケーションの発達に不安のある子どもとその保護者を対象に，親子で楽しめる遊びなどを提供し，保護者の相談を受け，子どもの発達を促し，保護者の不安を解消することを目的としています。



## 生活保護

### 1 生活保護制度のあらまし

憲法第25条は「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定しています。生活保護法は、憲法が保障する生存権を実現するための制度の1つとして制定されたものです。

生活保護制度の基本原則として

- ① すべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護と最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とする「国家責任による最低生活保障」の原理
- ② 法の定める要件を満たす限り、すべての国民が保護を受けることができる「保護請求権無差別平等」の原理
- ③ 「健康で文化的な生活水準を維持することができる最低生活保障」の原理
- ④ 真に不足する部分を保護する「保護の補足性」の原理

の4つがあります。この保護の補足性については、保護開始の要件として次の3要件があります。

- ア 本人のもつ資産、能力その他あらゆるものを活用すること。
- イ 民法に定める扶養義務者の扶養義務の履行を保護に優先させること。
- ウ 他の法律に定める給付を優先すること。

これらの手段を講じてもなお生活に困るときに、はじめて生活保護が開始されます。

#### (1) 保護を受けるには

保護を受けるには、まず「保護申請」が必要です。これは本人またはその扶養義務者その他の同居の親族による申請のことです。(ただし、急迫した状況の場合は職権による保護ができます。)

この申請に基づき、世帯を単位として、国の基準により困窮の程度に応じて必要な扶助額を決定します。

#### (2) 保護の種類

- ① 生活扶助……衣食その他の日常生活や移送に必要な費用
- ② 住宅扶助……家賃、家屋の補修、その他住宅の維持のために必要な費用
- ③ 教育扶助……教材、学用品、給食その他義務教育に必要な費用
- ④ 医療扶助……病気の治療に必要な費用
- ⑤ 介護扶助……要介護者、要支援者の介護のために必要な費用
- ⑥ 出産扶助……出産のために必要な費用（原則として助産施設入所）
- ⑦ 生業扶助……生業に必要な資金、器具、資材および技能習得に必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助……葬祭を行うのに必要な費用

これらは、医療扶助および介護扶助を除き原則として金銭給付です。生活扶助は居宅を原則としますが、状況によって各種の施設や病院などに入所(院)して行うことができます。

### (3) 保護の決め方

生活保護は「保護基準」により算出されたその世帯の最低生活費とその世帯の得た収入から必要な控除を行い、その結果で保護の要否が判断され、保護費が決められます。したがって、世帯を構成する人員、年齢などにより一様ではなく、種類もそれぞれ異なります。

### (4) 被保護者の権利および義務

- ① 不利益変更の禁止（生活保護法第56条）…正当な理由なくして保護は変更されない。
- ② 公課の禁止（生活保護法第57条）…保護金品に対する租税その他公課は課せられない。
- ③ 差し押さえの禁止（生活保護法第58条）…保護金品またはこれを受ける権利の差し押さえ禁止。
- ④ 譲渡の禁止（生活保護法第59条）…保護を受ける権利の譲渡禁止。
- ⑤ 生活上の義務（生活保護法第60条）…常に能力に応じ勤労に励み、支出の節約を図り生活の維持、向上に努めること。
- ⑥ 届出の義務（生活保護法第61条）…生計の状況または居住地、世帯構成に変動のあったときは届け出ること。
- ⑦ 指示等に従う義務（生活保護法第62条）…保護を受けたときは、必要な指導・指示および収容施設の規定に従うこと。
- ⑧ 費用返還義務（生活保護法第63条）…急迫の場合等に保護を受けたとき、事後に返還命令があった場合は速やかに返還すること。

### (5) 自立支援の取組み（自立支援プログラム）

- ① 就労支援プログラム…就労指導員がマンツーマンで就職を支援
- ② 高齢者生活支援プログラム…日常生活の改善や社会生活での自立を支援
- ③ 母子世帯自立支援プログラム…養育問題の解消や日常生活の改善を図り、就労による自立を支援
- ④ 債務整理支援プログラム…債務を抱える世帯に、債務整理の促進を支援
- ⑤ 子ども健全育成プログラム…子どもを抱える世帯に対し、養育・就学を支援
- ⑥ 年金調査支援プログラム…各種年金加入歴等を調査し、年金等の受給および受給額の増額を支援
- ⑦ 就労準備支援事業…未就労期間が長期に及んでいる者を対象に、日常生活習慣の確立や就労に必要な基礎能力の形成を図る  
※NPO法人へ委託

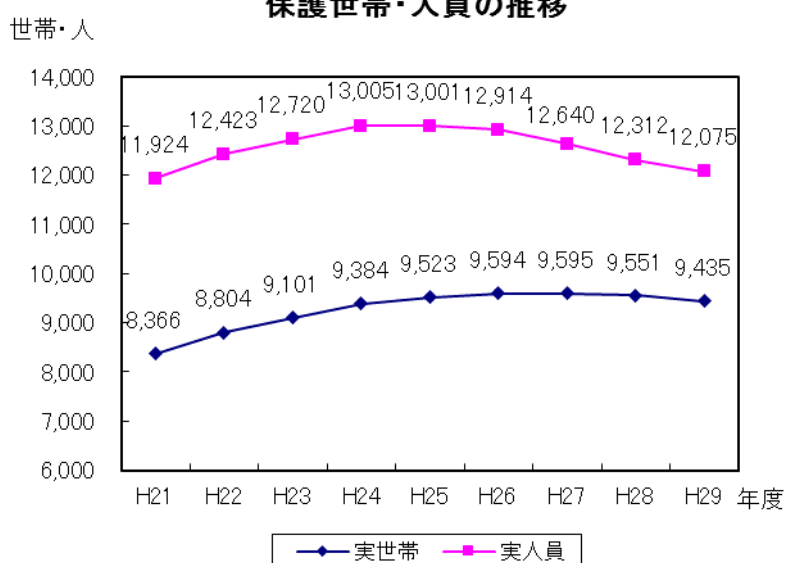
## 2 生活保護の状況

### (1) 保護人員および年間保護費の推移

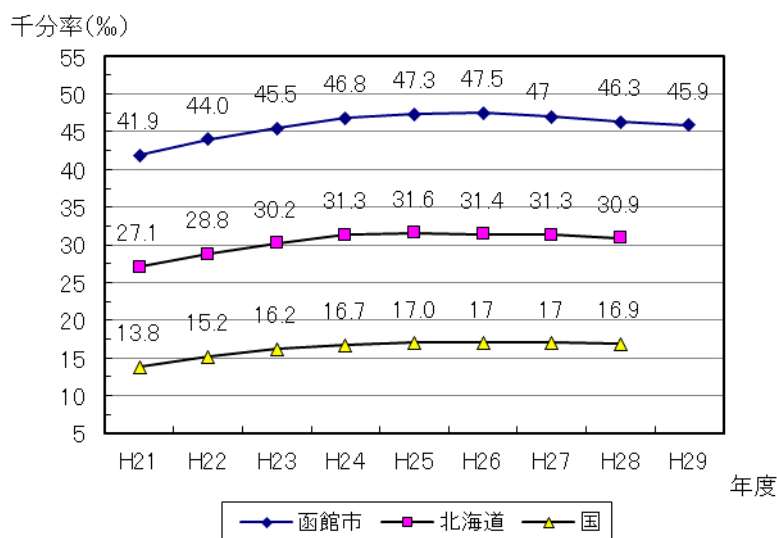
区分	全人口 (9月末)		被保護(月平均)				年間保護費		保護率 (%)
			実世帯		実人数				
年度	人口	指数	世帯	指数	人員	指数	金額(千円)	指数	
27	269,079	100	9,595	100	12,640	100	21,247,195	100	47.0
28	266,139	98.9	9,511	99.1	12,312	97.4	20,945,432	98.6	46.3
29	263,101	97.8	9,435	98.3	12,075	95.5	20,854,178	98.2	45.9

※ 保護率(%) = 実人員 ÷ 全市人口 × 1,000

### 保護世帯・人員の推移



### 保護率の推移



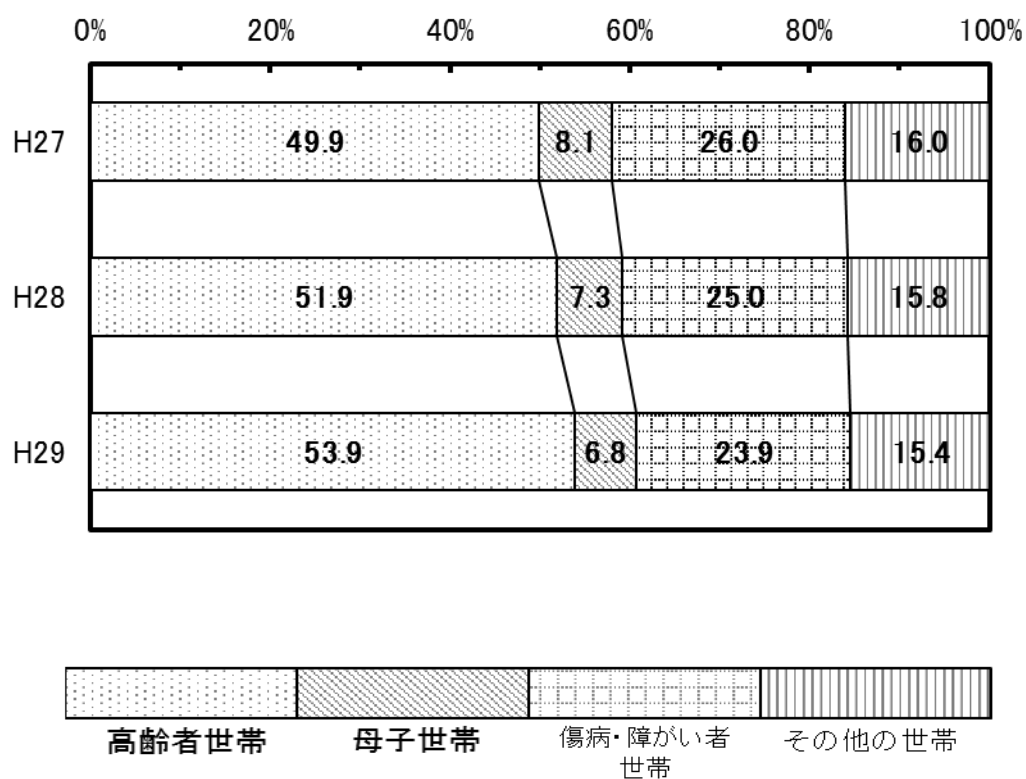
(2) 扶助別保護人員の推移（月平均）

年度	区分	保護 世帯数	保護 人員	扶助別人員					
				生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	他の扶助
27	人員	9,595	12,640	11,535	11,092	918	2,147	11,410	402
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28	人員	9,511	12,312	11,207	10,773	845	2,269	10,895	323
	指数	99.1	97.4	97.2	97.1	92.0	105.7	95.5	80.3
29	人員	9,435	12,075	10,956	10,542	778	2,429	10,553	290
	指数	98.3	95.5	95.0	95.0	84.7	113.1	92.5	72.1

(3) 被保護世帯類型の推移（月平均）

年度	高齢者世帯		母子世帯		傷病障がい者世帯		その他世帯		計		停止 世帯
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	
27	4,781	49.9	779	8.1	2,494	26.0	1,531	16.0	9,586	100.0	9
28	4,926	51.9	694	7.3	2,375	25.0	1,501	15.8	9,496	100.0	15
29	5,078	53.9	640	6.8	2,255	23.9	1,448	15.4	9,421	100.0	14

保護世帯の構成



(4) 被保護世帯労働力類型（月平均）

区分 年度	世帯主が働いている世帯①						世帯員が働いている世帯②		①+②		非稼働世帯		計	
	常用	日雇	内職	その他	計		世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	構成比								
27	1,176	11	14	13	1,215	12.7	223	2.3	1,437	15.0	8,149	85.0	9,586	100.0
28	1,176	12	20	13	1,236	13.0	217	2.3	1,453	15.3	8,043	84.7	9,496	100.0
29	1,163	9	18	12	1,202	12.8	206	2.2	1,408	14.9	8,013	85.1	9,421	100.0

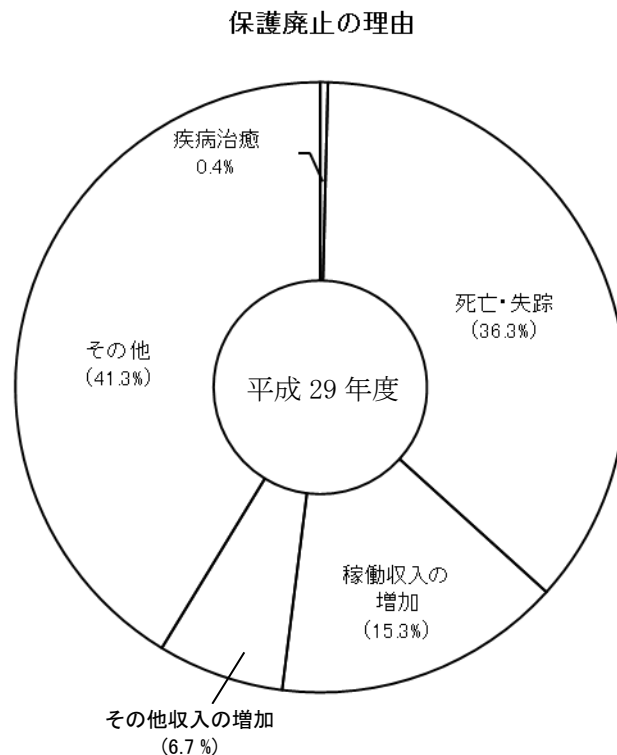
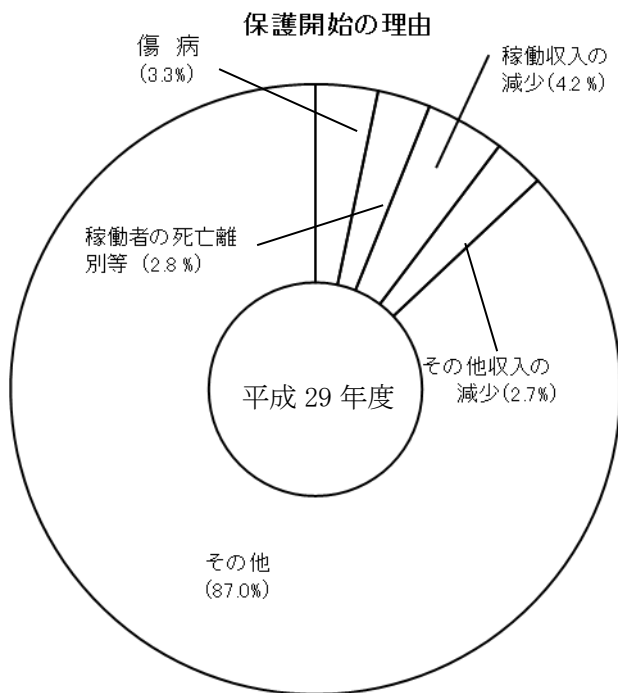
(5) 人員構成別世帯数の推移

(各年7月年次調査)

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上世帯	計
27	世帯数	7,396	1,524	418	136	34	13	10	9,531
	構成比%	77.6	16.0	4.4	1.4	0.4	0.1	0.1	100.0
28	世帯数	7,474	1,447	379	124	32	9	10	9,475
	構成比%	78.9	15.3	4.0	1.3	0.3	0.1	0.1	100.0
29	世帯数	7,470	1,432	338	110	32	6	9	9,397
	構成比%	79.5	15.2	3.6	1.2	0.3	0.1	0.1	100.0

(6) 保護の開始・廃止の理由別状況

区分		27			28			29		
		延件数	月平均	比率	延件数	月平均	比率	延件数	月平均	比率
保護の開始	世帯主の傷病	131	11	13.4	55	5	5.5	26	2	5.5
	世帯員の傷病	4	-	0.4	8	1	0.8	5	1	0.8
	働いていた者の死亡・離別・不在	43	4	4.4	29	2	2.9	26	2	2.9
	働きによる収入の減少・喪失	66	6	6.8	43	4	4.3	39	3	4.3
	年金・仕送り等の減少・喪失	27	2	2.8	19	2	1.9	25	2	1.9
	その他	705	59	72.2	843	69	84.6	813	68	84.6
	計	976	82	100.0	997	82	100.0	934	78	100.0
保護の廃止	世帯主の傷病治癒	3	-	0.3	-	-	-	4	-	0.4
	世帯員の傷病治癒	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	死亡・失踪	345	29	32.6	350	29	32.6	356	30	36.3
	働きによる収入の増加	198	17	18.7	199	17	18.5	150	13	15.3
	年金・仕送り等の増加	54	5	5.1	59	5	5.5	66	5	6.7
	その他	459	38	43.3	466	39	43.4	404	34	41.3
	計	1,059	89	100.0	1,074	90	100.0	980	82	100.0



(7) 教育扶助の受給人員

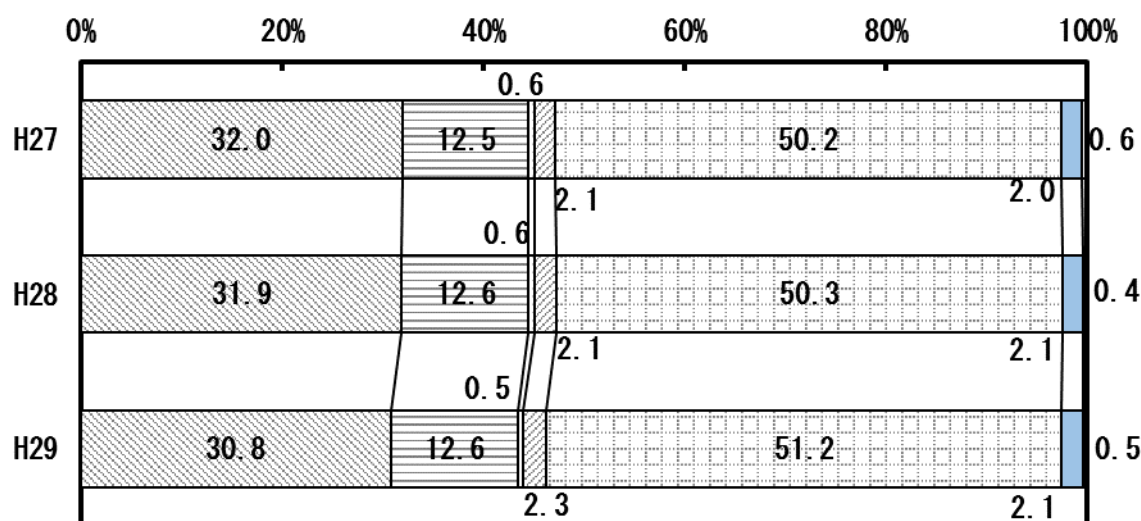
(各年7月年次調査)

区分	年度	27	28	29
小学校		556	509	436
中学校		355	337	335
計		911	846	771

(8) 生活保護費の年度別比較

種別	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	施設	就労自立	計
年度	扶助費	扶助費	扶助費	扶助費	扶助費	拠費	扶助費	扶助費	事務費	支援金	
27	6,790,961	2,656,578	126,186	448,101	10,675,425	367	71,182	38,419	434,883	5,093	21,247,195
28	6,688,091	2,642,234	116,427	433,851	10,527,608	501	53,789	36,023	443,591	3,317	20,945,432
29	6,422,001	2,625,672	107,355	485,488	10,684,810	1,192	50,658	41,173	431,497	4,332	20,854,178

### 生活保護の扶助割合



(9) 医療扶助費の内訳 (上段：件数，下段：金額) (単位：件，千円)

区分 年度	診療報酬費用					福祉事務所 払い医療費	合計
	入院	入院外	歯科	調剤	計		
27	10,870	152,609	18,380	130,797	312,656	25,298	337,954
	5,617,644	2,366,388	348,650	2,277,075	10,609,757	65,667	10,675,425
28	10,742	150,327	17,550	128,791	307,410	21,401	328,811
	5,654,102	2,330,800	336,681	2,144,467	10,466,050	61,558	10,527,608
29	10,877	149,272	18,034	127,587	305,770	21,710	327,480
	5,801,046	2,329,968	333,684	2,152,342	10,617,040	67,770	10,684,810

(10) 生活保護法指定医療機関の状況 (各年4月1日現在)

区分	28			29			30		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
医療機関数	206	134	176	212	135	188	199	133	174

(11) 生活保護法指定介護機関状況

区分	28		29		30	
	在宅	施設	在宅	施設	在宅	施設
介護機関数	1,449	28	1,481	29	1,484	31

## 健康増進

生活習慣病は、健康寿命を延ばすうえで、最大の阻害要因となるだけでなく、医療費にも大きな影響を与えるものですが、その多くは個人が日常生活の中での適度な運動、バランスの取れた食生活、禁煙を実践することによって予防することができるものです。

国では、平成12年に「21世紀における国民の健康づくり運動（健康日本21）」を策定し、国民が主体的に取り組める国民健康づくり運動として推進してきたほか、平成15年には「健康増進法」の施行、平成17年に「食育基本法」の施行、平成19年に「がん対策基本法」を施行し、生活習慣病の予防および改善につながる各種施策の推進に取り組んでいます。

函館市は、全国平均を上回る少子高齢化の進展や生活習慣病が死因の半数以上を占める状況にあることから、市民一人ひとりの健康づくりを地域全体で支援することを基本として、生活習慣を改善することにより健康を増進し、生活習慣病を予防するための各種健康増進事業を家庭、学校、地域、職場等の協力のもとに推進しています。

### 1 市民の健康状況

#### (1) 平均寿命と健康寿命

本市の平均寿命をみると、男女とも年々延びていますが、全国および北海道より低くなっています。

また、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を健康寿命といい、その指標である「日常生活が自立している期間の平均」も全国および北海道と比較すると低い状況にあります。

【函館市の平均寿命の推移と全国、北海道との比較】

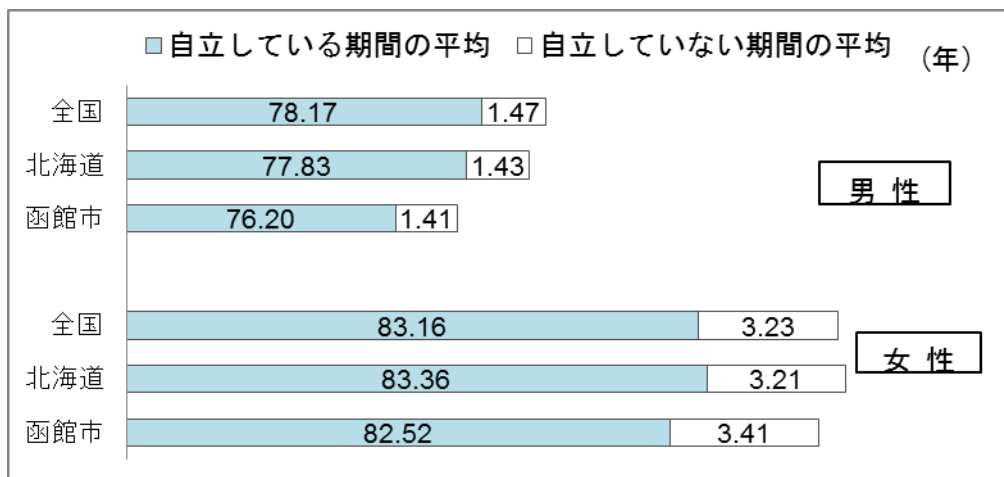
区 分		平成17年	平成22年	平成27年
全 国	男	77.7歳	78.8歳	80.8歳
	女	84.6歳	85.8歳	87.0歳
北海道	男	77.6歳	78.3歳	80.3歳
	女	84.8歳	85.8歳	86.8歳
函館市	男	75.9歳	77.0歳	79.0歳
	女	83.3歳	84.7歳	85.6歳

(厚生労働省 市区町村別生命表の概況)



【函館市の「日常生活動作が自立している期間の平均」の全国、北海道との比較】

(平成22年)

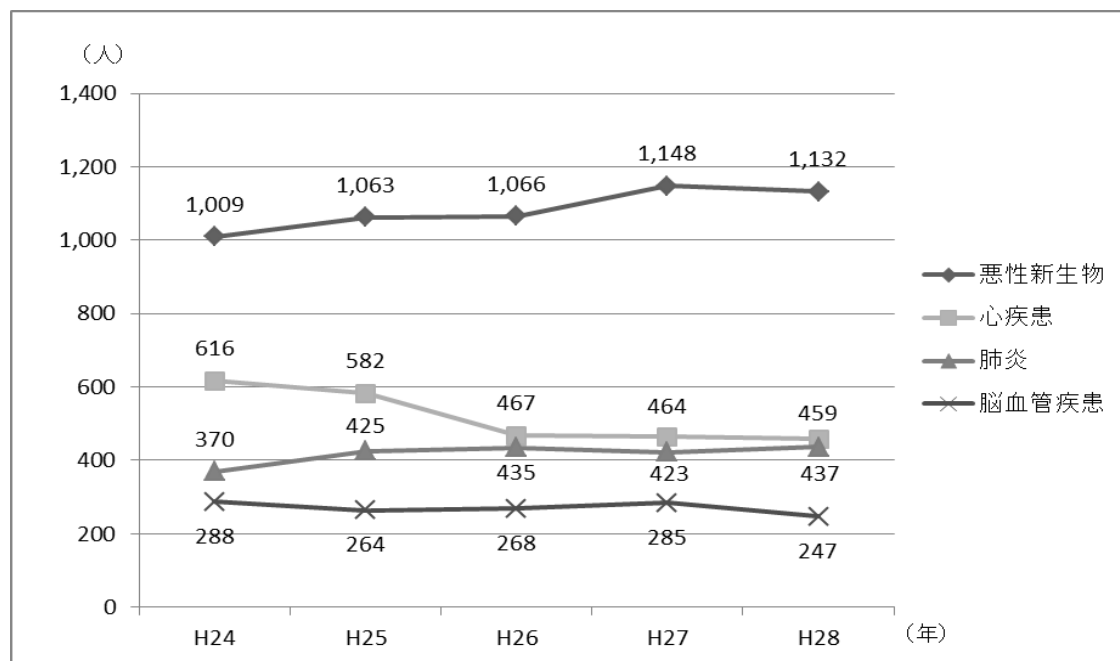


(厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」および 北海道健康増進計画「すこやか北海道21」資料編)

(2) 主要死因

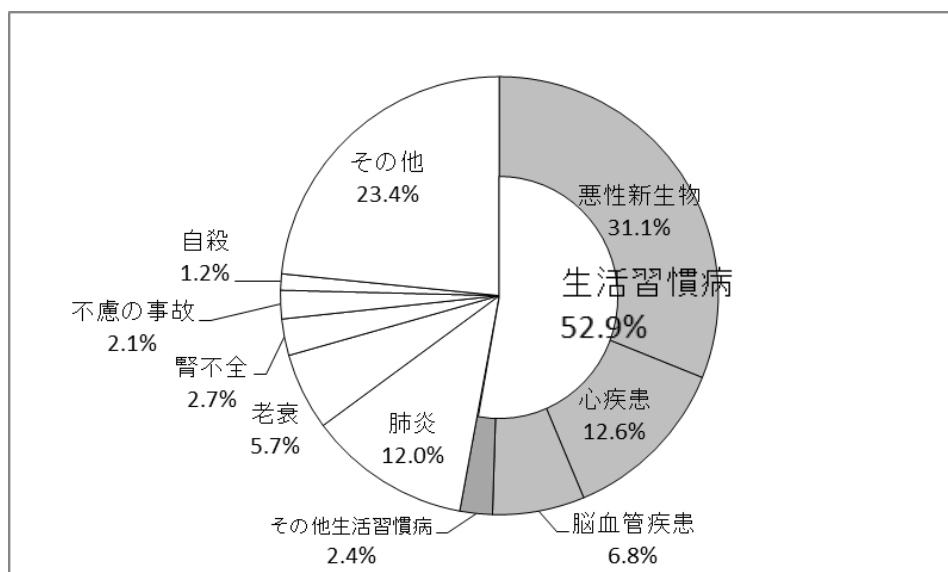
本市の主な死因は、1位が悪性新生物(がん)、2位は心疾患、3位は肺炎、4位が脳血管疾患という状況が続いています。死亡総数の約3割が悪性新生物(がん)で、心疾患、脳血管疾患等を合わせると、生活習慣病が死因全体の半数以上を占めています。

【函館市の年次別主要死因の推移】



(人口動態統計)

## 【函館市の死因別死亡割合】



(平成28年人口動態統計)

## 2 「健康はこだて21（第2次）」

「健康はこだて21」は、市民が心身ともに健やかに生活し、健康寿命の延伸を目指す、本市の健康づくり計画です。1次計画が平成24年度で終了し、平成25年度に2次計画を策定しました。

健康づくりを進めていくためには、生活習慣病（がん、循環器疾患、糖尿病など）の予防を中心に、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが健康づくりに取り組むとともに、家庭や地域、行政、学校、職場、企業など、市民を取り巻く周囲が健康を支え、守るための環境づくりを進めていく必要があります。

### (1) 「健康はこだて21」のこれまでの経過

#### ア 「健康はこだて21」の策定（平成14年度）

市民ひとりの健康づくりを地域全体で支援することを基本に、生活習慣を改善することにより健康を増進し、生活習慣病を予防する一次予防を重視した計画を策定しました。

#### イ 「健康はこだて21」の中間評価（平成18年度）

計画の中間年度に、市民の健康状態を把握し、今後の健康づくり施策の一層の充実とより効果的な推進に役立てるため、中間評価を実施しました。

#### ウ 「健康はこだて21」の改訂（平成20年度）

中間評価の結果等から市民の健康課題が明らかになり、また、平成20年度から医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査および特定保健指導が実施されたことなどを踏まえ、国の医療計画等との整合性を図りながら、市民の健康づくり施策の一層の推進を図るため、本計画の改訂を行いました。

## エ 「健康はこだて21」の最終評価（平成24年度）

1次計画の最終年度に、市民の健康意識・生活習慣アンケート調査（平成23年）等の結果および各種統計から市民の健康等の実態を把握し、計画策定時の数値等と直近の数値を比較分析して、年代ごとの目標の達成度や課題を明らかにし、2次計画に反映させるために最終評価を実施しました。

## オ 「健康はこだて21（第2次）」の策定（平成25年度）

1次計画の最終評価の結果やその後の社会情勢の変化などを踏まえ、必要な見直しを行い、2次計画を策定しました。

## カ 「健康はこだて21（第2次）」の中間評価（平成29年度）

計画策定時に設定した目標の達成状況や市民の健康状態の変化などを把握し、目標達成に向けた取組方法の検討を行うことを目的として、中間評価を実施しました。

## (2) 計画の概要

### ア 目的

生活習慣の改善および社会環境の整備により、健康寿命の延伸を図ります。

### イ 基本的な方向

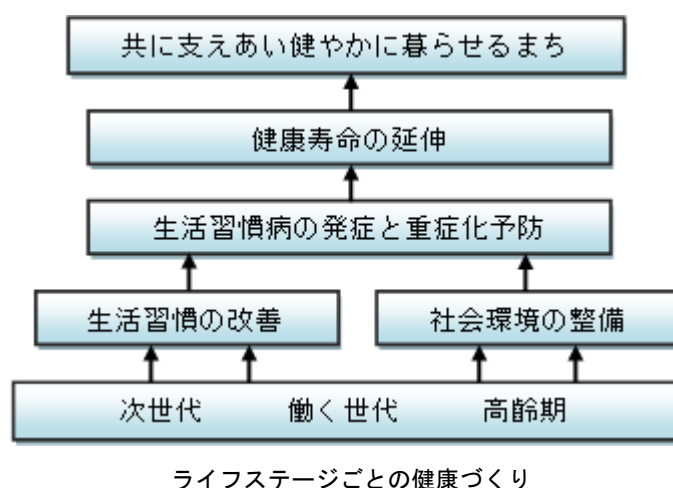
- (ア) 生活習慣病の発症および重症化の予防
- (イ) 健康を支え、守るための社会環境の整備
- (ウ) ライフステージごとの健康づくり

### ウ 計画の期間

平成25年度から平成34年度までの10か年

### エ 健康づくりが目指す姿

各ライフステージにおける生活習慣の改善および社会環境の整備に取り組み、生活習慣病の発症と重症化の予防を推進して、健康寿命の延伸を図り、「共に支えあい健やかに暮らせるまち」の実現に寄与します。



## オ 各ライフステージの目指す姿と健康目標一覧

区 分	次世代 (18歳未満)	働く世代 (18歳から64歳)	高齢期 (65歳以上)	
目指す姿	生活リズムを整えて、基本的な生活習慣をしっかり身につける	健康づくりの情報を取り入れて、健康管理を実践する	社会活動に積極的に参加できる身体とこころを保つ	
健	栄養・食生活	○「早寝、早起き、朝ごはん」の習慣を身につける ○適正体重を保つ	○朝食を必ず食べる ○肥満を予防、解消する	○適正体重を保つ
	身体活動・運動	○運動習慣や身体活動を活発にする習慣を持つ	○運動習慣や身体活動を活発にする習慣を持つ	○運動機能を保つ
康	休養・こころの健康	○「早寝、早起き、朝ごはん」の習慣を身につける(再掲)	○睡眠を十分とる ○ストレスと上手につきあい、こころの健康を保つ	○自分に合った社会参加をする
	喫煙・飲酒	○未成年者および妊(産)婦は喫煙、飲酒しない ○受動喫煙の機会をなくす	○禁煙し、飲酒は適量にとどめる ○受動喫煙の機会をなくす	○禁煙し、飲酒は適量にとどめる ○受動喫煙の機会をなくす
目	歯・口腔の健康	○むし歯を予防する	○歯科健診を受ける	○口腔機能を保つ
	生活習慣病の発症予防と重症化予防	○適正体重を保つ(再掲)	○がん検診を受ける ○メタボリックシンドロームを予防する ○特定健康診査、特定保健指導を受ける	○がん検診を受ける ○メタボリックシンドロームを予防する ○特定健康診査、特定保健指導を受ける

### (3) 計画の推進

本計画を推進していくためには、健康づくりに関係する機関および団体等がそれぞれの取り組みを強化するとともに、多様な主体が連携して、市民が健康づくりに取り組みやすい環境を整備することが必要です。このため、健康づくりを身近で支援する人材育成を進めるほか、関係団体等からなる「健康はこだて21推進協議会」において連携を図り、健康づくりを効果的に推進していきます。

### 3 「第2次はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」

#### (1) 計画策定の背景

平成17年に制定された食育基本法に基づき、平成23年3月、函館の未来を担う子どものための食育を組織的、総合的に推進することによって、市民一人一人が食育に理解を深め、食を通して心豊かで健やかな暮らしを実現することを目的として第1次計画を策定しました。

第1次計画が平成27年度で満了になることから、評価を行い、その結果を踏まえ、関係団体との連携を一層深めさらに食育を推進するため、計画策定委員会を設置し、第2次計画を策定しました。

#### (2) 計画の位置づけ

食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画であり、新函館市総合計画を具体化する個別計画として位置付け、「健康はこだて21（第2次）」等の関連計画との整合性を図りました。

#### (3) 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とし、必要に応じ見直しを行います。

#### (4) 計画の推進体制等

組織的、総合的に推進するため、保健福祉部をはじめ、子ども未来部、農林水産部、教育委員会で構成する内部組織と、家庭や幼児教育・保育施設、小・中学校等、地域、生産者・事業者などで構成する外部組織において定期的に協議の場を設け、計画の進捗管理を行い、計画期間満了時には、評価を行い、第3次の計画を策定します。

#### (5) 施策体系

##### ア 食育推進の理念

食育は、函館市民一人一人が食を通じて心豊かで健やかな暮らしを実現することができるよう推進します。

##### イ 食育推進の基本目標

- ・ 食で健康なからだをつくる
- ・ 食で豊かな心を育む
- ・ 函館の豊かな食資源や食文化を通して食の大切さを知る

##### ウ 食育推進の具体的な目標

食育推進の理念および基本目標にそって食育を推進するための具体的な目標として、「はこだてげんきなこ」を設定し、取り組みます。

は：「早寝・早起き・朝ごはん」規則正しく毎日を過ごそう。

こ：心とからだを育てるみんなで囲む食卓を大切にしよう。

だ：大事だよ、しっかりかむこと、磨くこと。

て：手間かけて、愛情こめて作りましょう。

げん：元気なからだをつくる、食事をきちんととろう。

き：郷土の食材を取り入れた料理を覚えよう。

な：何でもおいしく食べよう。

こ：声に出し、「いただきます」のごあいさつ

##### エ 各分野の役割と取組

食育は、その実践の場が幼少期に始まり生涯にわたる広範囲なものであることから、家庭や保育所、幼稚園、学校、地域など様々な場面でそれぞれの取組を進めてきましたが、より効果的な食育の推進のため、各分野における役割や取り組むべき事項を明確にし、更に連携を深めて実践的な食育に取り組んでいくものとします。

##### オ 目標値

客観的な指標の目標値を掲げ、食育の推進に努力します。

【食育の推進のための目標値】

基本目標	指 標〔出典〕	現状値 (H29)	計画策定時 現状値	目標値	
	就寝時間の遅い子どもの割合が減る (3歳児 22時以降) 〔函館市3歳児健康診査〕	3歳児	20.3%	22.8% (H26値)	21.4%
	(小学生 22時以降) (中学生 23時以降) 〔函館市学習意識調査〕	小学4年生		29.1% (H24値)	24.9%
		中学1年生		41.8% (H24値)	35.8%
	朝食を毎日食べる子どもの割合が増える (3歳児) 〔函館市3歳児健康診査〕	3歳児	93.2%	91.7% (H26値)	100%
	(小・中学生) 〔函館市学習意識調査〕	小学4年生	84.2%	82.0% (H26値)	100%
		中学1年生	78.5%	79.2% (H26値)	100%
食で健康なからだをつくる	家族で「毎日一緒」、「週5～6日一緒」に 食事をする保護者を増やす 〔子ども・子育て支援に関するニーズ調査〕	小学生保護者		92.1% (H25値)	現状値以上
		中学生保護者		89.8% (H25値)	
食で豊かな心を育む	肥満の子ども(幼児)の割合が減る 〔1歳6か月児および3歳児健康診査〕	1歳6か月児	0.7%	0.5% (H26値)	現状値以下
		3歳児	2.1%	1.8% (H26値)	
函館の豊かな食資源 や食文化を通して食 の大切さを知る	適正体重と判定される子ども(小・中学生) の割合が増える 〔特定給食施設等実施状況調査〕	小学生	86.6%	85.4% (H26値)	90%
		中学生	80.1%	83.6% (H26値)	
	子どものむし歯のある割合が減る 〔1歳6か月児および3歳児健康診査〕	1歳6か月児	2.5%	3.8% (H26値)	現状値以下
		3歳児	17.9%	21.5% (H26値)	
	12歳児の一人平均むし歯本数が減る 〔学校保健統計調査〕		2.00本	2.01本 (H26値)	1.80本
	学校給食における野菜、魚介類、海藻類 の地場産(函館産)食材の使用割合が増 える 〔(教育委員会)食材産地別調達実績〕	野菜	33.4%	39.3% (H26値)	現状値以上
		魚介類	20.0%	28.5% (H26値)	
		海藻類	65.2%	59.9% (H26値)	
	ヘルスマイト(食生活改善推進員)を増やす 〔食生活改善協議会実績〕		95人	99人 (H26値)	現状値以上

※「函館市学習意識調査」(就寝時間の遅い子どもの割合)は平成29年度設問変更のため数値無し。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」は5年毎のため平成29年度の数値は無し。

#### 4 生活習慣病予防事業

本市の疾患別死亡率をみると、がん・心臓病・脳血管疾患といういわゆる生活習慣病によるものが全死因の半数以上を占めています。

これらは、壮年期から増加しはじめるため、健康増進法に基づき生活習慣病に着目した健康診査のほか、がん検診、骨粗しょう症検診、健康教育、健康相談等を実施し、疾患の早期発見、食事や運動等の生活習慣の改善に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を図るなど、生活習慣病の予防に努めています。

##### (1) 健康手帳の交付

開始年度 昭和 58 年度

内 容 健康手帳は、特定健診・保健指導その他の健康の保持のために必要な事項を記録し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的として、40 歳以上の希望する市民に対し交付しています。

##### 【健康手帳の交付状況】

区 分	40～74 歳	75 歳以上
平成 27 年度	148	64
平成 28 年度	152	84
平成 29 年度	141	53

##### (2) 健康診査

開始年度 平成 20 年度

内 容 医療保険者による特定健康診査が実施されたことから、市では健康増進法（健康増進法施行規則第 4 条の 2 第 4 号）に基づき、40 歳以上の特定健康診査非対象者等の健康診査を実施し、その結果、必要な方に対して食事や運動等の生活習慣の改善を促す保健指導を行っています。

平成 30 年度予算額 1,675 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

##### 【健康診査受診状況】

(平成 29 年度)

受診者 性 別	計	受 診 者 の 年 齢 内 訳					
		40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳～
男	47	10	9	1	3	5	19
女	101	6	11	4	11	10	59
計	148	16	20	5	14	15	78

(3) **がん検診**

がんを早期に発見し、治療に結びつけることは、がん予防対策上最も重要な課題であることから、市の指定医療機関等で検診を実施しています。なお、女性特有のがんに関する知識の普及啓発と受診率向上のため、対象年齢となった方へ無料クーポン券等を送付する「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」(H29～)を実施しています。

平成 30 年度予算額	ア がん検診	128,009 千円
	イ 働く世代の女性支援のためのがん検診	8,358 千円

費用の負担 アは全額市費負担、イは補助基準額または対象経費の2分の1の国庫補助があります。

**ア 胃がん検診**

開始年度 昭和 58 年度

内 容 国の指針では40歳以上（胃内視鏡検査は50歳以上の市民を対象に2年に1回、ただし函館市は未実施）とされていますが、市では35歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関および集団検診で実施しています。

**イ 肺がん検診**

開始年度 平成 6 年度

内 容 40歳以上の市民を対象に、集団検診を実施しています。

**ウ 乳がん検診**

開始年度 平成元年度

内 容 40歳以上の女性を対象に、市の指定医療機関で検診を実施しています。受診は2年に1回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分しています。（平成30年度は偶数年生まれが対象）

**エ 子宮がん検診**

開始年度 平成元年度

内 容 20歳以上の女性を対象に、市の指定医療機関で検診を実施しています。受診は2年に1回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分しています。（平成30年度は偶数年生まれが対象）

**オ 大腸がん検診**

開始年度 平成 9 年度

内 容 40歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関および集団検診で実施しています。

**【各種がん検診受診者の推移】**

区 分	胃 がん 検 診	肺 がん 検 診	乳 がん 検 診	子宮がん検診		大腸がん 検 診
				子宮頸部	子宮体部	
平成27年度	3,420	9,163	5,592	6,449	2,720	8,503
平成28年度	2,974	8,613	3,754	5,271	2,359	5,736
平成29年度	2,820	8,656	3,446	4,974	2,657	5,879

※受診者数は、全年齢を対象

※大腸がん検診無料クーポン券送付（～H27）

※一定の年齢の方や過去に送付されたクーポン券を利用しなかった方に、乳がん検診、子宮頸がん検診無料クーポン券送付（H26～H28）



(4) 若い世代のピロリ菌検査

開始年度 平成 28 年度

内 容 ピロリ菌は胃の中に生息している細菌であり、多くの研究により、慢性胃炎や胃・十二指腸潰瘍、さらには胃がんなどの原因となっていることが判明しています。将来の胃がんなどの発症リスクを軽減するため、ピロリ菌感染の早期発見を目的に、中学生を対象としたピロリ菌検査を実施しています。

平成 30 年度予算額 3,599 千円

【ピロリ菌検査実施結果】

区 分		一次検査		二次検査	
		受検者数	陽性者数	受検者数	陽性者数
平成 28 年度	中学 2 年生	915	72	64	31
	中学 3 年生	879	71	59	33
	計	1,794	143	123	64
平成 29 年度	中学 2 年生	1,407	72	65	42

※二次検査は、一次検査陽性者を対象に実施

(5) 骨粗しょう症検診

開始年度 平成 7 年度

内 容 転倒による骨折が高齢者の寝たきりの大きな原因の一つとなっています。その骨折の原因となる骨粗しょう症を予防するため、40 歳以上 70 歳以下の 5 歳刻みの年齢の女性に骨粗しょう症検診を実施しています。

平成 30 年度予算額 92 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

【骨粗しょう症検診受診者数】

区 分	計	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳	65 歳	70 歳
平成 27 年度	189 (161)	4 (3)	7 (6)	15 (14)	17 (15)	34 (31)	71 (60)	41 (32)
平成 28 年度	148 (134)	3 (3)	5 (5)	6 (6)	14 (14)	32 (31)	38 (34)	50 (41)
平成 29 年度	199 (173)	4 (4)	5 (4)	13 (12)	22 (21)	27 (22)	50 (43)	78 (67)

( ) は異常なしであった者の内数

(6) 健康教育

開始年度 昭和 58 年度

内 容 成人および高齢者を対象に、生活習慣病予防や健康づくり等に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施しています。

平成 30 年度予算額 172 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

【健康教育実施状況】

区 分	回数	参加人数
平成 2 7 年度	152	5, 378
平成 2 8 年度	176	7, 080
平成 2 9 年度	168	8, 156

【健康増進法に基づく健康教育実施内訳（40～64歳）】 (平成 29 年度)

区 分	集団健康教育					計
	一般	歯周疾患	ロコモティブ	病態別	COPD	
開催回数	55	1	2	17	2	77
延参加人員	2, 111	25	343	599	57	3, 135

(7) 健康相談

開始年度 昭和 58 年度

内 容 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理を支援しております。また平成 26 年度からは、予約制の健康づくり相談を実施しています。

平成 30 年度予算額 15 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

【健康づくり相談実施状況】

	開催回数	指導実数（人）
平成 2 7 年度	80	264
平成 2 8 年度	73	256
平成 2 9 年度	58	176

【健康増進法に基づく健康づくり相談実施状況（40～64歳）再掲】

	開催回数	指導実数（人）
平成 2 7 年度	39	64
平成 2 8 年度	37	51
平成 2 9 年度	29	32

## 【健康相談実施状況】

(平成29年度)

区 分	相 談 内 容 の 内 訳							計
	高血圧	脂質異常症	糖尿病	骨粗しょう症	女性の健康	病態別	総合健康相談	
被指導延人員	58	94	88	3	2	54	110	409
開催回数	37	44	46	3	2	36	66	234

## 【健康増進法に基づく健康相談実施状況（40～64歳）再掲】

(平成29年度)

区 分	重 点 健 康 相 談 の 内 訳						総合健康相談	計
	高血圧	脂質異常症	糖尿病	骨粗しょう症	女性の健康	病態別		
被指導延人員	11	20	16	0	2	10	9	68
開催回数	11	19	16	0	2	10	9	67

## (8) 保健指導

## 【保健指導の実施状況】

区分	来所(人)	電話(人)	計
平成27年度	28	212	240
平成28年度	17	1,246	1,263
平成29年度	29	1,191	1,220

※平成28年度、平成29年度の電話人数は特定保健指導の利用勧奨で利用にいたらなかった人への保健指導や健診要医療判定者受診勧奨事業での電話指導を含む人数となっています。

## (9) 働く世代の健康づくり事業

開始年度 平成23年度（東部保健事務所での開始年度は平成19年度）

内 容 (ア) 仕事や家事が多忙で、自ら健康管理に取り組むことが困難な働く世代を対象に事業所などに出向き、職域で健康づくりに取り組むよう、健康情報や出前講座などの紹介を含むプレゼンテーションを平成29年度から強化して実施しています。

平成30年度予算額 32千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

## 【出前講座の実施状況】

区 分	回数(回)	参加者(人)
平成29年度	29	1,108

【事業の紹介や情報提供の実施状況】

プレゼンテーション	4回
通信による情報提供	40回（電話や郵送）

(イ) 東部保健事務所管内は、運動施設が少なく運動が習慣化する動機づけの機会が少ないことから、運動実践指導者による運動の実技を取入れて、生活習慣病予防教室を開催しています。

【生活習慣病予防教室の実施状況】

区 分	参加者（人）
平成27年度	18
平成28年度	8
平成29年度	21

(10) 女性のための健康づくり事業

開始年度 平成23年度

内 容 女性は、健康寿命と平均寿命の差である「日常生活に制限のある期間」が長く、健康寿命延伸対策は若い世代から取り組むことが必要です。妊娠中の喫煙や子宮頸がんなどの女性特有の健康課題をふまえ、若い世代から疾病予防のための生活改善に取り組むことができることを目的に、主に若い女性を対象とした女性のための健康づくり教室を開催しています。

平成30年度予算額 34千円

【女性のための健康づくり教室の実施状況】

区 分	参加者（人）
平成27年度	116
平成28年度	148
平成29年度	109

※平成25年度、平成26年度は乳幼児健康診査に来所した母親などに健診形式で実施しました。

平成27年度からは子育てサロンなどに出向き、出前講座形式で実施しています。

(11) 訪問指導

開始年度 昭和58年度

内 容 家庭において療養上保健指導が必要な方に対し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため、保健師が訪問し必要な保健指導を実施しています。

平成30年度予算額 316千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

【訪問指導】

要指導者の訪問指導 実人員198人 延人員200人

## (12) たばこ対策

開始年度 平成 13 年度

内 容 ア 普及啓発と禁煙相談

喫煙は、がんや慢性疾患を引き起こす重大な危険因子であることから、ホームページ等を媒体としてたばこによる健康被害等に関する正しい知識の普及啓発を図る他、イベントなどでの測定体験を交えた普及啓発活動を実施しています。

また、禁煙したい人に対し適切な禁煙支援を行うため、呼気中一酸化炭素濃度測定、呼吸機能検査等や、禁煙治療を行う医療機関の情報提供による禁煙相談を実施しています。

平成 30 年度予算額 82 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 2 分の 1 の国庫補助があります。

【禁煙相談件数】 (件)

区分	イベント等	来所	電話	計
平成 27 年度	84	8	2	94
平成 28 年度	114	8	6	128
平成 29 年度	214	12	1	227

### イ 未成年者喫煙防止対策

未成年者の喫煙は、成年に比べて健康への影響が大きく、吸い始める前の対策を徹底する必要があることから、未成年者の喫煙をなくすことを目的に、小・中高生の児童・生徒を対象に、喫煙防止講座を開催しています。

また、親が喫煙者の場合、子供の喫煙率が高いという実態や、家庭での受動喫煙を防止する観点から、学校や P T A 等と連携し、児童・生徒の保護者に対する喫煙防止対策を推進しています。

【未成年者喫煙防止講座開催実績】 (件)

区分		小学校	中学校	高校	計
平成 27 年度	学校数	11	-	1	12
	回数	12	-	1	13
	参加者数	638	-	200	838
平成 28 年度	学校数	12	-	1	13
	回数	12	-	1	13
	参加者数	679	-	164	843
平成 29 年度	学校数	17	-	1	18
	回数	19	-	1	20
	参加者数	648	-	308	956

### ウ 受動喫煙防止対策

健康増進法の対象となる施設の管理者に対し、受動喫煙防止対策の取り組みを促すため、「おいしい空気の施設推進事業」による登録制度を実施しています。また、登録施設に対しステッカーを交付し、ホームページ等で紹介すること等により、禁煙・分煙の社会的な認識の定着を図っています。

#### 【「おいしい空気の施設」登録状況】

平成30年3月末現在（件）

区分	禁煙		分煙		計	
	H29年度 登録数	H29年度 登録数	H29年度 登録数	H29年度 登録数	H29年度 登録数	H29年度 登録数
01 飲食店	49	3	5	0	54	3
02 学校等	156	0	0	0	156	0
03 医療機関・社会福祉施設・薬局等	167	0	9	0	176	0
04 体育施設・娯楽施設	17	0	0	0	17	0
05 社会・文化施設	64	1	0	0	64	1
06 小売業・サービス業等店舗	2	1	2	0	4	1
07 公共交通機関等	2	0	4	0	6	0
08 ホテル・旅館等の宿泊施設	0	0	0	0	0	0
09 金融機関	4	0	1	0	5	0
10 事務所・会社等	2	0	0	0	2	0
11 官公庁	15	0	7	0	22	0
12 公衆浴場・日帰り温泉	7	1	0	0	7	1
計	485	6	28	0	513	6



完全禁煙ステッカー



完全分煙ステッカー

(13) 未成年者飲酒防止対策

開始年度 平成 17 年度

内 容 未成年者の飲酒は、成年に比べてアルコール分解能力が低い発達期の心身に大きな悪影響を与えるだけでなく、アルコール関連問題等、将来にわたって健康への影響が大きいことから、未成年者の飲酒をなくすことを目的に、小学生を対象とした飲酒防止講座を開催しています。

平成 30 年度予算額 5 千円

費用の負担 全額市費負担

【未成年者飲酒防止講座開催実績】 (件)

区分	学 校 数	回 数	参加者数
平成 2 7 年度	6	10	457
平成 2 8 年度	12	13	530
平成 2 9 年度	11	13	441

※ 平成 24 年度までは、アルコール障がい予防教室「アルコールキッズ教室」として実施

(14) 健康づくりプロモーション

開始年度 平成 29 年度

大型店舗において生活習慣病予防，がん検診，食育の推進，歯科保健などの健康に関するクイズラリーや各種測定等の体験を通じて，楽しみながら健康について関心を持ってもらうための体験型イベントを開催しました。

平成 30 年度予算額 650 千円

費用の負担 全額市費負担

実 績

ア 健康づくりキャンペーン

平成 29 年 6 月 17 日（土）～6 月 18 日（日）於：テオーデパート

※18 日はパネル展示のみ

内容 血管年齢測定，肺年齢測定，骨密度測定，唾液（むし歯）リスク検査，健康・栄養相談ほか

来場者数 約 200 人

イ 健康づくりフェスタ in 函館蔦屋書店～見て，知って，体験しよう！～

平成 29 年 9 月 30 日（土）～10 月 1 日（日）於：函館蔦屋書店

内容 ギネス認定巨大肺模型の展示，禁煙対策コーナー，生活習慣病予防コーナー，がん啓発コーナー，食育推進コーナー，歯科保健コーナー，健康クイズラリー，禁煙作文コンクール表彰式

来場者数 約 8,600 人

## 5 健康診査を中心とした生活習慣病対策

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、健康診査の結果から、対象者に応じた保健指導を実施することにより、生活習慣病の発症および重症化の予防を図っています。

### (1) 特定保健指導（からだサポートコース）

開始年度 平成 20 年度

内 容 特定健康診査受診者のうち、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目して選定された対象者に対し、個別および集団での保健指導を行うことにより、生活習慣病の発症および重症化の予防を図っています。

平成 30 年度予算額 4,761 千円

費用の負担 補助基準額に対して、国 3 分の 1、道 3 分の 1 の補助があります。

#### 【特定保健指導（個別）実績】 (人)

区 分	積極的支援	動機付け支援
平成 2 6 年度	13	145
平成 2 7 年度	36	233
平成 2 8 年度	57	281

※法定報告数のため、平成 2 9 年度については精査中

#### 【運動体験・ヘルシーランチ（集団）実績】

区 分	運動体験		ヘルシーランチ	
	回数	参加延人数	回数	参加延人数
平成 2 7 年度	12 回	326 人	12 回	175 人
平成 2 8 年度	12 回	316 人	12 回	122 人
平成 2 9 年度	14 回	227 人	12 回	69 人

### (2) 健診要医療判定者受診勧奨事業

開始年度 平成 25 年度

内 容 特定健康診査受診者のうち、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の重症化リスクが高く、かつ、薬物治療を受けていない者に対し、医療機関への受診行動を促進する保健指導を実施することにより、脳卒中、虚血性心疾患、慢性腎臓病の発症の予防を図っています。

平成 30 年度予算額 1,192 千円

費用の負担 対象経費の 10 分の 10 の国庫補助があります。

#### 【保健指導実績】 (人)

区分	対象者数	実施結果	
		電話指導	文書指導 (電話不在)
平成 2 6 年度	283	210	73
平成 2 7 年度	519	382	137
平成 2 8 年度	439	360	79



【保健指導後の医療機関受診状況】 (人)

区分	対象者数	受診した者	未受診者
平成26年度	283	190	93
平成27年度	519	335	184
平成28年度	439	259	180

※平成29年度については精査中

(3) 健診結果説明会

開始年度 平成20年度

内 容 健康診査受診者が健診結果から自らの身体状況を認識し、生活習慣の改善に取り組むことにより、生活習慣病の発症および重症化の予防を図っています。なお、受診結果に合わせ事業は年度を越えて実施しています。

平成30年度予算額 92千円

費用の負担 補助基準額に対して、国3分の1、道3分の1の補助があります。

【健診結果説明会実績】

区分	健診結果説明会	
	実施回数	参加者数
平成27年度	6回	71人
平成28年度	6回	50人
平成29年度	9回	147人
(再掲)	6回	69人

※平成29年度実施期間：平成29年8月～平成30年6月

再掲は年度内実施分

6 栄養改善事業

近年、食に関する市民の価値観やライフスタイル等の多様化などにより、食を取り巻く環境は大きく変化し、栄養のアンバランス、朝食の欠食等の食習慣の乱れが要因の一つとなる生活習慣病の増加や若い女性のやせ、高齢者の低栄養等様々な問題が生じています。健康増進法や食育基本法等に基づき、「食」に関する正しい知識の普及に努め、市民の健康寿命の延伸を図っています。

(1) 栄養指導業務（子ども未来部主管事業）

ア 両親学級

開始年度 平成9年度

内 容 妊婦とその夫・家族に対して、妊娠中の栄養管理や出産後の母乳等に関する正しい知識の普及を図るため栄養指導を実施しています。

【両親学級実施状況】

区分	開催回数	受講者数
平成27年度	6	240
平成28年度	6	264
平成29年度	6	274

イ のびっこ健診

開始年度 平成15年度

内 容 小児科医より指示のあった現在肥満である児とその保護者に対し、望ましい生活習慣を獲得することができるよう、個々の乳幼児の特性に応じた適切な指導を行うことを目的に栄養指導を実施しています。

【のびっこ健診実施状況】

区分	開催回数	参加人数
平成27年度	4	17
平成28年度	12	19
平成29年度	12	61

ウ 個別栄養相談（母子保健法に基づく栄養相談）

内 容 乳児等の健康の保持および増進のため、個別に相談に応じ、必要な指導、助言を行っています。

【個別指導実施状況】

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
4か月児健診	51	1,574	47	1,538	49	1,387
10か月児健診	51	1,486	47	1,454	49	1,291
1歳6か月児健診	48	1,530	50	1,554	51	1,487
3歳児健診	48	1,617	50	1,578	49	1,468
電話相談	36	36	68	68	59	59
来所相談	8	8	7	7	20	20
メール相談	0	0	0	0	1	1
計	242	6,251	242	6,199	242	5,774

エ 集団栄養相談（母子保健法に基づく栄養相談）

内 容 母性等の健康の保持および増進のため、妊娠、出産等に関し、集団的に、必要な栄養指導、助言を行っています。

【集団栄養指導実施状況（出前講座）】

区分	開催回数	参加人数
平成27年度	4	42
平成28年度	1	8
平成29年度	8	151

(2) 栄養指導業務（健康増進課主管事業）

ア 個別栄養相談

内 容 電話や来所等で、個別栄養指導を実施しています。

【個別栄養指導実施状況】

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
電話相談	56	56	34	34	33	33
来所相談	16	16	6	6	11	11
健康づくり相談	68	244	64	245	49	168
計	264	560	104	285	93	212

※健康づくり相談は管理栄養士が従事した数を再掲しています。

イ 集団栄養相談

内 容 成人を対象に食生活や栄養に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施しています。健康教育等で肥満予防を中心に、栄養指導を実施しています。

【集団栄養指導実施状況】

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
生活習慣病予防講座	5	102	3	51	-	-
健診結果説明会	6	71	-	-	-	-
出前講座	7	104	15	502	13	328
計	18	277	18	553	13	328

※管理栄養士が従事した数を再掲しています。

(3) 食育啓発事業

ア 食育月間キャンペーンの開催

開始年度 平成22年度

内 容 「食育月間」の「食育の日」である6月19日に、はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）の具体的目標である「はこだてげんきなこ」を市民へ周知啓発し「早寝・早起き・朝ごはん」等の食育の推進に寄与することを目的とし、実施しています。

実績 健康づくりキャンペーン  
平成 29 年 6 月 17 日（土）～6 月 18 日（日）  
※18 日はパネル展示のみ  
於：テアオーデパート 1 階 サンシャワー広場  
※血管年齢および骨密度測定を行った市民に対し、栄養相談等を実施するとともに、「第 2 次はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」のパネルを新たに作成し、展示しました。  
平成 30 年度予算額 79 千円

## イ 食生活改善普及運動

内容 食生活改善普及運動月間の 9 月に、市民の健康づくりおよび食育の推進に寄与することを目的とし、食育啓発事業を実施しています。

実績 (ア)健康づくりフェスタ in 函館蔦屋書店  
～見て、知って、体験しよう!～  
平成 29 年 9 月 30 日（土）～10 月 1 日（日）於：函館蔦屋書店  
食育推進コーナーとして、減塩対策としてだしの取り方のデモンストレーションと試飲および 1 日に必要な野菜 350g の測定などを実施しました。

「第 2 次はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」推進協議会の北海道栄養士会函館支部、函館市食生活改善協議会からボランティアの協力がありました。

(イ)野菜摂取量増加に繋げる POP 掲示等

平成 29 年 9 月 1 日（金）～9 月 30 日（土）

協働のまちづくりに関する協定を結んでいるコンビニエンスストア等に対し、市の食育推進キャラクターをデザインした野菜摂取量の増加を促す POP の掲示を依頼し、“もっと野菜を食べよう”等の食育の推進をしました。

(ウ)「毎日プラス 1 皿の野菜」キャンペーン事業

平成 29 年 9 月 1 日（金）～9 月 30 日（土）

飲食店等で、提供している野菜メニューを登録してもらい、登録店舗の情報や野菜メニューの写真を市ホームページ等に掲載し、紹介しました。

平成 30 年度予算額 226 千円

## ウ 乳児期のはこだてげんきな子食育教室（離乳食教室）

開始年度 平成 17 年度

内容 ヘルスマイト（食生活改善推進員）による離乳食初期食（5～6 か月）のデモンストレーションおよび試食の提供をし、管理栄養士から離乳食の進め方についての講話を実施しています。（子育てアドバイザーに子どもの見守りを依頼している）

平成 30 年度予算額 103 千円

費用の負担 一部、北海道健康づくり財団の助成があります。

【離乳食教室実施状況】

区分	開催回数	参加人数
平成 27 年度	6	144
平成 28 年度	6	146
平成 29 年度	6	151

エ 幼児期のはこだてげんきな子食育教室（パクパク教室）

開始年度 平成 22 年度

内 容 子育てアドバイザーのエプロンシアター等、管理栄養士等による講話、ヘルスメイトが作った野菜入り蒸しパンを園児が試食する食育教室を実施しています。

平成 30 年度予算額 87 千円

費用の負担 一部、北海道健康づくり財団の助成があります。

【パクパク教室実施状況】

区分	開催回数	参加人数
平成 26 年度	6	288
平成 27 年度	0	0
平成 28 年度	0	0
平成 29 年度	6	77

※平成 22 年度～平成 26 年度において全 26 幼稚園で実施済み

オ 3 歳児へのはこだてげんきな子食育啓発事業

開始年度 平成 23 年度

内 容 市民ボランティア（子育てアドバイザー、ヘルスメイト）が 2 名体制で、はこだてげんきな子食育プランの概要版を受診した保護者に手渡し、健診待ち時間に様々な媒体を使って食育の啓発を行っています。

対 象 者 3 歳の幼児とその親

平成 30 年度予算額 87 千円（平成 30 年度から、“はこだてげんきな子”食育啓発事業に変更（小学校新 1 年生へはこだてげんきな子食育プラン（函館市食育推進計画）の概要版を配布））

費用の負担 一部、北海道健康づくり財団の助成があります。

【3歳児健康診査時食育実施状況】

区分	開催回数	参加人数
平成27年度	48	1,617
平成28年度	50	1,578
平成29年度	49	1,468

(4) 特定給食施設等

開始年度 昭和34年度（特定給食施設としては平成14年度から）

内 容 健康増進法等に基づき、特定給食施設およびその他の給食施設に対して、給食実施状況報告を求め巡回指導等を行っています。

平成30年度予算額 15千円

費用の負担 全額市費負担

【給食施設数および指導数】

(平成29年度) (件)

区分	特定給食施設						その他の給食施設		計	
	A	指 導 件 数	B	指 導 件 数	C	指 導 件 数	D	指 導 件 数	施 設 数 計	指 導 件 数 計
学校	-	-	24	0	12	2	2	0	38	2
病院	9	0	-	-	8	0	12	0	29	0
介護老人保健施設	0	0	-	-	9	0	0	0	9	0
老人福祉施設	0	0	0	0	10	0	12	0	22	0
児童福祉施設	0	0	0	0	12	6	33	16	45	22
社会福祉施設	0	0	0	0	5	0	6	0	11	0
事業所	0	0	0	0	2	0	1	0	3	0
寄宿舍	1	0	0	0	1	0	4	0	6	0
矯正施設	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
自衛隊	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
一般給食センター	0	0	1	0	5	0	2	0	8	0
その他	0	0	0	0	2	0	9	0	11	0
計	11	0	25	0	67	8	81	16	184	24

(注)

特定給食施設（指定施設）A 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって継続的に1回300食以上または1日750食以上の食事を供給するもの／それ以外で、継続的に1回500食以上または1日1500食以上の食事を供給するもの

特定給食施設 B 継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの  
 特定給食施設 C 継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給するもの  
 その他の給食施設 D 継続的に1回50食以上または1日100食以上の食事を供給するもの  
 上記以外の給食施設 E

(5) 人材育成

ア 学生実習

内 容 管理栄養士養成校の学生に対し、研修および実習指導を行っています。

【学生実習受け入れ実績】 (人)

学校名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
藤女子大学人間生活学部食物栄養学科	0	3	4
青森県立保健大学健康科学部栄養学科	0	2	2

イ ヘルスメイト育成

開始年度 昭和61年度(養成講座)，昭和46年度(研修会)

内 容 子どもから高齢者までの食育の推進や健康増進に寄与するため、食を通じた健康づくりのボランティア活動を行う「ヘルスマイト(食生活改善推進員)」の養成とともに、ヘルスマイト(食生活改善推進員)に必要な知識や技術の向上を図るための研修の実施など、ヘルスマイト(食生活改善推進員)活動を支援しています。

(養成事業)

内 容 市民20名を対象に、ヘルスマイト(食生活改善推進員)として、地域における食生活を中心とした健康上の問題点やニーズに対応した地区組織活動を展開するために必要な栄養・食生活や健康づくり等についての講話や実習を行っています。

(研修事業)

内 容 保健福祉部管理栄養士等の講話や調理実習を行っています。

(活動支援事業)

内 容 函館市食生活改善協議会理事会への参加等を行っています。

平成30年度予算額 64千円

費用の負担 一部、北海道健康づくり財団の助成があります。

養成講座テキスト代、調理実習材料費は自己負担

【ヘルスマイト養成講座及び研修会実施状況】

	養成講座			研修会		会員数
	回数	延べ人数	修了者数	回数	延べ人数	
平成27年度	9	63	7	17	417	87
平成28年度	9	127	15	18	352	80
平成29年度	9	134	16	17	360	89

## (6) 国民健康・栄養調査

開始年度 昭和 21 年度

内 容 健康増進法に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施します。毎年、国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為抽出された 300 単位区内の世帯（約 5,700 世帯）および当該世帯の 1 歳以上の世帯員（約 15,000 人）に対して、身体状況調査、栄養摂取状況調査を実施しています。

平成 30 年度予算額 994 千円

費用の負担 対象経費の 10 分の 10 の国庫補助があります。

### 【国民健康・栄養調査実施状況】

年度	対象地区
平成 27 年度	高松町
平成 28 年度	該当なし
平成 29 年度	赤川町

## (7) 栄養成分表示の店

開始年度 平成 16 年度

内 容 外食機会の増大に伴い、外食料理に含まれる栄養成分の情報の重要性が高まっており、市民自らが栄養面からの健康管理を行うためには、適切な栄養情報を得る必要があることから、「健康はこだて 21（第 2 次）」に基づき、栄養成分表示の店の登録を推進することにより、市民の外食および食品摂取において、健康管理上の適切な選択を支援しています。

平成 30 年度予算額 39 千円（平成 30 年から「協働のまちづくりに関する協定」および「栄養成分表示の店推進事業」での周知啓発事業）

費用の負担 全額市費負担

### 【「栄養成分表示の店」登録状況】 平成 30 年 3 月末現在（件）

区分	登録件数	
		H29 新規登録数
コンビニ	92	0
病院内食堂	6	0
事業所食堂	4	0
学校内食堂	9	0
レストラン	3	0
そばや	5	1
その他	4	0
計	123	0

※健康に配慮したメニューの登録 4 件

### 【栄養成分表示の店ステッカー】





## (8) 食品表示に関する相談

内 容 特別用途食品，栄養成分表示，誇大表示の禁止に関する相談業務を行っています。

平成 30 年度予算額 138 千円

費用の負担 対象経費の 10 分の 10 の国庫補助があります。

【食品表示等相談件数実績】 (件)

区分	27年度	28年度	29年度
電話相談	35	42	31
来所相談	12	6	12
計	47	48	43

## 7 歯科保健事業

歯・口腔の健康は，食べる，話す等の口腔機能を保つ上で重要であり，身体的健康のみではなく，精神的，社会的な健康にも大きく寄与します。

生涯を通して口腔の健康を維持することができるように，歯科保健についての正しい知識の普及と啓発に努めています。

### (1) 歯科健康診査

開始年度 平成 18 年度（現在の形態での開始年度）

内 容 妊産婦および 40 歳以上の成人に対し，歯周疾患の予防等を目的に歯科健康診査を実施しています。従来から実施している口腔保健センターにおける健康診査に加え，平成 27 年度からは，40 歳，50 歳を対象に歯科医院における歯周疾患検診を実施しています。

また，平成 28 年度からは，40 歳，50 歳の対象者に無料受診券を配付して，働く世代の受診奨励を図っています。

平成 30 年度予算額 10,135 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

(40 歳・50 歳・60 歳および 70 歳)

補助基準額または対象経費の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(40 歳・50 歳・60 歳および 70 歳以外)

【妊産婦歯科健康診査実施結果】

区分	実施回数	受診数	一人平均各歯数			歯石・歯周疾患		
			現在歯	処置歯	未処置歯	歯石あり	歯肉炎	歯周炎
平成 27 年度	71	105	28.5	8.9	0.4	27	10	-
平成 28 年度	79	123	28.5	7.8	0.3	42	13	1
平成 29 年度	88	137	28.4	8.5	0.3	59	24	2

【成人歯科健康診査実施結果】

区 分	実施回数	受診数	一人平均各歯数			歯周疾患 (CPITN)					
			現在歯	処置歯	未処置歯	0	1	2	3	4	不詳
平成27年度	106	293	24.8	13.0	0.2	113	-	16	88	73	3
平成28年度	102	229	25.1	14.0	0.3	71	-	16	78	62	2

区 分	実施回数	受診数	一人平均各歯数			歯肉出血			歯周ポケット			
			現在歯	処置歯	未処置歯	健全	出血	除外等	健全	4~5mm	6mm~	除外等
平成29年度	92	183	25.4	13.7	0.3	168	13	2	62	94	25	2

(注) CPITN：歯周疾患状況を0(健全な状態)から4(重症)まで5段階のコードに分類したもの  
平成29年度から判定区分変更

【40歳および50歳歯周疾患(歯周病)検診実施結果】

区 分	実施医療機関	受診数	一人平均各歯数			歯周疾患 (CPITN)					
			現在歯	処置歯	未処置歯	0	1	2	3	4	不詳
平成27年度	69	130	27.3	14.0	1.8	16	5	17	59	33	
平成28年度	74	513	27.2	13.3	2.0	62	47	102	195	107	-

区 分	実施医療機関	受診数	一人平均各歯数			歯肉出血			歯周ポケット			
			現在歯	処置歯	未処置歯	健全	出血	除外等	健全	4~5mm	6mm~	除外等
平成29年度	80	518	27.1	13.5	1.8	195	321	2	190	251	75	1

(2) 歯科保健啓発事業

内 容 歯科保健に関する正しい知識を普及するために各種の健康教育等を実施しています。

平成30年度予算額 1,853千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の2分の1の国庫補助があります。

## 【歯科啓発事業実施状況】

(平成29年度)

名 称	内 容	開催回数	参加者数
歯の学校	小学生を対象に、学級単位で歯科保健に関する体学習を実施	9	225
けんこう教室	40歳以上の成人を対象に、歯周病予防や口腔機能の維持・増進のための実習や講話を実施	2	15
歯と口の健康週間	6月の歯と口の健康週間中に函館歯科医師会と共催で、健康講座、歯のコンクール、パネル展等を実施	1	
歯・口腔の健康づくり8020推進週間	11月の「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間」期間中に歯科保健に関するパネル展を実施	1	—

## 8 健康づくり事業

## (1) 地域の健康づくり事業

健康づくりは、市民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという自覚と認識のもとに実践することが基本であり、市は健康づくりのための三本柱「栄養・運動・休養」のほか、禁煙、適正飲酒等の普及啓発を図り、市民の健康づくりの協力支援を行っています。

平成30年度からは、町会（自治会）組織（町会長など）と連携し、地域の健康づくりの支援を行います。

開始年度 平成30年度

内 容 健康寿命の延伸と健康づくりを町会単位で推進するため、町会や自治会、関係機関などと連携を図り、市民の健康づくり活動を支援します。

地区担当保健師を窓口とした地域との連携や、生活習慣病予防など健康づくりに関する情報発信や出前講座などで、健康づくりの意識の向上に働きかけます。

平成30年度予算額 53千円

## (2) 市民健康づくり推進員の育成

開始年度 平成7年度

内 容 地域に根ざした市民自らの自主的健康づくりを積極的に推進するため、町会・自治会単位にボランティアとしての市民健康づくり推進員を配置しています。推進員としての意識の高揚と健康づくりに必要な知識や技術を習得し、資質の向上を図るために、平成29度は研修会を3回開催し（内、1回はヘルスマイトとの合同研修会）、活動に必要な研修および推進員同士の情報交換を行っています。平成30年3月末現在106町会で127人が委嘱され、活動しています。

(3) ウォーキングマップ

開始年度 平成 17 年度

内 容 「健康はこだて 2 1」の健康課題でもある肥満の予防と解消を図るため、平成 1 7 年度から 2 1 年度までの 5 年間で、市民健康づくり推進員の協力を得て作成した 4 7 か所のウォーキングコースのマップを配布しました。平成 2 5 年度は市民健康づくり推進員等の協力を得て、全コースの安全面を確認し、危険な箇所については一部または全部を変更しました。

平成 2 8 年度は東部地区 4 コースの目印変更に伴い、一部変更しています。

(4) 地域健康づくり教室

開始年度 平成 11 年度

内 容 市民健康づくり推進員が町会単位で、運動指導士、歯科衛生士、薬剤師等を講師として健康づくり教室を企画開催することで、地域の自主的な健康づくりの推進を図っています。

【地域健康づくり教室実施状況】

区分	回数	参加者数
平成 27 年度	5	103
平成 28 年度	5	76
平成 29 年度	4	92

(5) 健康体操 「函館いか踊り体操」の普及

開始年度 平成 20 年度

内 容 子どもから高齢者までを対象に、健康体操「函館いか踊り体操」の普及を図っています。

・DVD等の貸出し

(6) 市民健康教室

開始年度 昭和 52 年度

内 容 市民一人ひとりが健康の維持増進のために必要な知識を習得し、自らの健康づくりを推進することができることを目的として、函館市医師会および函館歯科医師会との共催により開催しています。各町会からの要望に応じて講演テーマを決定し、市民健康づくり推進員をはじめ、町会役員等の協力を得て実施しています。

平成 30 年度予算額 228 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

## 【市民健康教室の開催状況】

(平成29年度)

日程	テーマ・講師	実施場所	参加数
4月15日	<b>『泌尿器科最前線』</b> 平田泌尿器科 院長 小村 秀樹 先生 「オシッコが間に合わない！！ (過活動膀胱 排尿障害について)」 函館中央病院 泌尿器科科長 小野 武紀 先生 「泌尿器科癌の最新治療について」 函館五稜郭病院 泌尿器科科 高橋 敦 先生 「地震だ！！その時透析医療は？ (慢性腎臓病から透析防災ネットワークまで)」 五稜郭ネフロクリニック 院長 鈴木 勝雄 先生	市民会館 小ホール	172
5月25日	「目の病気について」 江口眼科病院 副院長 森 文彦 先生	宇賀浦町会館	39
5月30日	「超音波で診る動脈硬化」 函館渡辺病院 循環器内科 医長 (超音波専門医・指導医) 水関 清 先生	中道第二町会館	76
6月6日	「がんとその予防法について」 市立函館保健所 所長 山田 隆良 先生	陣川あさひ町 会館	23
6月16日	「慢性腰痛症について」 函館おおむら整形外科病院 理事長 大村 健久 先生	北美原町会館	46
7月13日	「認知症の基礎知識」 函館渡辺病院 理事長 三上 昭廣 先生	市営住宅深堀 団地集会室	41
7月27日	「糖尿病について」 内科高橋清仁クリニック 院長 高橋 清仁 先生	人見町会館	50
9月4日	「高血圧について」 函館五稜郭病院 循環器内科 医長 村椿 真悟 先生	ひばりが丘町会 集会所	36
10月12日	「健康長寿は健口から」 釜田歯科医院 院長 釜田 徹 先生	空港団地町 会館	18
計		9回	501

## (7) 広報・啓発活動

開始年度 平成22年度 (カレンダー)

内 容 市民に健診・検診をPRするため「がん検診・特定健診カレンダー」を作成し、全戸配布をしているほか、ラジオ、新聞等を通じ、健康づくりに関する啓発を随時行っています。

平成29年度予算額 664千円 (カレンダー関係・健康増進課負担分)

費用の負担 全額市費負担 (一部広告収入の充当あり)

## 9 口腔保健センター

函館歯科医師会の運営により、函館市が委託する歯科保健事業のほか、障がい者（児）等の歯科診療および休日における救急歯科診療を実施しています。

### (1) 障がい者（児）歯科診療

開始年度 平成15年度

内 容 心身に障がいがあり、一般の歯科診療所での受診が困難な方を対象に実施しています。（予約制）

診療日時：土曜日 9時～12時（口腔ケア）

14時～17時（歯科診療・口腔ケア）

平成30年度予算額 7,623千円（市が支出している補助金の額）

#### 【障がい者（児）歯科診療内訳（年代別、主たる障害別）】

区 分		年 代 別 受 診 者								計	主 たる 障 害						
		10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
平成27年度	新規	23	2	2	1	-	3	1	1	33	1	2	4	14	3	-	9
	再来	157	203	143	81	56	8	14	1	663	37	25	175	307	54	3	62
	計	180	205	145	82	56	11	15	2	696	38	27	179	321	57	3	71
平成28年度	新規	17	1	3	2	1	-	-	1	25	-	-	3	12	2	-	8
	再来	152	202	113	94	72	1	15	1	650	46	22	174	328	38	-	42
	計	169	203	116	96	73	1	15	2	675	46	22	177	340	40	-	50
平成29年度	新規	22	8	2	1	-	-	1	1	35	1	-	11	13	2	-	8
	再来	132	189	117	134	65	8	19	1	665	42	18	187	336	52	1	29
	計	154	197	119	135	65	8	20	2	700	43	18	198	349	54	1	37

（注）主たる障害：①脳性麻痺②筋疾患③精神遅滞④自閉症⑤染色体異常⑥心疾患⑦その他

#### 【障がい者（児）歯科診療内訳（重度・軽度別、受診理由別）】

区 分		重 度			軽 度			計	主 な 受 診 理 由				
		男	女	計	男	女	計		①	②	③	④	⑤
平成27年度	新規	19	11	30	2	1	3	33	33	-	-	-	-
	再来	317	241	558	68	37	105	663	271	10	4	326	52
	計	336	252	588	70	38	108	696	304	10	4	326	52
平成28年度	新規	14	7	21	3	1	4	25	25	-	-	-	-
	再来	321	237	558	61	31	92	650	241	16	6	363	24
	計	335	244	579	64	32	96	675	266	16	6	363	24
平成29年度	新規	20	9	29	4	2	6	35	30	1	1	3	-
	再来	314	246	560	63	42	105	665	260	12	6	377	10
	計	334	255	589	67	44	111	700	290	13	7	380	10

（注）主な受診理由：①歯が痛い、しみる、などむし歯の治療 ②歯肉の炎症  
③義歯関係（入れ歯があわない・入れ歯をいれたいなど）  
④歯科検診（口腔ケア・リコール） ⑤その他（トレーニング）

(2) 休日救急歯科診療

開始年度 昭和 58 年度

内 容 日曜, 祝日, 年末年始の救急歯科診療を実施しています。

診療日時: 日曜, 祝日, 年末年始の 9 時~14 時

平成 30 年度予算額 1,584 千円 (市が支出している補助金の額)

【休日救急歯科診療利用状況】

区 分	診 療 日 数	受 診 者 数
平成 27 年度	71	965
平成 28 年度	71	897
平成 29 年度	71	913

10 健康増進センター

開始年度 平成 15 年度 (現在の利用形態は平成 23 年度から)

内 容 少子高齢化社会を迎えた現在, 生活習慣病を未然に防ぎ, 認知症や寝たきりにならないで生活できる健康寿命を延ばすため, 市民が手軽に安心して健康づくりのための運動実践ができる施設です。

利用対象: 市の区域内に住所を有する 18 歳以上の方

平成 29 年度予算額 12,195 千円

費用の負担 全額市費負担 (施設使用料, 一部負担金の充当あり)

【利用内訳】

(人)

区分	個 人 利 用				運動教室	専用使用	計
	一 般	65歳以上	障がい者	計			
平成 27 年度	12,744	15,858	2,149	30,751	10,282	9,212	50,245
平成 28 年度	11,878	16,658	1,825	30,361	10,127	8,979	49,467
平成 29 年度	11,441	17,484	1,516	30,441	10,026	8,217	48,684

## 11 石綿健康被害救済制度に関すること

石綿による健康被害を受けた方およびその遺族で、労災補償等の対象にならない方に対する救済を図ることを目的として創設された独立行政法人環境再生保全機構の委託業務です。

開始年度 平成 18 年度

内 容 石綿による健康被害に救済給付に関わる相談や、特別遺族弔慰金に係る制度の周知など救済事業の申請受付および相談等を行っています。

対 象 中皮腫、石綿による肺がん、著しい呼吸器障害を伴う石綿肺、著しい呼吸器障害を伴うびまん性胸膜肥厚

### 【相談および進達の受付状況】

区 分	相談（件）	申請（件）
平成 2 7 年度	4	2
平成 2 8 年度	2	1
平成 2 9 年度	8	2



## 指導監査

### 1 社会福祉法人等の運営指導

#### (1) 社会福祉法人設立認可等の事務

主たる事務所の所在地が函館市内で、その事業を函館市内のみで行う社会福祉法人の設立認可、定款変更、合併認可、解散認可等に係る事務を行います。

また、介護保険サービス事業所および障害福祉サービス事業所の指定等に係る事務も行います。

#### (2) 社会福祉法人および社会福祉施設等の指導監査事務

##### ア 指導監査の概要

函館市が所轄庁となる社会福祉法人および社会福祉施設等に対して、次により指導監査を行います。

##### (ア) 社会福祉法人および社会福祉施設

- ・ 監査の種類 法人監査 適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るための法令、通知に基づく指導事項に関する検査
- 施設監査 適正な施設の運営を確保するための利用者の処遇、施設整備等の事業運営全般にわたる検査
- ・ 監査の方法 一般監査 法人・施設に対し、原則として年1回実施  
そのほか、運営等に問題が発生した場合、または通報、現況報告の確認の結果等でおそれがある場合、法人・施設に対し随時に監査を実施
- 特別監査 社会的に許容されない不祥事の発生など特に問題を有する法人・施設に対し、重点的、継続的に実施

##### (イ) 介護保険サービス事業者および障害福祉サービス事業者

- ・ 集団指導 必要な指導の内容に応じ、講習等の方法により実施
- ・ 実地指導 サービス事業者等の事業所において実地により実施
- ・ 監査 人員、設備および運営基準等の指定基準違反であると認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合に実施

##### (ウ) 有料老人ホーム

書面審査および実地検査を実施

イ 社会福祉法人および社会福祉施設等の指導監査等の実施状況等

函館市が所轄庁となる社会福祉法人および社会福祉施設に対する指導監査ならびに指定障害福祉サービス事業者等および介護保険サービス事業者等に対する実地指導の実績は、次のとおりとなっています。

(7) 『函館市社会福祉法人および社会福祉施設指導監査実施要綱』に基づく監査の実施状況等

監 査 の 種 類		平成29年度実績																				
		実施件数																				
		法人	施設																			
1. 一般監査(根拠規定:社会福祉法第56条)		26	69																			
(1)「A」格付の法人・施設を対象とする監査(随時および毎年度1回)		0	0																			
(2)「B」格付の法人・施設を対象とする監査(毎年度1回)		4	1																			
(3)「C」格付の法人・施設を対象とする監査(法人:2~3年に1回,施設:2年に1回)		22	68																			
(4)「D」格付の法人を対象とする監査(4年に1回)		0																				
(5)「E」格付の法人を対象とする監査(5年に1回)		0																				
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">「A」格付:</td> <td>毎年度に文書指導し継続して確認および指導が必要と認められた法人等</td> <td rowspan="14"></td> <td rowspan="14"></td> </tr> <tr> <td>財政悪化および再建中の法人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">「B」格付:</td> <td>文書指導を実施し,改善状況報告書を確認した結果,改善が認められた法人等</td> </tr> <tr> <td>特別監査を実施した結果,改善が認められた法人等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">「C」格付:</td> <td>運営について,法令等に照らし,特に大きな問題が認められない法人等</td> </tr> <tr> <td>施設・事業について,施設基準,運営費等に関する大きな問題が認められない法人等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">「D」格付:</td> <td>Cの法人のうち,公認会計士等専門家による財務会計に係る内部統制または事務処理体制の向上に対する支援を受け,支援を踏まえた書類が提出されている法人</td> </tr> <tr> <td>Cの法人のうち,苦情解決へ取り組みが適切に行われ,次の各号のいずれかに該当し,良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断できる法人</td> </tr> <tr> <td>福祉サービス第三者評価事業を受審しその結果の公表を行うなどサービスの質の向上に努めていること</td> </tr> <tr> <td>地域社会に開かれた事業運営が行われていること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">「E」格付:</td> <td>Cの法人のうち,会計監査人を設置し,会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人</td> </tr> <tr> <td>Cの法人のうち,会計監査人を設置していないが,会計監査人による監査に準ずる監査を実施し,会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人</td> </tr> </table>		「A」格付:	毎年度に文書指導し継続して確認および指導が必要と認められた法人等			財政悪化および再建中の法人	「B」格付:	文書指導を実施し,改善状況報告書を確認した結果,改善が認められた法人等	特別監査を実施した結果,改善が認められた法人等	「C」格付:	運営について,法令等に照らし,特に大きな問題が認められない法人等	施設・事業について,施設基準,運営費等に関する大きな問題が認められない法人等	「D」格付:	Cの法人のうち,公認会計士等専門家による財務会計に係る内部統制または事務処理体制の向上に対する支援を受け,支援を踏まえた書類が提出されている法人	Cの法人のうち,苦情解決へ取り組みが適切に行われ,次の各号のいずれかに該当し,良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断できる法人	福祉サービス第三者評価事業を受審しその結果の公表を行うなどサービスの質の向上に努めていること	地域社会に開かれた事業運営が行われていること	「E」格付:	Cの法人のうち,会計監査人を設置し,会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人	Cの法人のうち,会計監査人を設置していないが,会計監査人による監査に準ずる監査を実施し,会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人		
「A」格付:	毎年度に文書指導し継続して確認および指導が必要と認められた法人等																					
	財政悪化および再建中の法人																					
「B」格付:	文書指導を実施し,改善状況報告書を確認した結果,改善が認められた法人等																					
	特別監査を実施した結果,改善が認められた法人等																					
「C」格付:	運営について,法令等に照らし,特に大きな問題が認められない法人等																					
	施設・事業について,施設基準,運営費等に関する大きな問題が認められない法人等																					
「D」格付:	Cの法人のうち,公認会計士等専門家による財務会計に係る内部統制または事務処理体制の向上に対する支援を受け,支援を踏まえた書類が提出されている法人																					
	Cの法人のうち,苦情解決へ取り組みが適切に行われ,次の各号のいずれかに該当し,良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断できる法人																					
	福祉サービス第三者評価事業を受審しその結果の公表を行うなどサービスの質の向上に努めていること																					
	地域社会に開かれた事業運営が行われていること																					
「E」格付:	Cの法人のうち,会計監査人を設置し,会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人																					
	Cの法人のうち,会計監査人を設置していないが,会計監査人による監査に準ずる監査を実施し,会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人																					
2. 特別監査(根拠規定:社会福祉法第56条)		0					0															
合計		26		69																		

平成29年度 指導・処分実績件数				
文書・口頭指導 (根拠規定: 実施要綱第12条)	改善命令 (根拠規定: 社会福祉法第56条)	事業の一部・全部停止 (根拠規定: 社会福祉法第56条)	役員解職命令 (根拠規定: 社会福祉法第56条)	法人の解散命令 (根拠規定: 社会福祉法第56条)
268	0	0	0	0

(イ)『函館市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱』に基づく監査の実施況等

監査の種類	平成29年度実績
	実施件数
1. 集団指導 (根拠規定：障害者総合支援法第48条，第51条の27)	146
2. 実地指導 (根拠規定：障害者総合支援法第48条，第51条の27)	89
(1) 前年度に実地指導を行っていない「指定障害者支援施設設置者」を対象とする実地指導	2
(2) 前年度および前々年度に実地指導を行っていない「指定障害福祉サービス事業者」および「指定相談支援事業者」を対象とする実地指導	86
(3) 前年度に監査対象となった「指定障害福祉サービス事業者」等	1
(4) 前年度に実地指導の結果，文書指導が行われた「指定障害福祉サービス事業者」等のうち，実地指導が必要と認められる「指定障害福祉サービス事業者」等を対象とする実地指導	0
3. 監査 (根拠規定：障害者総合支援法第48条，第51条の27)	3
(1) 通報・苦情・相談等に基づき実施する監査	1
(2) 相談支援事業等へ寄せられる苦情に基づき実施する監査	0
(3) 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者を対象とする監査	0
(4) 実地指導において確認した情報に基づき実施する監査	2
ア. 著しい運営基準違反が確認され，利用者および入所者等の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断に基づき実施する監査	0
イ. 自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され，その内容が著しく不正な請求と認められる事業者を対象とする監査	2
合 計	238

平成29年度 指導・処分実績件数				
文書・口頭指導 (根拠規定： 実施要綱第12条)	勧告 (根拠規定： 障害者総合支援法 第49条，第51条の 28)	命令 (根拠規定： 障害者総合支援法 第49条，第51条の 28)	指定の一部・全部停止 (根拠規定： 障害者総合支援法 第50条，第51条の 29)	指定の取消 (根拠規定： 障害者総合支援法 第50条，第51条の 29)
133	0	0	1	0

(ウ) 『函館市介護保険サービス事業者等指導要綱および監査要綱』に基づく指導および  
監査の実施状況等

監 査 の 種 類		平成29年度実績 実施件数
1. 集団指導 (根拠規定:介護保険法第76条, 第78条の7, 第83条, 第90条, 第100条, 第115条の7, 第115条の17, 第115条の27)		510
2. 実地指導 (根拠規定:介護保険法第76条, 第78条の7, 第83条, 第90条, 第100条, 第115条の7, 第115条の17, 第115条の27)		160
(1) 合同指導		0
(2) 一般指導		160
ア. 毎年度, 国の示す指導重点事項に基づき, 介護保険サービス事業者等を 対象とする一般指導		153
イ. 内部告発ならびに利用者およびその家族などからの情報提供を受けて, 一般 指導が必要と認められる介護保険サービス事業者等を対象とする一般指導		7
ウ. その他, 特に一般指導を要すると認める介護保険サービス事業者等を対象 とする一般指導		0
3. 監査 (根拠規定:介護保険法第76条, 第78条の7, 第83条, 第90条, 第100条, 第115条の7, 第115条の17, 第115条の27)		6
(1) 実地指導において確認した情報に基づき実施する監査		0
ア. 介護給付等対象サービスの内容に不正または著しい不当があったことを 疑うに足りる理由がある事業所等を対象とする監査		0
イ. 介護報酬の請求に不正または著しく不当な行為があったことを疑うに 足りる理由がある事業所等を対象とする監査		0
ウ. 介護保険法に規定されている事業所の設備および運営に関する基準に重大 な違反があると疑うに足りる理由がある事業所等を対象とする監査		0
(2) 実地指導を除く確認情報に基づき実施する監査		6
ア. 通報・苦情・相談等に基づき実施する監査		6
イ. 国民健康保険団体連合会, 地域包括支援センター等へ寄せられる苦情に 基づき実施する監査		0
ウ. 北海道, 他の市町村および連合会からの通報情報に基づき実施する監査		0
エ. 介護保険法に規定されている介護サービス情報の報告の拒否等に関する 情報に基づき実施する監査		0
合 計		676

平成29年度 指導・処分実績件数				
文書・口頭指導 (根拠規定: 要綱第3条)	勸 告 (根拠規定: 介護保険法第76条の 2, 第78条の9, 第83条 の2, 第91条の2, 第103 条, 第115条の8, 第115 条の18, 第115条の28)	命 令 (根拠規定: 介護保険法第76条の 2, 第78条の9, 第83条 の2, 第91条の2, 第103 条, 第115条の8, 第115 条の18, 第115条の28)	指定の一部・全部停止 (根拠規定: 介護保険法第77条, 第78条の10, 第84条, 第92条, 第104, 第115 条の9, 第115条の19, 第115条の29)	指定の取消 (根拠規定: 介護保険法第77条, 第78条の10, 第84条, 第92条, 第104, 第115 条の9, 第115条の19, 第115条の29)
146	4	0	2	0

## その他の社会福祉

### 1 福祉サービス苦情処理制度

事業開始 平成 13 年度

内 容 福祉サービスに係る苦情については、利用者やサービス提供事業者との利害関係等により当事者間での解決が難しい問題もあるため、行政のみの判断だけでなく公正な第三者機関（福祉サービス苦情処理委員 2 名）を設置して解決を図ることにより、市民の権利利益の擁護と福祉サービスの質の向上を図ります。

相談件数

年度	福祉サービスに関するもの			その他(福祉サービス以外)			合計
	苦情件数	相談件数	計	苦情件数	相談件数	計	
27	43	10	53	6	2	8	61
28	28	9	37	5	3	8	45
29	24	6	30	3	5	8	38

平成 30 年度予算額 459 千円

### 2 函館市社会福祉審議会

社会福祉法に基づき、社会福祉に関する事項について調査審議するため設置される審議機関です。本審議会には、専門分野に関して調査審議するため、専門分科会および審査部会が置かれています。

会議の種類	審議事項	29年度開催
函館市社会福祉審議会(全体会議)	社会福祉に関する事項について調査審議	1回
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否に関する事項を調査審議	2回
身体障害者福祉専門分科会	障がい者の福祉に関する事項を調査審議	1回
身体障害者福祉専門分科会審査部会	身体障がい者の障がい程度に関する事項を調査審議	5回
児童福祉専門分科会	児童福祉に関する事項を調査審議	1回

### 3 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって保護指導にあたり、福祉の増進に努めています。委員の改選は、3年ごとに行われ、平成28年12月1日現在、市内に704人が委嘱されており、このうち、60人が主任児童委員に委嘱されました。

- ・方面民生児童委員協議会 市内30地区に設置し、各方面民生委員・児童委員との連絡調整を図ります。(毎月1回開催)
- ・方面民生児童委員協議会 方面民生児童委員協議会の正副会長で組織し、協議会間と正副会長連絡会との連絡調整等を図ります。(毎月1回開催)
- ・函館市民生児童委員連合会 民生委員・児童委員の研修等の事業を行うほか、協議会の運営支援、関係機関等の連絡調整を図ります。

#### (1) 民生委員・児童委員年齢・性別状況 (定数 710人)

(平成30年7月10日現在 単位:人)

区分	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計	平均年齢
男	-	-	11	25	94	110	240	67.3歳
女	-	-	12	68	224	159	463	65.9歳
計	-	-	23	93	318	269	703	66.4歳

#### (2) 在職期間別民生委員・児童委員数

(平成30年7月10日現在 単位:人)

区分	新任 在職期間なし	再任						計	在再 職任 期間 者の 平均
		3 年 未 満	3 6 年 以 上 未 満	6 1 年 0 以 上 未 満	1 2 年 0 以 上 未 満	2 3 年 0 以 上 未 満	3 年 以 上		
男	55	5	43	53	76	7	1	240	9年9月
女	83	9	75	83	182	28	3	463	11年2月
計	138	14	118	136	258	35	4	703	10年9月

(3) 民生委員・児童委員の活動状況（平成 29 年度）

（単位：件）

項目	件数
在宅福祉	3,789
介護保険	286
健康・保健医療	639
子育て・母子保健	231
子どもの地域生活	1,749
子どもの教育・学校生活	1,229
生活費	291
年金・保険	79
仕事	72
家族関係	363
住居	268
生活環境	567
日常的な支援	2,818
その他	3,981
計	16,362

項目	件数
訪問回数	82,389
連絡調整回数	44,637
活動日数	83,748

項目	件数	
分野別 支援 件数 相談・	高齢者に関すること	9,706
	障がい者に関すること	417
	子どもに関すること	3,321
	その他	2,918
計	16,362	

項目	件数	
その他の 活動 件数	調査・実態把握	9,339
	行事・事業・会議への参加 協	14,274
	地域福祉活動・自主活動	16,776
	民児協運営・研修	19,374
	証明事務	796
	要保護児童の発見の通 告・仲介	20

4 ふらっとDaimon

事業開始 平成 28 年 10 月 15 日

内 容 高齢者などの交流や憩いの場を提供するとともに、福祉ボランティア活動を支援するスペースを提供するほか、福祉ショップや高齢者への生涯学習の場を展開することで、誰もが気軽に訪れることができ、居心地の良い空間を提供することにより、地域福祉を推進し、併せて中心市街地の賑わいの創出を図ります。

利用者数

年度	一般 利用	会議室	各種 講座	多目的 フロア	高齢者 大学	その他	合計
28	11,328	538	1,399	1,021	2,152	6	16,444
29	33,769	877	7,421	2,003	6,776	41	50,887

平成 30 年度予算額 23,957 千円（保健福祉部 20,324 千円，教育委員会 3,633 千円）

## 5 函館市社会福祉協議会

所在地 函館市若松町 33 番 6 号

法人の認可 昭和 42 年 1 月 24 日

機関・組織 ア 執行機関 理事会（正副会長を含む理事 17 名をもって構成し、会長のみが代表権を有する。）

イ 決議機関 評議員会（評議員選任・解任委員会の決議により選任された評議員 20 名をもって構成する。）

ウ 監査機関 監事 3 名

エ 事務局 常務理事以下専任職員 89 名（パート除く）  
（平成 30 年 3 月 31 日現在）

実施事業 ア 社会福祉を目的とする事業

- (ア) 社会福祉を目的とする事業の企画および実施
- (イ) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (ウ) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成
- (エ) (ア)から(ウ)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (オ) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (カ) 共同募金事業への協力
- (キ) 在宅福祉ふれあいに関する事業の実施
- (ク) 社会福祉総合相談センターの運営
- (ケ) ボランティア活動の振興
- (コ) 高齢者能力開発情報センターの運営
- (サ) 福祉人材バンクの業務の実施
- (シ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ス) 障害福祉サービス事業の経営
- (セ) 移動支援事業の経営
- (ソ) 居宅介護支援事業の経営
- (タ) 訪問入浴介護事業の経営
- (チ) 老人デイサービス事業の経営
- (ツ) 福祉サービス利用援助事業
- (テ) 生活福祉資金貸付事業
- (ト) 応急生活資金貸付事業
- (ナ) その他この法人の目的達成のため必要な事業



イ 公益を目的とする事業

- (ア) 函館市ファミリー・サポート・センター事業
- (イ) 根崎生活館の受託運営
- (ウ) 地域包括支援センター(函館市地域包括支援センター社協)の受託運営
- (エ) 函館市総合福祉センターの受託運営
- (オ) 権利擁護事業の運営
- (カ) 特定施設入居者生活介護事業の経営
- (キ) 地域支援事業の運営

ウ 収益を目的とする事業

- (ア) 自動販売機の設置経営

固定資産

218,727,281 円 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

<主な内容>

- (ア) 基本財産 7,500,000 円
- (イ) その他固定資産 211,227,281 円

## 平成30年度収支予算書

(単位：千円)

社会福祉事業会計			
収入		支出	
科目	金額	科目	金額
会費収入	10,245	人件費支出	184,543
寄附金収入	3,750	事業費支出	17,441
経常経費補助金収入	124,731	事務費支出	52,634
受託金収入	50,543	貸付事業支出	2,000
貸付事業収入	2,000	共同募金配分金事業	11,245
事業収入等	1,334	助成金	35,454
介護保険事業収入	82,494	負担金等	5,004
障害福祉サービス等事業収入	17,503	長期運営資金借入金元金償還支出	2,000
長期運営資金借入金収入	2,000	その他の活動による支出	5,745
事業区分間繰入金収入	25,466	予備費	4,000
計	320,066	計	320,066

公益事業会計			
収入		支出	
科目	金額	科目	金額
経常経費補助金収入	28,652	人件費支出	185,830
受託金収入	276,661	事業費・事務費支出	182,608
介護保険事業収入	90,441	事業区分間繰入金支出	24,895
その他収入	4	その他支出	2,425
計	395,758	計	395,758

収益事業会計			
収入		支出	
科目	金額	科目	金額
事業収入	846	人件費支出	128
		事業費・事務費支出	147
		事業区分間繰入金支出	571
計	846	計	846

合計	716,670	計	716,670
----	---------	---	---------

## 応急生活資金貸付状況ならびに償還状況

区分		27年度		28年度		29年度	
		件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
一般 応急生活資金	貸付	9	413	9	428	3	105
	償還	延 429	2,185	延 332	1,481	延 269	985
季節労働者 応急生活資金	貸付	-	-	-	-	-	-
	償還	延 20	129	延 14	145	延 5	25

## 6 福祉に関する助成制度

### (1) 福祉のまちづくり施設整備費補助金

事業開始 平成 15 年度

内 容 すべての市民が、地域で、ともに支え合いながら、安心して暮らし、自らの意思で自由に行動し、広く社会活動に参加できる地域社会を実現するためのあらゆる環境整備に取り組むため、平成 14 年 7 月 1 日に「函館市福祉のまちづくり条例」を施行しました。この条例では、行政、事業者、市民がそれぞれの役割を果たしながら、よりきめ細かな福祉サービスの推進に努めることを定めているほか、高齢者や障がい者、子どもなどの利用にも配慮した施設の整備にも取り組むこととしており、店舗や旅館など、不特定多数の利用する既存建築物の出入口、通路などについて段差解消などのバリアフリーを行う場合には、補助要綱に定める基準に基づき、工事費用の一部を補助します。

平成 30 年度予算額 1,000 千円

### (2) 社会福祉施設整備基金

事業開始 昭和 50 年度

内 容 社会福祉施設の整備・充実のため、市民から寄せられた寄附金を基金に積み立てし、その基金の運用益を財源の一部として、社会福祉法人が設置経営する市内の社会福祉施設の整備等資金の一部として補助します。

基金の額 174,955,754 円（平成 30 年 3 月末現在）

補助対象 建物（維持補修等）および設備整備費（総額 1 施設につき 150 万円以内）

補助率 補助対象経費の 2 分の 1 以内

補助金の  
交付状況

年度	申請法人	申請施設	申請額	交付法人	交付施設	交付額
27	8	9	6,021	8	9	5,982
28	6	7	4,459	6	7	4,432
29	8	10	5,990	7	9	5,214

平成 30 年度予算額 6,500 千円

### (3) 社会福祉法人の助成に関する条例に基づく補助金

#### ア 施設整備費補助

事業開始 平成 17 年度

内 容 社会福祉法人の助成に関する条例に基づき、社会福祉施設の施設整備に要する工事費等の一部を補助します。

補助金の 交付状況	区 分	法 人 数 (法人)	施 設 数 (施設)	補 助 金 額 (千円)
	27	2	2	34,290
	28	4	5	4,406
	29	4	7	550,022

平成 30 年度予算額 3,050 千円

費用の負担 補助の内容により、補助金額の 2 分の 1 の国庫補助等があります。

#### イ 債務負担行為による補助

事業開始 平成 7 年度 (社会福祉施設整備補助金は昭和 43 年度開始、民間保育所建設費補助金は昭和 50 年度開始)

内 容 社会福祉法人の助成に関する条例に基づき、福祉医療機構から資金を借入れして、社会福祉施設の整備事業 (新設、老朽改築、増改築等) を行う場合に、借入金の元金の償還金の一部を補助します。

なお、平成 27 年度以降は、新たな制度の適用は行わないこととしました。

補助金の 交付状況	区 分	法 人 数 (法人)	施 設 数 (施設)	補 助 金 額 (千円)
	27	21	30	117,581
	28	21	30	107,177
	29	22	28	88,096

平成 30 年度予算額 81,511 千円

費用の負担 全額市費負担

## 7 中国帰国者等生活支援事業

開始年度 平成 20 年度

内 容 一定の要件に該当する中国残留邦人等の方々に、世帯の収入が一定の給付金基準に満たない方に対し、生活支援給付等を実施します。

給付の種類 ① 生活支援……衣食その他の日常生活や移送に必要な費用  
② 住宅支援……家賃，家屋の補修，その他住宅の維持のために必要な費用  
③ 医療支援……病気の治療に必要な費用  
④ 介護支援……要介護者，要支援者の介護のために必要な費用  
⑤ その他……生業支援，葬祭支援など

給付状況 4 世帯 5 人（平成 30 年 4 月 1 日現在）

平成 30 年度予算額 11,559 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 の国庫負担があります。

## 8 生活困窮者自立支援対策事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 市内在住の生活保護を受給している方以外で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、自立に向けた相談支援を行うとともに、離職などにより住居を失った方，または失うおそれの高い方に就職に向けた活動をすることなどを条件に，一定期間，家賃相当額（上限があります）を支給します。

給付状況 2 世帯（平成 30 年 4 月 1 日現在）

※家賃相当額の支援に関しては，平成 26 年度からの継続分

平成 30 年度予算額 14,954 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 の国庫負担があります。

## 9 旧軍人軍属等援護

### (1) 遺族援護法による諸請求等取扱件数

旧軍人、軍属で戦死または戦病死した遺族に対し、国家補償に基づく年金等の支給を行います。

(単位：件)

区分	27	28	29
特別弔慰金請求	763	162	304
特別給付金請求	2	9	2
弔慰金請求	-	-	-
年金関係請求	-	-	-

### (2) 戦傷病者特別援護法による諸請求取扱件数

旧軍人、軍属で戦争公務による戦傷病者に補装具療養給付等の援護を行います。

(単位：件)

区分	27	28	29
乗車券引換証	5	5	4
補装具交付修理	-	-	-
手帳交付	-	-	-
異動届等	-	-	-

### (3) 旧軍人、軍属等恩給請求取扱件数

旧軍人、軍属等公務員に対して恩給該当年限に達している者に恩給等の支給を行います。

(単位：件)

区分	27	28	29
普通恩給	-	-	-
普通扶助料	-	-	-
普通恩給改定請求	-	-	-
傷病恩給	-	-	-
一時恩給	-	-	-
一時扶助料	-	-	-
一時金	-	-	-
公務扶助料	-	-	-
扶助料改定請求	-	-	-

### (4) 障害者等外出支援事業（戦傷病者）

開始年度 平成 24 年度（平成 30 年度より I C カード化）

内 容 戦傷病者の公共交通機関の乗車料金を負担することにより、施設等への通所など外出を支援し、社会活動の促進を図ります。

対 象 者 戦傷病者手帳を有する者

助成内容 年間 72,000 円を上限として「スターイカすニモカ」を使って支払った市電・函館バスの乗車料金を全額ポイントとして還元

平成 30 年度予算額 108 千円

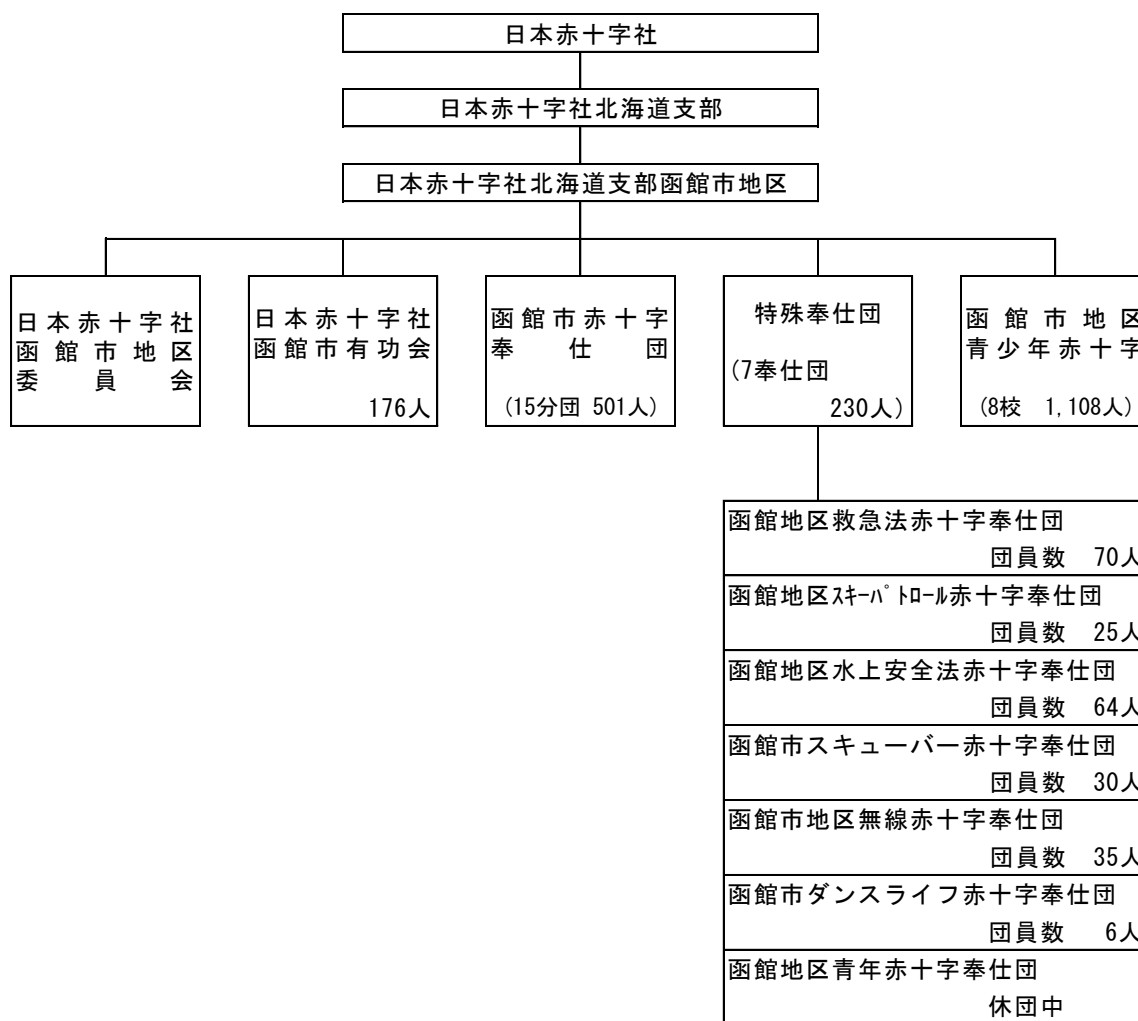
費用の負担 全額市費負担

## 10 日本赤十字社北海道支部函館市地区

日本赤十字社法に基づく事業を行い、函館市地区では主に赤十字社員・社資募集、被災者への救援物資の配付、赤十字安全法講習の開催（水上安全法、救急法）等の事業を実施しています。

### 日本赤十字社北海道支部函館市地区の概要および機構

平成30年4月1日現在



日本赤十字社函館市地区社資収納状況 (単位：円)

区分	函館市地区目標額	函館市地区実績額
27	25,636,000	16,387,490
28	25,636,000	17,042,686
29	25,636,000	15,946,030

日本赤十字社函館市地区救援物資支給状況 (単位：件)

区分	火災等支給世帯数	毛布	日用品セット
27	6	7	8
28	12	64	18
29	10	25	10

## 11 その他の施設

### (1) 火葬場

#### 施設の概要

	函館市斎場	函館市戸井斎場	函館市楳法華斎場	函館市南茅部斎場
所在地	船見町27番1号	館町169番地1	絵紙山町27番地2	尾札部町2457番地1
敷地面積	9,748.34㎡	2,391.34㎡	1,855.05㎡	4,967.77㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建	鉄骨造 平屋建	鉄骨造 平屋建	鉄筋コンクリート造 2階建
床面積	2,369.37㎡	258.34㎡	198.00㎡	411.21㎡
開設	平成4年2月1日	平成11年4月1日	平成13年12月21日	平成元年12月5日

使用料 (単位：円)		年度別火葬件数 (単位：件)					
区分	使用料	区分	12歳以上	12歳未満	死産児	その他	計
12歳以上の死体	14,000	25	3,585	5	81	2,428	6,099
12歳未満の死体	8,500	26	3,620	9	85	2,304	6,018
死産児	4,000	27	3,694	3	78	2,264	6,039
上肢、下肢等身体の一部	2,500	28	3,587	8	81	2,049	5,725
胞衣産わい物(1個につき)	1,000	29	3,700	2	66	1,946	5,714

※ 死亡した方および死産児を出産した方等が市民外の方であった場合の使用料は2倍(胞衣産わい物を除く)。

### (2) 慰霊堂

施設の目的 昭和9年3月21日に発生し、函館市の3分の1を焦土と化した函館大火の殉難者を弔慰するために、全国からの義援金をもとに建立した施設で、毎年3月21日には慰霊祭を行っているほか、高齢者等を中心とした健康・体力づくりの場として開放し、福祉の増進を図ります。

所在地 函館市大森町33番33号

建物面積 633.04㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

開設 昭和9年9月21日(慰霊堂) 昭和36年5月(ホール部分増築)

### (3) 函館市総合福祉センター(あいよる21)

施設の目的 障がい者や高齢者などの社会参加や交流の場として、また各種の相談、研修、機能訓練などの事業を行う地域福祉推進のための複合的機能を有する施設です。

所在地 函館市若松町33番6号

敷地面積 4,337.00㎡

建物面積 8,662.81㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階建

開設 平成6年4月1日



[函館市総合福祉センター]主な施設・事業の内容

	施設の内容	主な事業	主な設備
1階	障害者福祉センター	相談事業, 在宅障害者デイサービス事業, 視聴覚障害者ライブラリー, 知的障害者青年教室, リハビリ教室, 健常者とのふれあい交流事業, 家庭での入浴が困難な方への特殊浴槽を利用した入浴サービス事業	相談室, 機能回復訓練室, 作業室, 日常生活訓練室, 視聴覚障害者ライブラリー, 機能回復訓練用プール, 録音スタジオ, 研修室, 点字図書室, 集会室
2階	老人福祉センター	健康相談, 趣味・教養教室の開催, サークル活動, 各種講座, 講演会, 児童とのふれあい交流事業, 老人福祉センター合同行事	健康相談室, 教養娯楽室, 集会室, 技能訓練室
	介護相談センター	寝たきりの老人等を抱える家族に対する介護の総合相談	相談室, 保健室, 介護浴室, 休養室, 介護用品展示コーナー
	函館市成年後見センター	認知症高齢者や知的障がい, 精神障害などで判断能力が十分でない方のための成年後見制度に関する相談窓口	相談室
3階	母子・父子福祉センター	相談事業, 各種福祉資金の貸付および援助, 技能習得事業, 趣味・教養教室の開催	相談室, 技能習得室, 教養娯楽室, 保育室
	福祉情報センター	福祉制度・施策, 民生委員, ボランティア, 福祉施設などに関する情報の収集および提供, 福祉関係図書の閲覧	
	ボランティアセンター	ボランティア活動の資料収集, 提供, 相談, 派遣調整などの事業	
4階	児童センター	低学年向けスポーツ教室, 工作教室, 親子料理教室, スポーツ教室, 高学年向けコンピューター教室	遊戯室, 図書室, ビデオ図書室, 音楽スタジオ, コンピュータープレイルーム, 集会室
	おもちゃライブラリー	障がい児を対象に, 遊びを通じてその発達を促すための事業	おもちゃライブラリー
5階	多目的ホール	各種催しやスポーツに利用	ホール, 更衣室, シャワー室

開館時間

施設の内容	開館時間	休館日
障害者福祉センター 母子・父子福祉センター 多目的ホール 会議室	午前9時から午後9時まで	・毎週月曜日(月曜日が祝日に当たるときは, その翌日) ・年末年始(12/29~1/3)
老人福祉センター 介護相談センター 函館市成年後見センター 福祉情報センター	午前9時から午後5時まで	※プールは第2・第4を除く金曜日も休館 ※福祉情報センターは祝日も休館
児童センター	午前9時から午後6時まで(4月から9月) 午前9時から午後5時まで(10月から3月)	※介護相談センターおよび障害者福祉センター[入浴サービス]は, 日曜日, 祝日も休館
プール (障害者福祉センター)	午前10時から午後8時まで	

#### (4) 谷地頭いきいき交流センター

施設の目的 老人福祉施設の「谷地頭老人福祉センター」の移転改築に併せて、新たに「デイサービスセンター谷地頭」を併設し、2つの施設を複合施設として整備し、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、日常生活の支援、心身機能の維持向上を図るとともに、介護者に対して、総合的な相談に応じ、各種の保健・福祉サービスの連絡調整等を行うことにより、市民福祉の向上を図ります。

所在地 函館市谷地頭町13番18号

敷地面積 1,328.57 m<sup>2</sup>

建物面積 1階 766.85 m<sup>2</sup> 2階 503.53 m<sup>2</sup> 計 1,270.38 m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造 2階建

開設 平成11年8月1日

#### (5) 桔梗福祉交流センター

施設の目的 児童福祉施設の「桔梗児童館」と、高齢者等の活動の場である「桔梗福祉の家」、「桔梗配本所」の複合施設として整備し、児童、高齢者等の健康の増進、教養の向上を図るとともに、地域における交流の場を提供し、市民福祉の向上を図ります。

所在地 函館市桔梗4丁目1番18号

敷地面積 1,809.04 m<sup>2</sup>

建物面積 598.08 m<sup>2</sup>

構造 鉄骨造 平屋建

開設 平成17年4月1日

#### (6) 恵山福祉センター

施設の目的 高齢者に健康の増進、交流等の場を提供することにより、高齢者の福祉の増進を図ります。

所在地 函館市柏野町117番地209

敷地面積 8,320.76 m<sup>2</sup>

建物面積 512.35 m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造 平屋建

開設 昭和55年3月15日

市内の社会福祉施設等の現状

(平成30年7月1日現在)

区分	施設区分			施設数	定員	設置主体別				経営主体別				
	入所	通所	利用			施設種別	公立		民立		公営		民営	
							施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
障害者支援施設等	○			指定障害者支援施設	6	348	1	70	5	278	1	70	5	278
		○		指定自立訓練事業所(機能)	1	10	1	10			1	10		
		○		指定自立訓練事業所(生活)	5	44	1	6	4	38	1	6	4	38
		○		指定就労移行支援事業所	7	135	1	60	6	75	1	60	6	75
		○		指定就労継続支援事業所(A)	6	155			6	155			6	155
		○		指定就労継続支援事業所(B)	29	646	1	30	28	616	1	30	28	616
		○		指定生活介護事業所	16	626	2	40	14	586	2	40	14	586
	○			指定短期入所事業所	10	22			10	22			10	22
	○			指定共同生活援助事業所	35	252			35	252			35	252
			○	指定一般相談支援事業所	4				4				4	
			○	指定特定相談支援事業所	10		1		9		1		9	
			○	指定障害児相談支援事業所	9		1		8		1		8	
			○	身体障害者福祉センター	1		1						1	
			○	地域活動支援センター	6		1		5				6	
		○		指定児童発達支援事業所	12	150	1	20	11	130	1	20	11	130
		○		指定医療型児童発達支援事業所	1	20	1	20			1	20		
	○		指定放課後等デイサービス事業所	36	370			36	370			36	370	
		○	保育所等訪問支援事業所	2		1		1		1		1		
介護・老人福祉施設等	○			介護老人福祉施設	19	1,351			19	1,351			19	1,351
	○			介護老人保健施設	8	896			8	896			8	896
	○			介護療養型医療施設	5	234			5	234			5	234
	○			介護医療院	2	188			2	188			2	188
	○			短期入所施設	41	563			41	563			41	563
	○			特定施設入居者生活介護	14	892			14	892			14	892
	○	○		小規模多機能型居宅介護	21	526			21	526			21	526
	○			認知症対応型共同生活介護	48	880			48	880			48	880
	○			地域密着型特定施設入居者生活介護	15	435			15	435			15	435
	○			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	136			5	136			5	136
	○	○		看護小規模多機能型居宅介護	4	108			4	108			4	108
	○			養護老人ホーム	2(2)	270(270)			2(2)	270(270)			2(2)	270(270)
	○			特別養護老人ホーム	24	1,487			24	1,487			24	1,487
	○			老人短期入所施設	31	520			31	520			31	520
		○		老人デイサービスセンター	103				103				103	
	○			生活支援ハウス	3	38	1	17	2	21			3	38
○			軽費老人ホーム	5(1)	205( 80)			5(1)	205( 80)			5(1)	205( 80)	
○			有料老人ホーム	76(26)	2,465(977)			76(26)	2,465(977)			76(26)	2,465(977)	
		○	老人福祉センター	4		4						4		
保護施設	○			救護施設	3	320			3	320			3	320
			○	医療保護施設	1	480			1	480			1	480
その他の社会福祉施設			○	無料低額診療施設	4	1,295			4	1,295			4	1,295
			○	総合福祉センター	1		1					1		
		○		地域療育センター	1				1				1	
			○	福祉の家	1		1				1			
			○	福祉センター	1		1				1			
		○	地域包括支援センター	10				10				10		

※( )内の数字は、(地域密着型)特定施設入居者生活介護

社会福祉施設等一覧

社福)…社会福祉法人  
 医社)…医療法人社団  
 社医)…社会医療法人  
 財)…財団法人  
 学)…学校法人  
 独)…独立行政法人  
 NPO)…特定非営利活動法人

1 障害者支援施設等

(1) 指定障害者支援施設(入所)

(平成30年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
函館視力障害センター	(〒042-0932) 湯川町1-35-20	59-2751	国	国	70	H18.10.1
よつば学園	(〒041-0834) 東山町118-194	54-8916	社福)育栄会	社福)育栄会	70	H19.7.13
函館青年寮	(〒041-0802) 石川町42-2	47-0124	社福)侑愛会	社福)侑愛会	40	H24.4.1
侑ハウス	(〒041-0824) 西桔梗町783-15	48-0270	社福)侑愛会	社福)侑愛会	40	H24.4.1
函館リハビリセンター	(〒041-0802) 石川町191-6	46-1129	社福)函館仁愛会	社福)函館仁愛会	88	H24.4.1
希望ヶ丘学園	(〒041-0262) 古川町441-3	58-3776	社福)函館緑風会	社福)函館緑風会	40	H25.4.1

(2) 指定自立訓練事業所(機能訓練)

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
函館視力障害センター	(〒042-0932) 湯川町1-35-20	59-2751	国	国	10	H18.10.1

(3) 指定自立訓練事業所(生活訓練)

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
多機能型事業所 ワークセンター一条	(〒042-0914) 上湯川町362-66	50-4730	社福)函館一条	社福)函館一条	6	H19.4.1
多機能型事業所 ワークス一条	(〒040-0084) 大川町4-26	43-8313	社福)函館一条	社福)函館一条	6	H19.4.1
美原・虹と夢 ※休止中	(〒041-0806) 美原2-4-15	87-0844	NPO) 工房・虹と夢	NPO) 工房・虹と夢	6	H23.4.1
ほこたて療育・自立 支援センター ライ フあおば	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	36-0500	市	市	6	H24.3.30
トータスホーム	(〒042-0903) 東畑町141-13	58-1982	社福)函館恭北会	社福)函館恭北会	20	H24.4.1

(4) 指定就労移行支援事業所

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
函館視力障害センター	(〒042-0932) 湯川町1-35-20	59-2751	国	国	60	H18.10.1
自立支援センター 翔栄 ※休止中	(〒040-0014) 中島町34-7	30-2255	NPO)自立支援 センター翔栄	NPO)自立支援 センター翔栄	6	H18.12.14
多機能型事業所 ワークス一条	(〒040-0084) 大川町4-26	43-8313	社福)函館一条	社福)函館一条	9	H19.4.1
シゴトマップ	(〒041-0836) 山の手3-34-17	83-6950	NPO)シゴト シンク北海道	NPO)シゴト シンク北海道	10	H25.12.1
Ponte	(〒040-0011) 本町29-29	30-3366	NPO)自立相互 扶助ネットワーク	NPO)自立相互 扶助ネットワーク	20	H27.9.1
多機能型事業所 asurara<あすらら>	(〒040-0033) 千歳町22-6	83-8373	理想福祉(株)	理想福祉(株)	10	H28.10.1
ジョブプラス	(〒042-0941) 深堀町1-7	83-8018	合同会社ジョブ サポート	合同会社ジョブ サポート	20	H28.12.20

## (5) 指定就労継続支援事業所(A型)

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指 定 年月日
軽食喫茶 ピュア	(〒040-0001) 五稜郭町37-8	35-6150	NPO)	NPO)	10	H19.2.1
軽食喫茶 らあ〜ふ	(〒041-8680) 港町1-10-1	40-6151	軽食喫茶ピュア	軽食喫茶ピュア	10	H23.4.1
サフィーナ函館 ※休止中	(〒041-0811) 富岡町1-42-5	84-6559	NPO)	NPO)	20	H27.4.1
サフィーナ函館			サフィーナ函館	サフィーナ函館		
松陰プラザ	(〒040-0003) 松陰町1-35	30-2323	社福)函館恵愛会	社福)函館恵愛会	30	H27.4.1
ワークスペース スファイン	(〒041-0806) 美原2-6-19	76-4686	(株)キープライズ	(株)キープライズ	20	H28.10.1
クレドホテル 函館	(〒042-0941) 深堀町22-42	54-7878	社福)函館恵愛会	社福)函館恵愛会	65	H29.11.1

## (6) 指定就労継続支援事業所(B型)

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指 定 年月日
はこだて療育・自立支 援センター ワークあおば	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	36-0500	市	市	30	H18.10.1
自立支援 センター翔栄	(〒040-0014) 中島町34-7	30-2255	NPO)自立支援 センター翔栄	NPO)自立支援 センター翔栄	25	H18.12.14
工房・虹と夢	(〒040-0022) 日乃出町24-5	32-7348	NPO)	NPO)	22	H19.4.1
工房・虹と夢			工房・虹と夢	工房・虹と夢		
多機能型事業所 ワークセンター一条	(〒042-0916) 旭岡町19-29	50-3777			40	H19.4.1
ふらっとCafé by Cog	(〒040-0063) 若松町17-12棒二 森屋アネックス6階	090 -5227 -5428	社福)函館一条	社福)函館一条	10	H24.5.14
多機能型事業所 ワークス一条	(〒040-0084) 大川町4-26	43-8313			25	H19.4.1
地域サービス センターはこだて	(〒040-0014) 中島町25-18	51-0026	NPO)日本障害者・ 高齢者生活支援機構	NPO)日本障害者・ 高齢者生活支援機構	40	H21.10.29
多機能型障がい者 福祉サービスふれあい	(〒040-0025) 堀川町21-4	32-9980	NPO)ふれあい	NPO)ふれあい	10	H22.3.26
ひまわり 函館B-1	(〒040-0013) 千代台町12-20	32-2727			20	H22.5.28
ひまわり 函館B-2	(〒041-0851) 本通1-42-22	83-7474	NPO)ひまわり	NPO)ひまわり	20	H24.4.1
コロポックル はこだて	(〒040-0043) 宝来町23-10	22-6188	NPO)脳外傷友の会 コロポックル道南支部	NPO)脳外傷友の会 コロポックル道南支部	20	H23.9.21
ラビットファーム	(〒042-0903) 東畑町141-13	58-1981	社福)函館恭北会	社福)函館恭北会	20	H24.4.1
ワークショップ はこだて	(〒041-0802) 石川町41-4	46-6601	社福)侑愛会	社福)侑愛会	10	H24.4.1
かいせい東川	(〒040-0042) 東川町1-11	22-8775			40	H24.7.1
さぼっと	(〒040-0078) 北浜町5-23	41-7776	社福)かいせい	社福)かいせい	24	H25.4.1
第2海星	(〒040-0071) 追分町5-23-1	41-8833			10	H18.10.1
ジョブサポート ひびき	(〒040-0014) 中島町5-4	76-4090	NPO)つむぎ	NPO)つむぎ	20	H24.9.1
しまりすBS 函館駅前	(〒040-0063) 若松町19-6	23-8210	NPO)しまりす	NPO)しまりす	35	H24.10.18
あいりす	(〒042-0932) 湯川町2-5-15	36-5558	(株)エム・ クリエイティブ	(株)エム・ クリエイティブ	20	H25.4.1
しまりす BS新川	(〒040-0032) 新川町12-11	83-1338	NPO)しまりす	NPO)しまりす	40	H27.10.1
アンシャンテ ルール	(〒040-0072) 亀田町17-22	45-1287	NPO)セラピア	NPO)セラピア	20	H27.10.1
千蛩社	(〒041-0806) 美原1-29-20	45-2040	NPO)千蛩社	NPO)千蛩社	20	H28.4.1
夕陽が丘	(〒041-0852) 鍛冶2-40-14	54-8889	NPO)地域活動支 援センター夕陽が丘	NPO)地域活動支 援センター夕陽が丘	20	H28.4.1

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指 定 年月日
ジョブハウス 勇氣	(〒040-0032) 新川町27-7	84-6910	ユマ・ピアポート (株)	ユマ・ピアポート (株)	20	H27.11.1
チョコはこだて	(〒041-0835) 東山3-1-17	84-5363	(有)大裕	(有)大裕	20	H27.11.1
しまりすBS 五稜郭	(〒040-0001) 五稜郭町30-21	54-8558	NPO)しまりす	NPO)しまりす	20	H29.1.1
チョコゆのはま	(〒042-0933) 湯浜町7-8	84-5388	(有)大裕	(有)大裕	20	H30.2.1
軽食喫茶 たんぽぽ	(〒040-0063) 若松町33-6	27-9711	NPO)函館手をつなぐ親の会	NPO)函館手をつなぐ親の会	15	H30.2.1
多機能型事業所 asurara<あすらら>	(〒040-0033) 千歳町22-6	83-8373	理想福祉(株)	理想福祉(株)	10	H30.3.1

(7) 指定生活介護事業所

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指 定 年月日
はこだて療育・自立 支援センター あおやぎ	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	36-0500	市	市	20	H18.10.1
はこだて療育・自立 支援センター ともえ	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	36-0500			20	H18.10.1
よつば学園	(〒041-0834) 東山町118-194	54-8916	社福)育栄会	社福)育栄会	85	H19.7.13
多機能型事業所 ワークセンター一条	(〒042-0916) 旭岡町19-29	50-3777	社福)函館一条	社福)函館一条	34	H21.4.1
第3海星・ ふっと	(〒040-0078) 北浜町5-23	41-4400	社福)かいせい	社福)かいせい	46	H22.3.26
多機能型障がい者 福祉サービスふれあい	(〒040-0025) 堀川町21-4	32-9980	NPO)ふれあい	NPO)ふれあい	10	H22.3.26
函館リハビリ センター	(〒041-0802) 石川町191-6	46-1129	社福)函館仁愛会	社福)函館仁愛会	131	H24.4.1
函館青年寮	(〒041-0802) 石川町42-2	47-0124	社福)侑愛会	社福)侑愛会	40	H24.4.1
函館青年寮 通所部	(〒041-0802) 石川町41-2	47-3128			20	H24.4.1
侑ハウス	(〒041-0824) 西桔梗町783-15	48-0270			40	H24.4.1
ワークショップ はこだて	(〒041-0802) 石川町41-4	46-6601			40	H24.4.1
希望ヶ丘学園	(〒041-0262) 古川町441-3	58-3776	社福)函館緑風会	社福)函館緑風会	60	H25.4.1
生活介護しずく	(〒040-0025) 堀川町30-11	76-8782	合同会社しずく	合同会社しずく	20	H27.8.1
多機能型事業 所ふれおプラス	(〒041-0806) 美原1-29-16	83-6680	NPO)みんなのさ ぼーたーわっとな	NPO)みんなのさ ぼーたーわっとな	20	H28.5.1
Lifeみなと	(〒041-0821) 港町2-7-1	62-5100	NPO)日本障害者・ 高齢者生活支援機構	NPO)日本障害者・ 高齢者生活支援機構	20	H29.7.1
LIFEなかじま	(〒040-0014) 中島町25-18	51-0026	NPO)日本障害者・ 高齢者生活支援機構	NPO)日本障害者・ 高齢者生活支援機構	20	H29.10.1

(8) 指定短期入所事業所

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指 定 年月日
函館リハビリ センター	(〒041-0802) 石川町191-6	46-1129	社福)函館仁愛会	社福)函館仁愛会	4	H18.10.1
函館青年寮	(〒041-0802) 石川町42-2	47-0124	社福)侑愛会	社福)侑愛会	2	H18.10.1
侑ハウス	(〒041-0824) 西桔梗町783-15	48-0270			2	H18.10.1
よつば学園	(〒041-0834) 東山町118-194	54-8916	社福)育栄会	社福)育栄会	2	H18.10.1
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福)函館鴻寿会	社福)函館鴻寿会	6	H18.10.1
トーストホーム	(〒042-0903) 東畑町141-13	58-1982	社福)函館恭北会	社福)函館恭北会	2	H18.10.1

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指 定 年月日
共愛会病院 短期入所	(〒040-8577) 中島町7-21	51-2111	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	空床型	H24.3.29
希望ヶ丘学園	(〒041-0262) 古川町441-3	58-3776	社福)函館緑風会	社福)函館緑風会	4	H25.4.1
グループホーム 時任ピアハウス	(〒040-0012) 時任町6-14	51-6688	社福)七和会	社福)七和会	空床型	H27.11.1
グループホーム 一条	(〒042-0914) 上湯川町65-8	57-1891	社福)函館一条	社福)函館一条	空床型	H28.7.1

(9) 指定共同生活援助事業所

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指 定 年月日
グループホーム ゆのかわ	(〒042-0932) 湯川町2-27-16	59-4466	社福)函館一条	社福)函館一条	4	H18.10.1
よつば陣川荘	(〒041-0833) 陣川町85-64	53-0811	社福)育栄会	社福)育栄会	4	H18.10.1
さかえ	(〒041-0833) 陣川町98-168	54-1222			6	H19.3.7
グループホーム えのぐぼこ	(〒041-0851) 本通2-53-24	51-1620	NPO)サポートセンター えのぐぼこ	NPO)サポートセンター えのぐぼこ	4	H18.10.1
グループホーム ゆのかわ	(〒042-0932) 湯川町2-24-8	59-6222	社福)函館博栄会	社福)函館博栄会	16	H18.10.1
あかね荘	(〒041-0801) 桔梗417-9	47-6409	社福)侑愛会	社福)侑愛会	4	H18.10.1
さくら荘	(〒041-0808) 桔梗3-33-2	47-4704			6	H18.10.1
ひいらぎ荘	(〒041-0801) 桔梗町435-242	46-1575			5	H18.10.1
やまぶき荘	(〒041-0808) 桔梗町1-4-1	46-8423			5	H18.10.1
すみれ荘	(〒041-0808) 桔梗4-29-26	47-7577			4	H18.10.1
くぬぎ荘	(〒041-0808) 桔梗2-25-1	47-3354			4	H18.10.1
ともえ荘	(〒041-0821) 港町1-25-10	45-6645			5	H18.10.1
グループホーム わふと	(〒040-0071) 追分町5-16-3	43-2727			社福)かいせい	社福)かいせい
ケアホーム あみかる	(〒040-0078) 北浜町5-24	42-0075	7	H21.4.1		
ケアホーム あみかる・2	(〒040-0071) 追分町5-23-2	40-8989	7	H23.2.25		
ケアホーム あみかる・3	(〒040-0071) 追分町5-23-3	45-5588	6	H24.12.1		
グループホーム ゆうあい	(〒041-0252) 釜谷町19-1	82-2632	NPO)障害者・高齢者 地域支援ゆうあい	NPO)障害者・高齢者 地域支援ゆうあい	5	H21.4.1
グループホーム かみゆのかわ	(〒042-0914) 上湯川町65-9	57-6506	社福)函館一条	社福)函館一条	6	H22.1.18
クリアコート 結	(〒041-0851) 本通4-1-11	85-8675	(株)かがやき	(株)かがやき	14	H22.12.20
クリアコート 凜	(〒042-0941) 深堀町39-18	090-5066- 8675			7	H23.10.16
クリアコート 翔	(〒041-0836) 山の手2-17-8	090-6604- 3918			7	H24.6.11
結	(〒040-0802) 石川町189-13	34-6022	社福)函館仁愛会	社福)函館仁愛会	20	H23.10.24
グループホーム ふるーる	(〒041-0262) 古川町191	58-3322	社福)函館緑風会	社福)函館緑風会	4	H25.4.1
グループホーム ふるーる2号館	(〒041-0262) 古川町213-1	58-1711			5	H25.4.1
グループホーム ふるーる3号館	(〒042-0922) 銭亀町210-33	58-1808			5	H25.4.1

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	指定 年月日
ルミエール	(〒041-0836) 山の手3-27-3	83-1097	NPO)自立支援 センター翔栄	NPO)自立支援 センター翔栄	4	H26.7.1
ピアポート 新川	(〒040-0032) 新川町27-6	83-5541	ユマ・ピアポート(株)	ユマ・ピアポート(株)	7	H26.10.1
グループホーム にしあさひおか	(〒042-0915) 西旭岡町3-28-10	50-2025	社福)函館一条	社福)函館一条	5	H27.2.1
グループホーム 一条	(〒042-0914) 上湯川町65-8	57-1891			6	H28.7.1
グループホーム 時任ピアハウス	(〒040-0012) 時任町6-14	51-6688	社福)七和会	社福)七和会	8	H27.11.1
ピアポート 的場	(〒040-0021) 的場町14-1	56-6060	ユマ・ピアポート(株)	ユマ・ピアポート(株)	5	H28.1.1
グループホーム 湯くら	(〒042-0932) 湯川町2-32-6	59-3355	社福)函館博栄会	社福)函館博栄会	20	H29.4.1
ハイタウン・ 宮前	(〒040-0073) 宮前町31-2	84-8100	(株)ハイサポート	(株)ハイサポート	20	H29.5.1
ぱれっと	(〒041-0802) 石川町461-6	84-8177	社福)侑愛会	社福)侑愛会	6	H29.3.1
グループホーム アニー	(〒041-0832) 神山3-16-8	84-8312	(有)ケアマネジメント オフィス・アニー	(有)ケアマネジメント オフィス・アニー	5	H29.12.1

(10) 指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

施設名	所在地	電話	設置主体	種別	定員 (名)	指定 年月日
函館地域生活 支援センター	(〒042-0935) 駒場町9-24	54-6757	社福)函館恭北会	一般・特定	-	H24.4.1
障害者生活支援セ ンターばすてる	(〒041-0802) 石川町90-7	34-2611	社福)侑愛会	一般・特定・ 障害児	-	H24.4.1
渡島圏域障害者総合 相談支援センターめい	(〒041-0802) 石川町41-3	47-3046			-	H24.4.1
相談支援 センター輪	(〒041-0836) 山の手1-6-15	85-6185	(株)雅-Miyabi	特定・障害児	-	H25.11.1
つくしんぼ 学級	(〒041-0802) 石川町90-7	34-2611	社福)侑愛会	特定・障害児	-	H25.12.1
相談支援 事業所一条	(〒041-0851) 本通2-32-1	32-5533	社福)函館一条	一般・特定・ 障害児	-	H26.3.15
ほこたて療育・自立 支援センター 相談 支援事業所	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	36-0500	市	特定・障害児	-	H26.4.1
うみのほし 子ども相談室	(〒040-0022) 日乃出町27-3	56-1451	社福)函館カトリック 社会福祉協会	特定・障害児	-	H27.3.1
指定特定相談支援 事業所あとリエ	(〒040-0073) 宮前町3-6	45-8881	(有)ライフアート	特定・障害児	-	H27.8.1
相談支援事 業所虹	(〒041-0843) 花園町26-18-1	55-7414	(有)ヘルパー ステーション虹	特定・障害児	-	H28.10.1

(11) 地域活動支援センター

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	類型	指定 年月日
あいよる21	(〒040-0063) 若松町33-6	22-6262	市	社福)函館市社会福祉協 議会 社団)函館市身体障害者 福祉団体連合会	Ⅱ	H18.10.1
おはよう	(〒041-0801) 桔梗町59-88	49-0280	NPO)おはよう 共同作業所	NPO)おはよう 共同作業所	Ⅱ	H19.1.1
函館地域 生活支援センター	(〒042-0935) 駒場町9-24	54-6757	社福)函館恭北会	社福)函館恭北会	Ⅰ	H18.10.1
陽だまり	(〒040-0002) 柳町4-4	31-7111	社福)函館恵愛会	社福)函館恵愛会	Ⅱ	H18.10.1
函館 夢ファクトリー	(〒041-0852) 鍛冶2丁目20-28	35-6661	NPO) 函館夢ファクトリー	NPO) 函館夢ファクトリー	Ⅱ	H18.10.1
もみの木・函館	(〒041-0806) 美原1丁目15-10	40-1117	NPO) もみの木・函館	NPO) もみの木・函館	Ⅲ	H18.10.1



## (12) 福祉ホーム

区分	施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	認可年月日
	啓明ホーム	(〒042-0932) 湯川町2丁目33-18	59-6661	社医) 函館渡辺病院	社医) 函館渡辺病院	15	H18.10.1

## (13) 指定児童発達支援事業所

区分	施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	認可年月日
	はこだて療育・自立支援センターつぼみ	(〒042-0932) 湯川町2丁目39-26	36-0500	市	市	20	H24.4.1
	児童発達支援センターうみのほし	(〒040-0022) 日乃出町27-3	56-1541	社福)函館カトリック 社会福祉協会	社福)函館カトリック 社会福祉協会	30	H24.4.1
	おしま地域療育センター	(〒041-0802) 石川町41-2	46-6641	社福)侑愛会	社福)侑愛会	10	H24.4.1
	音の森はこだて	(〒041-0851) 本通3丁目16-5	83-6597	(株)リズムアート	(株)リズムアート	10	H25.11.1
	のこのこ美原	(〒041-0806) 美原2丁目8-26	76-3990	(株)ティグル	(株)ティグル	10	H27.4.1
	さくらる一む湯川	(〒042-0932) 湯川町2丁目38-14	59-1000	(株)ケア イノベーション	(株)ケア イノベーション	10	H27.7.1
	障害児通所支援事業のんのルーム 港店	(〒041-0821) 港町1丁目14-1	62-2400	(株)エ・アロール	(株)エ・アロール	10	H27.9.1
	児童体験型サービスジャンピング	(〒040-0024) 高盛町14-10	87-2542	(株)アレスサポート	(株)アレスサポート	10	H27.10.1
	ジュン・ハートはこだて	(〒041-0852) 鍛冶1丁目11-2	52-1000	(株)アドレ	(株)アドレ	10	H27.11.16
	さくらる一む美原	(〒041-0806) 美原3丁目16-1	46-0100	(株)ケア イノベーション	(株)ケア イノベーション	10	H29.3.25
	多機能型事業所りずむ じゃんぷ	(〒041-0851) 本通2丁目30-11	87-0212	(株)スマイル キッズクラブ	(株)スマイル キッズクラブ	10	H29.7.1
	のこのこプラス美原	(〒041-0806) 美原2丁目3-4	84-5402	(株)ティグル	(株)ティグル	10	H29.12.4

## (14) 指定医療型児童発達支援事業所

区分	施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	認可年月日
	はこだて療育・自立支援センターはぐみ	(〒042-0932) 湯川町2丁目39-26	36-0500	市	市	20	H24.4.1

## (15) 指定放課後等デイサービス事業所

区分	施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	認可年月日
	児童デイサービスらびす	(〒041-0811) 富岡町2丁目33-6	86-6515			10	H24.4.1
	児童デイサービスすきつぱ	(〒042-0941) 深堀町32-54	84-8122	NPO)みんなのさ ぼーたーわつとな	NPO)みんなのさ ぼーたーわつとな	10	H24.4.1
	児童デイサービスぶれお	(〒041-0806) 美原1丁目29-16	86-6515			10	H26.4.30
	たけくりっず	(〒041-0821) 本通2丁目32-1	31-8000	(有)ケアブラザ 新函館	(有)ケアブラザ 新函館	10	H25.5.1
	音の森はこだて	(〒041-0851) 本通3丁目16-5	83-6597	(株)リズムアート	(株)リズムアート	10	H25.11.1
	音の森はこだて花園	(〒041-0843) 花園町25-4	83-5072			10	H29.3.1
	るる	(〒041-0806) 美原1丁目41-6	40-1223			10	H26.7.2
	るるメイト	(〒041-0806) 美原2丁目9-38	47-3224	(有)更科	(有)更科	10	H27.3.16
	るるメイト2くみ	(〒041-0806) 美原2丁目8-1	47-3224			10	H28.3.30
	わらさんど	(〒040-0014) 中島町25-18				10	H26.8.1
	あおぞら	(〒040-0014) 中島町24-13				10	H26.8.1
	ひまわり	(〒040-0014) 中島町3-22	51-0026	特定非営利法人 日本障害者・ 高齢者生活支援 機構	特定非営利法人 日本障害者・ 高齢者生活支援 機構	10	H26.8.1
	はまかぜ	(〒040-0014) 中島町23-6				10	H26.8.1
	Kid's みなと	(〒041-0821) 港町2丁目7-1				10	H29.7.1

区分 施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認可 年月日
あるく・いち	(〒041-0851) 本通4丁目8-9	83-6306	合同会社 友結	合同会社 友結	10	H27.2.1
あるく・にい	(〒041-0851) 本通4丁目8-8				10	H27.2.20
あるく・さん	(〒041-0851) 本通4丁目8-7				10	H27.2.1
のこのこ美原	(〒041-0806) 美原2丁目8-26	76-3990	(株)ティグル	(株)ティグル	10	H27.4.1
のこのこプラ ス美原	(〒041-0806) 美原2丁目3-4	84-5402			10	H29.12.4
放課後等デ ィサービスあすも	(〒041-0813) 亀田本町6-21	87-2611	(有)ハーブ・ ゼーリヒカイテン	(有)ハーブ・ ゼーリヒカイテン	10	H27.4.1
放課後等デ ィサービスあすも北浜	(〒040-0078) 北浜町5-11	87-2593			10	H28.3.24
放課後等デ ィサービスあすも日吉	(〒041-0841) 日吉町3丁目39-24	53-4060			10	H29.4.1
放課後等デ ィサービスりずむ	(〒041-0851) 本通3丁目23-10	87-0212	(株)スマイル キッズクラブ	(株)スマイル キッズクラブ	20	H27.4.27
放課後等デ ィサービスりずむステッ プ	(〒041-0851) 本通3丁目23-10				10	H28.4.1
放課後等デ ィサービスりずむジャン プ	(〒041-0851) 本通2丁目30-11				10	H29.3.1
放課後等デ ィサービスりずむたかおか	(〒041-0851) 本通3高丘町53-3				10	H30.3.15
さくら一む湯川	(〒042-0932) 湯川町2丁目38-14	59-1000	(株)ケア イノベーション	(株)ケア イノベーション	10	H27.7.1
さくら一む美原	(〒041-0806) 美原3丁目16-1	46-0100			10	H29.3.25
障害児通所支援事 業のんの ルーム	(〒041-0821) 港町1丁目14-1	62-2400	(株)エ・アロール	(株)エ・アロール	10	H27.9.1
児童体操デ ィサービス ジャンピン グ	(〒040-0024) 高盛町14-10	87-2542	(株)アレスサポート	(株)アレスサポート	10	H27.10.1
かんばち先生 の自然学校・ 函館校	(〒041-0806) 美原1丁目7-1 MEGAT <sup>TM</sup> キ・ホーテ2階	40-6955	社福)七和会	社福)七和会	10	H27.11.1
ジュン・ハート はこだて	(〒041-0852) 鍛冶1丁目11-2	52-1000	(株)アドレ	(株)アドレ	10	H27.11.16
ポラリスひろば	(〒040-0084) 大川町15-22	76-7000	(株)ポラリス	(株)ポラリス	10	H28.9.1
ポラリスひろば 富岡教室	(〒041-0811) 富岡町1丁目33-8	76-1211			10	H29.3.25
ポラリスひろば桔梗教室	(〒041-0808) 桔梗5丁目26-14	83-7097			10	H30.4.1
放課後等デ ィサービスセンター どんぐりコロコロ	(〒041-0812) 昭和2丁目23-15	76-1706	(株)聖の里山	(株)聖の里山	10	H28.12.1

(16) 保育所等訪問支援事業所

区分 施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認可 年月日
児童発達支援 センター うみのほし	(〒040-0022) 日乃出町27-3	56-1541	社福)函館カトリック 社会福祉協会	社福)函館カトリック 社会福祉協会	-	H25.8.1
はこだて療育・自立 支援センター 保育所等訪問支援 事業所	(〒042-0932) 湯川町2丁目39-26	36-0500	市	市	-	H27.4.1

2 老人福祉施設

(1) 養護老人ホーム

施設名	所在地	電話	設置主体および経営主体	定員 (名)	認可 年月日
永楽荘	(〒042-0955)高丘町3-1	57-1366	社福)函館厚生院	150	S31.5.10
まろにえ	(〒042-0915)西旭岡町3-239-2	84-6645	社福)函館共愛会	120	H22.3.29

## (2) 特別養護老人ホーム

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	認可年月日
函館共愛会 愛泉寮	(〒040-0014) 中島町35-7	52-1065	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	160	S42.4.28
旭ヶ岡の家	(〒042-0916) 旭岡町78	50-2121	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	83	S52.5.20
幸成園 (従来型)	(〒041-0801) 桔梗町435-28	47-1113	社福)函館幸成会	社福)函館幸成会	50	S57.4.1
幸成園 (ユニット型)					60	H26.4.1
福寿荘 さくら館	(〒041-0802) 石川町189-19	34-7101	社福)函館仁愛会	社福)函館仁愛会	80	S58.4.1
恵楽園	(〒041-0523) 柏野町117	85-2893	社福)恵山恵愛会	社福)恵山恵愛会	50	S59.3.31
みなみかやべ荘	(〒041-1611) 川汲町986-13	25-5300	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	50	S61.3.28
潮寿荘	(〒041-0252) 釜谷町605-1	82-3535	社福)戸井福祉会	社福)戸井福祉会	50	S63.3.29
函館はくあい 園(従来型)	(〒040-0077) 吉川町3-16	45-5250	社福)函館松寿会	社福)函館松寿会	50	H3.3.28
函館はくあい 園(ユニット型)					50	H26.4.1
百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	100	H4.3.31
ももハウス	(〒041-0804) 赤川町390-2				47-3335	60
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	58-2000	社福)禎人会	社福)禎人会	100	H15.4.1
松濤	(〒040-0035) 松風町18-15	27-0077	社福)函館大庚会	社福)函館大庚会	50	H16.4.16
おおぞら	(〒042-0908) 銅山町12	36-1100	社福)函館愛育会	社福)函館愛育会	50	H17.4.8
福寿荘	(〒041-0802) 石川町191-1	46-1123	社福)函館仁愛会	社福)函館仁愛会	20	H19.3.27
あい亀田港	(〒041-0822) 亀田港町56-12	62-6300	社福)心侑会	社福)心侑会	60	H26.3.19
谷地頭緑蔭園	(〒040-0046) 谷地頭町23-5	26-7771	社福)純心福祉会	社福)純心福祉会	29	H26.3.28
桔梗 みのりの里	(〒041-0808) 桔梗1-3-8	46-5151	社福)敬聖会	社福)敬聖会	100	H26.4.30
俱有	(〒040-0035) 松風町19-18	24-2255	社福)函館大庚会	社福)函館大庚会	48	H26.12.15
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福)函館鴻寿会	社福)函館鴻寿会	29	H28.4.1
サテライト 百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	29	H28.5.1
志	(〒041-0841) 日吉町4-12-19	53-1121	社福)結絆の会	社福)結絆の会	29	H30.3.22
ベルソーレ	(〒041-0841) 日吉町4-16-20	30-7777	社福)善智会	社福)善智会	100	H30.3.23

## (3) 老人短期入所施設

施設名	所在地	設置主体	経営主体	定員(名)	設置(開始)年月日
函館共愛会 愛泉寮	(〒040-0014) 中島町35-7	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	6	S42.4.28
幸成園 (従来型)	(〒041-0801) 桔梗町435-28	社福)函館幸成会	社福)函館幸成会	17	S57.4.1
みなみかやべ荘	(〒041-1611) 川汲町986-13	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	2	S61.3.28
潮寿荘	(〒041-0252) 釜谷町605-1	社福)戸井福祉会	社福)戸井福祉会	2	S63.3.29
函館はくあい園	(〒040-0077) 吉川町3-16	社福)函館松寿会	社福)函館松寿会	6	H3.3.28

施設名	所在地	設置主体	経営主体	定員 (名)	設置(開始) 年月日
百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	20	H4.3.31
旭ヶ岡の家	(〒042-0916) 旭岡町78	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	12	H4.4.1
福寿荘さくら館	(〒041-0802) 石川町189-19	社福)函館仁愛会	社福)函館仁愛会	10	H4.4.1
永楽荘	(〒042-0955) 高丘町3-1	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	9	H5.8.1
恵楽園	(〒041-0523) 柏野町117	社福)恵山恵愛会	社福)恵山恵愛会	10	H8.2.26
旭ヶ岡の家 ベレル	(〒042-0916) 旭岡町76	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	30	H8.3.10
ももハウス	(〒041-0804) 赤川町390-2	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	10	H9.2.28
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	社福)函館鴻寿会	社福)函館鴻寿会	19	H12.5.10
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	社福)禎人会	社福)禎人会	10	H15.4.1
松濤	(〒040-0035) 松風町18-15	社福)函館大庚会	社福)函館大庚会	13	H16.4.28
おおぞら	(〒042-0908) 銅山町12	社福)函館愛育会	社福)函館愛育会	10	H17.4.28
はこだてケア センターそよ風	(〒042-0932) 湯川町2-14-22	(株)ユニマツリタイア メント・コミュニティ	(株)ユニマツリタイアメント・ コミュニティ	20	H19.9.20
らいふ赤川	(〒041-0805) 赤川1-2-5	NPO)りょうほく	NPO)りょうほく	20	H20.8.26
いしかわ	(〒041-0802) 石川町464-1	医療)善智寿会	医療)善智寿会	42	H21.4.1
白ゆり美原	(〒041-0806) 美原2-50-2	(株)メディカルシャトー	(株)メディカルシャトー	21	H23.4.1
のぞみ大門	(〒040-0036) 東雲町15-16	(有)ウジヤト	(有)ウジヤト	38	H23.12.5
こん	(〒040-0012) 時任町35-24	医療)大庚会	医療)大庚会	20	H24.3.27
あんじゅう啄木	(〒040-0022) 日乃出町24-10	(株)あんじゅう	(株)あんじゅう	20	H25.3.1
くら	(〒041-0812) 昭和4-33-10	(株)くら	(株)くら	25	H25.4.30
幸成園 (ユニット型)	(〒041-0801) 桔梗町435-28	社福)函館幸成会	社福)函館幸成会	4	H26.4.1
桔梗 みのりの里	(〒041-0808) 桔梗1-3-8	社福)敬聖会	社福)敬聖会	20	H26.5.1
リハポルト	(〒041-0851) 本通3-26-15	医療)善智寿会	医療)善智寿会	33	H26.6.1
日吉ショート ステイそよ風	(〒041-0841) 日吉町2-39-15	(株)ユニマツリタイア メント・コミュニティ	(株)ユニマツリタイアメント・ コミュニティ	20	H26.10.22
アプタスクラ	(〒041-0806) 美原5-15-1	(株)くら	(株)くら	20	H26.12.2
俱有	(〒040-0035) 松風町19-18	社福)函館大庚会	社福)函館大庚会	10	H26.12.5
ハートTO ハート北浜	(〒040-0078) 北浜町5-12	(株) テーオー総合サービス	(株) テーオー総合サービス	21	H29.6.1

(4) 老人デイサービスセンター

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	設置(開始) 年月日
旭ヶ岡の家	(〒042-0916) 旭岡町78	50-2725	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	H2.4.1
函館はくあい園	(〒040-0077) 吉川町3-16	45-5250	社福)函館松寿会	社福)函館松寿会	H3.4.1
百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	H4.4.1
永楽荘	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-1366			H5.10.1

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	設置(開始)年月日
みなみかやべ荘	(〒041-1611) 川汲町986-13	25-3438	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	H6.2.1
社協とい	(〒041-0313) 原木町285-1	82-2288	社福)函館市 社会福祉協議会	社福)函館市 社会福祉協議会	H6.4.1
恵山恵愛会	(〒041-0523) 柏野町117	85-3001	社福)恵山恵愛会	社福)恵山恵愛会	H8.2.26
花園	(〒041-0843) 花園町31-4	56-5691	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	H8.11.1
ももハウス	(〒041-0804) 赤川町390-2	47-3331	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	H9.3.1
こうせいえん	(〒041-0801) 桔梗町435-28	34-2555	社福)函館幸成会	社福)函館幸成会	H11.4.1
あさひ	(〒040-0037) 旭町4-12	27-8881	医療)聖仁会	医療)聖仁会	H11.4.1
谷地頭(認知)	(〒040-0046) 谷地頭町13-18	27-1102	社医)高橋病院	社医)高橋病院	H11.8.1
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福)函館鴻寿会	社福)函館鴻寿会	H12.5.11
社協とどほつけ	(〒041-0611) 新浜町188-2	86-2811	社福)函館市 社会福祉協議会	社福)函館市 社会福祉協議会	H12.8.1
ニチイアセンター 松陰	(〒040-0003) 松陰町16-4	35-4401	(株)ニチイ学館	(株)ニチイ学館	H13.4.16
共愛会病院	(〒040-0014) 中島町7-21	51-2903	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	H13.11.1
よしずみ	(〒040-0015) 梁川町1-10	55-8000	(株)吉住	(株)吉住	H14.8.5
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	58-2000	社福)禎人会	社福)禎人会	H15.4.1
秋桜(認知)	(〒040-0043) 宝来町14-25	23-7220	社医)高橋病院	社医)高橋病院	H15.9.1
ハーモニー 大黒通り	(〒040-0051) 弁天町11-4	23-0011	(株)テクノスコワ	(株)テクノスコワ	H15.10.20
ここみ	(〒040-0081) 田家町7-14	45-5008	(有)エルアンドエス	(有)エルアンドエス	H16.1.10
ひなたぼっこ	(〒041-0824) 西桔梗町783-8	50-8883	(有)スイートホーム	(有)スイートホーム	H16.4.5
松濤	(〒040-0035) 松風町18-15	27-6616	社福)函館大庚会	社福)函館大庚会	H16.4.28
おおぞら	(〒042-0908) 銅山町12	36-1100	社福)函館愛育会	社福)函館愛育会	H17.4.19
ケアパートナー 函館	(〒041-0841) 日吉町3-21-14	33-4511	ケアパートナー(株)	ケアパートナー(株)	H19.3.1
来夢	(〒040-0043) 宝来町31-3	84-8124	(株)来夢	(株)来夢	H19.7.17
はこだてケア センターそよ風	(〒042-0932) 湯川町2-14-22	36-7200	(株)ユニマットタイ メント・コミュニティ	(株)ユニマットタイ メント・コミュニティ	H19.9.20
平和の森	(〒041-0803) 亀田中野町349-1	47-8001	平和興産(株)	平和興産(株)	H20.4.8
らいふ赤川	(〒041-0805) 赤川1-2-5	85-6068	NPO)りょうほく	NPO)りょうほく	H20.8.26
フルールハビネス はこだて	(〒040-0046) 谷地頭町8-27	27-3355	(株) 萌福祉サービス	(株) 萌福祉サービス	H20.12.20
ながだい	(〒041-0841) 日吉町3-39-24	87-0939	(有)ハーブ・ ゼーリヒカイトン	(有)ハーブ・ ゼーリヒカイトン	H21.9.25
パワーリハ函館	(〒040-0062) 大縄町22-13	62-5200	(株)高齢者リハビリ テーション研究所	(株)高齢者リハビリ テーション研究所	H21.9.29
よしずみ東山	(〒041-0835) 東山3-3-2	35-5555	(株)吉住	(株)吉住	H21.10.1
高丘	(〒042-0955) 高丘町31-6	36-6030	(株) エムズジャパン	(株) エムズジャパン	H21.10.26
里のどか	(〒041-0801) 桔梗町427-43	46-8700	NPO) 介護福祉協会	NPO) 介護福祉協会	H22.10.1

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	設置(開始)年月日
ここみ湯川	(〒042-0932) 湯川町2-25-21	36-2700	(有) エルアンドエス	(有) エルアンドエス	H22.10.4
白ゆり富岡	(〒041-0811) 富岡町1-23-12	44-5757	(株) メディカルシャトー	(株) メディカルシャトー	H23.4.1
白ゆり美原	(〒041-0806) 美原2-50-2	34-3234	(株) メディカルシャトー	(株) メディカルシャトー	H23.4.1
虹	(〒041-0843) 花園26-18-1	55-7414	(有)ヘルパー ステーション虹	(有)ヘルパー ステーション虹	H23.5.10
つばさ	(〒041-0836) 山の手3-51-12	31-3050	(有)つばさ	(有)つばさ	H23.5.19
らいふ松陰	(〒040-0003) 松陰町3-8	84-1600	NPO)りょうほく	NPO)りょうほく	H23.7.1
赤とんぼ	(〒040-0034) 大森町3-10	23-4455	社福)青雲の森	社福)青雲の森	H23.7.1
アースサポート 函館	(〒041-0811) 富岡町3-1-1	44-1900	アースサポート (株)	アースサポート (株)	H23.10.1
あーる	(〒040-0073) 宮前町10-9	41-9955	(株)ケア・アール	(株)ケア・アール	H23.10.14
のぞみ大門	(〒040-0036) 東雲町15-16	27-3500	(有)ウジヤト	(有)ウジヤト	H23.12.5
てまり	(〒042-0954) 上野町7-30	59-5000	(株)福祉センター 函館	(株)福祉センター 函館	H24.2.17
出逢い	(〒041-0811) 富岡町1-9-4-1	87-2217	(株)トータル サポート函館	(株)トータル サポート函館	H24.2.28
ふかせ(認知)	(〒040-0074) 松川町30-12	41-1221	医療)鴻仁会	医療)鴻仁会	H24.3.31
よしずみ白鳥	(〒040-0082) 白鳥町16-1	62-1100	(株)吉住	(株)吉住	H24.4.9
プラト-予防 センター函館本店	(〒041-0821) 港町1-12-30	84-5219	(有)健 メディカル・サポート	(有)健 メディカル・サポート	H25.3.1
みずほ	(〒041-0806) 美原2-23-17	84-8475	(株)ウエルフェア	(株)ウエルフェア	H25.4.8
グランユニライフサービス センター函館湯の川	(〒042-0932) 湯川町1-13-3	88-8170	(株)グランユニライフ ケアサービス北日本	(株)グランユニライフ ケアサービス北日本	H25.4.24
ひまわり	(〒041-0808) 桔梗2-1-32	83-5623	(有)ティー・エス	(有)ティー・エス	H25.5.9
アースサポート 函館亀田港町	(〒041-0822) 亀田港町43-18	40-8311	アースサポート (株)	アースサポート (株)	H25.5.29
ほのぼの	(〒041-0806) 美原1-40-26	76-3482	(株)SAYA	(株)SAYA	H25.6.25
亀田日和	(〒041-0812) 昭和1-3-46	44-7722	医療)亀田病院	医療)亀田病院	H25.8.30
カラダラボ 函館湯川	(〒042-0932) 湯川町3-44-17	59-5500	(株)ヒューマンリンク	(株)ヒューマンリンク	H25.9.18
シルバー おおなわ	(〒040-0062) 大縄町1-4	21-1600	(株)シルバーサポート	(株)シルバーサポート	H25.9.27
デイサロン 乃木	(〒042-0943) 乃木町4-36	84-1203	(株)トラストケア	(株)トラストケア	H25.10.7
ever	(〒041-0812) 鍛冶1-1-27	83-5811	(株) ケアサポート	(株) ケアサポート	H25.12.16
あじさい	(〒042-0932) 湯川町2-15-3	59-5581	社医) 函館博栄会	社医) 函館博栄会	H26.2.17
ニチケアセンター 函館桔梗(認知)	(〒041-0808) 桔梗3-22-10	34-5911	(株)ニチイ学館	(株)ニチイ学館	H26.4.14
泰夢	(〒040-0021) 的場町18-12	31-5062	(株)WBC	(株)WBC	H26.5.14
桔梗 みのりの里	(〒041-0808) 桔梗1-3-8	46-5151	社福)敬聖会	社福)敬聖会	H26.5.22
オーリーブ	(〒042-0943) 乃木町4-36	83-2628	(株)トラストケア	(株)トラストケア	H26.6.6
トップ	(〒041-0835) 東山3-18-12	84-1355	(株)山本	(株)山本	H26.7.9

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	設置(開始)年月日
きたえる～む 函館八幡	(〒040-0083) 八幡町20-3	83-6602	(株)ヤマチ コーポレーション	(株)ヤマチ コーポレーション	H26.7.10
Holistic Therapy Studio 瑜伽	(〒040-0077) 吉川町3-30	87-2582	ライフフォース 合同会社	ライフフォース 合同会社	H26.11.28
デイスービス アプタスクラ	(〒041-0806) 美原5-15-1	87-2579	(株)くら	(株)くら	H26.11.28
さくらリハビリ デイスービス	(〒040-0024) 高盛町19-15	83-2254	(株)光洋	(株)光洋	H26.12.4
フラトランステー ジ本店	(〒040-0078) 北浜町3-8	45-6666	(株)健メディカル サポート	(株)健メディカル サポート	H27.2.26
カラダラボ 函館赤川	(〒041-0805) 赤川町1-2-1	47-8222	(株)ヒューマン リンク	(株)ヒューマン リンク	H27.3.1
きたえる～む 函館桔梗	(〒041-0808) 桔梗1-1-9	83-6733	(株)ヤマチ コーポレーション	(株)ヤマチ コーポレーション	H27.3.2
花鈴	(〒041-0843) 花園町40-11	30-1300	(株)オフィス花鈴 ステーション	(株)オフィス花鈴 ステーション	H27.3.10
ひろば	(〒040-0023) 宇賀浦町3-21	76-6224	(株)H.T.L	(株)H.T.L	H27.3.25
あい	(〒041-0851) 本通4-17-29	31-6001	社福)心侑会	社福)心侑会	H27.4.1
寛ぎの翔輝	(〒040-0045) 住吉町2-13	27-6006	医社)向仁会	医社)向仁会	H27.7.1
のべる手	(〒041-0853) 中道1-33-7	33-1230	(株)のべる手	(株)のべる手	H28.12.1
凜	(〒040-0022) 日乃出町22-36	31-5000	(株)終	(株)終	H28.12.2
みずほ日吉	(〒041-0841) 日吉町2-1-35	85-6764	(株)ウエルフェア	(株)ウエルフェア	H28.12.2
ミント	(〒040-0022) 日乃出町20-17	84-6022	(株)ハイサポート	(株)ハイサポート	H29.4.10
社協とい (通所C)	(〒041-0313) 原木町285-1	82-2288	社福)函館市 社会福祉協議会	社福)函館市 社会福祉協議会	H29.5.1
社協とどほつけ (通所C)	(〒041-0611) 新浜町188-2	86-2811	社福)函館市 社会福祉協議会	社福)函館市 社会福祉協議会	H29.5.1
函館あいの里 (認知)	(〒041-0803) 亀田中野町277-12	47-4331	社福)函館光智会	社福)函館光智会	H29.6.1
ハートTO ハート北浜	(〒040-0078) 北浜町5-12	40-6111	(株) テオー総合サービス	(株) テオー総合サービス	H29.6.1
デイスービス ここわ	(〒041-0811) 富岡町1-21-14	83-7173	(株)シンワテック	(株)シンワテック	H29.9.1
グッドタイム クラブ・桔梗	(〒041-0808) 桔梗1-27-8	46-1060	(株)創生事業団	(株)創生事業団	H29.9.11
永楽荘 (通所C)	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-1366	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	H29.10.1
百楽園 (通所C)	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	H29.10.1
デイスービス もえ	(〒042-0932) 湯川町2-12-5	57-3100	合同会社もえ	合同会社もえ	H30.1.1
ライフカレッジ 石川	(〒041-0802) 石川町457-4	83-6820	ライフデザイン(株)	ライフデザイン(株)	H30.1.1
シルバーハウス北 の宿デイスービス	(〒042-0932) 湯川町1-14-3	36-6055	合同会社もえ	合同会社もえ	H30.1.1
カラダラボ	(〒041-0853) 中道1-5-5	55-5858	(株)ヒューマンリン ク	(株)ヒューマンリン ク	H30.3.1
デイスービス センターほたる	(〒041-0851) 本通2-55-16	83-5208	合同会社 ルミナ ス	合同会社ルミナス	H30.3.7
ケアプラザ新函館 よいあすセンター	(〒041-0851) 本通2-32-1	31-8000	(有)ケアプラザ新函館	(有)ケアプラザ新函 館	H30.4.1
カラダラボ若松	(〒040-0063) 若松町26-7	23-3688	(株)ヒューマンリン ク	(株)ヒューマンリン ク	H30.6.1
SONPOケア函館昭 和デイスービス	(〒041-0812) 昭和4-30-35	42-1051	SONPOケア(株)	SONPOケア(株)	H30.7.1
PeakAssistance 函館本通	(〒041-0851) 本通1-36-30	52-5022	(株)Addition	(株)Addition	H30.7.15

## (5)生活支援ハウス

施設名	区分 所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	設置(開始) 年月日
旭ヶ岡の家 生活支援ハウス	(〒042-0916) 旭岡町78	50-3066	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	9	H13.8.1
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	58-2000	社福)禎人会	社福)禎人会	12	H15.4.1

## (6) 軽費老人ホーム

施設名	所在地	電話	設置主体および経営主体	定員 (名)	認可 年月日
ペイアニエス (ケアハウス)	(〒041-0841) 日吉町4-7-82	31-3222	社福)函館厚生院	50	H5.5.1
ベレル旭ヶ岡の家 (ケアハウス)	(〒042-0916) 旭岡町76	50-5656	社福)函館カリタスの園	15	H8.4.1
センテナリアン (ケアハウス)	(〒041-0801) 桔梗町557	46-8255	社福)敬聖会	80	H9.12.1
菜の花 (ケアハウス)	(〒040-0043) 宝来町14-26	23-7226	社福)函館元町会	30	H13.5.1
おおぞら (ケアハウス)	(〒042-0908) 銅山町11-4	57-3338	社福)函館愛育会	30	H14.9.1

## (7) 有料老人ホーム(特定施設を除く)

施設名	所在地	電話	設置主体および経営主体	定員 (名)	設置(開始) 年月日
旭ヶ岡の家 レジダント	(〒042-0916) 旭岡町79-1	50-4611	社福)函館カリタスの園	21	H5.6.25
ワズホーム	(〒041-0822) 亀田港町52-5	62-5070	(有)ワズホーム	31	H19.1.1
フルールハビネス はこだて	(〒040-0046) 谷地頭町8-27	27-3355	(株)萌福祉サービス	118	H20.10.1
ベーネ函館 悠楽	(〒041-0802) 石川町141-6	47-4165	(株)ハーモニー	80	H21.4.1
白ゆり美原	(〒041-0806) 美原2-50-2	34-3239	(株)メディカルシャトー	82	H23.4.1
てまり	(〒042-0954) 上野町7-31	59-4000	(株)福祉センター函館	11	H24.3.2
ふかせ (住宅型)	(〒040-0074) 松川町30-12	41-1221	医療)鴻仁会	54	H24.6.1
こうじゅ三号館	(〒040-0073) 宮前町20-14	40-5255	医療)鴻仁会	27	H26.6.1
シニアハウス てまり	(〒042-0954) 上野町7-36	59-4000	(株)福祉センター函館	5	H26.9.17
シルバーホーム 白山	(〒040-0041) 栄町7-3	22-7020	(株)清野	9	H26.9.16
シニアホーム あいあるの郷	(〒041-0251) 小安町692番地1	83-8814	(有)時館	18	H26.9.17
下宿赤とんぼ パートI	(〒040-0034) 大森町3-10	23-4777	(株)赤とんぼ	88	H26.9.24
下宿赤とんぼ パートII	(〒040-0034) 大森町17-6	22-5858		65	H26.9.24
リュミエール 神山	(〒041-0832) 神山1-10-3	87-2076	(株)ノア	44	H26.10.22
富岡ハウス1	(〒041-0811) 富岡町2-60-18	73-0300	久保工業(株)	6	H26.10.7
富岡ハウス2	(〒041-0811) 富岡町1-39-1	73-0300		5	H26.10.7
ピュアパレス 啄木	(〒040-0022) 日乃出町24-10	33-1212	(株)あんじゅう	63	H26.10.29
リッチヒル来夢	(〒041-0811) 富岡町2-47-5	45-0100	(株)来夢	49	H26.10.30
下宿よしずみ	(〒040-0015) 梁川町1-10	55-8000	(株)吉住	21	H26.10.31
もえ本館	(〒042-0932) 湯川町2-12-5	57-3100	(有)大山	26	H27.2.20
もえ2号館	(〒042-0932) 湯川町1-5-10	57-3100		11	H27.5.19



施設名	所在地	電話	設置主体および経営主体	定員(名)	設置(開始)年月日
もえ3号館	(〒042-0932) 湯川町2-13-1	57-3100	(有)大山	8	H27.2.20
シルバーハウス 北の宿	(〒042-0932) 湯川町1-14-3	57-3100		24	H27.2.20
シルバーハウス 北の宿2号館	(〒042-0932) 湯川町1-14-7	57-3100		6	H27.2.20
湯川荘	(〒042-0932) 湯川町2-18-3	59-5557		6	H27.2.20
花楓	(〒042-0955) 高丘町41-12	83-6217	(株)リブ	18	H27.2.20
泰	(〒040-0045) 住吉町2-13	27-7117	医社)向仁会	175	H27.7.1
幸優ききょう	(〒041-0808) 桔梗町426-20	34-2255	(株)ケア・アール	14	H27.7.1
コミュニティ ハウスよしずみ	(〒040-0082) 白鳥町16-1	62-1111	(株)吉住	24	H27.11.1
ホテルレスト	(〒040-0032) 新川町2-5	83-5300	(株)FTコーポレート	25	H28.11.1
恵	(〒041-0405) 川上町462-1	84-2577	(株)KGぶらす	8	H28.11.1
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	(社福)函館鴻寿会	29	H28.12.10
ほおずき	(〒041-0812) 昭和1-11-13	87-0743	(有)ひだ	17	H22.10.1
共生型ハウス 光風園	(〒040-0073) 宮前町11-8	83-7513	医療)鴻仁会	21	H28.12.1
いこいの家 下宿犬亦	(〒041-0841) 日吉町3-36-3	53-3158	犬亦 京子	37	H8.4.1
ほこだて ハイツ	(〒041-0851) 本通1-26-13	52-2300	(有)ショッピングプラザあつや	64	S62.7.7
のぞみ大門	(〒040-0036) 東雲町15-16	27-3500	(有)ウジヤト	8	H23.12.5
ベイ・ひろの	(〒042-0934) 広野町1-8	83-5300	一般社団法人 日本介護支援センター	17	H29.6.1
ききょう	(〒041-0808) 桔梗1-14-1	46-3033	医社)向仁会	20	H29.6.1
てらす	(〒042-0914) 上湯川町28-19	57-1155	(株)プレイスケア	10	H29.8.15
グッドタイム ホーム・鍛冶	(〒041-0852) 鍛冶2-35-22	33-5600	(株)創生事業団	72	H29.9.1
楽々	(〒040-0063) 若松町31-6	76-9426	(株)ノギス	18	H29.12.1
コミュニティハウ スマツかわ	(〒040-0074) 松川町30-7	83-6164	(医)鴻仁会	18	H30.2.20
ナーシングホー ム上湯川	(〒042-0914) 上湯川町28-27	57-1166	(株)丸叶野村商店	15	H30.4.1

(8) 老人福祉センター

区分	施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	型	認可年月日
	函館市湯川 老人福祉 センター	(〒042-0932) 湯川町1-7-26	57-6061	市	セントラル警備(株) (指定管理者)	A	S45.4.1
	函館市谷地頭 老人福祉 センター	(〒040-0046) 谷地頭町13-18	22-0264			A	S49.1.19
	函館市美原 老人福祉 センター	(〒041-0806) 美原1-29-19	43-5666			A	S56.4.8
	総合福祉センター内 老人福祉 センター	(〒040-0063) 若松町33-6	23-5997		社福)函館市社会 福祉協議会 (指定管理者)	B	H6.4.1

### 3 保護施設

#### (1) 救護施設

施設名	区分	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認可 年月日
函館共働宿泊所 救護部		(〒042-0921) 新湊町261	58-4040	社福) 函館共働宿泊所	社福) 函館共働宿泊所	100	S27.9.1
高丘寮		(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7038	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	120	S39.3.11
明和園		(〒040-0022) 日乃出町21-17	51-5281	社福)函館市 民生事業協会	社福)函館市 民生事業協会	100	S48.3.1

#### (2) 医療保護施設

施設名	区分	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認可 年月日
函館五稜郭病院		(〒040-8611) 五稜郭町38-3	51-2295	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	480	S25.2.16

### 4 その他の社会福祉施設

#### (1) 無料低額診療施設

施設名	区分	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認可 年月日
函館中央病院		(〒040-8585) 本町33-2	52-1231	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	527	S11.8.7
北海道社会事業 協会函館病院		(〒042-0935) 駒場町4-6	53-5511	社福)北海道 社会事業協会	社福)北海道 社会事業協会	286	S14.7.14
共愛会病院		(〒040-8577) 中島町7-21	51-2111	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	378	S33.3.5
道南勤医協 函館稜北病院		(〒041-0853) 中道2丁目51-1	54-3113	医療)道南勤労者 医療協会	医療)道南勤労者 医療協会	104	H21.4.1

#### (2) 総合福祉センター

施設名	区分	所在地	電話	設置主体	経営主体	設置 年月日
函館市総合 福祉センター		(〒040-0063) 若松町33-6	22-6262	市	社福)函館市 社会福祉協議会 (指定管理者)	H6.4.1

#### (3) 地域療育センター

施設名	区分	所在地	電話	設置主体	経営主体	設置 年月日
おしま地域 療育センター		(〒041-0808) 石川町41-2	46-6641	社福)侑愛会	社福)侑愛会	S60.4.1

#### (4) 福祉センター

施設名	区分	所在地	電話	設置主体	経営主体	設置 年月日
函館市恵山 福祉センター		(〒041-0523) 柏野町117-209	85-2800	市	市	S55.3.15

## (5) 高齢者あんしん相談窓口 函館市地域包括支援センター

施設名	区分 日常生活圏域	電 話	設置主体	経営主体	設 置 年月日
地域包括支援センター あさひ	西部	27-8880	医療)聖仁会	医療)聖仁会	H18.4.1
地域包括支援センター こん中央	中央部第1	27-0777	医療)大庚会	医療)大庚会	H28.4.1
地域包括支援センター ときとう	中央部第2	33-0555	医療)大庚会	医療)大庚会	H18.4.1
地域包括支援センター ゆのかわ	東中央部第1	36-4300	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	H28.4.1
地域包括支援センター たかおか	東中央部	57-7740	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	H18.4.1
地域包括支援センター 西堀	北東部第1	52-0016	社医)仁生会	社医)仁生会	H18.4.1
地域包括支援センター 亀田	北東部第2	40-7755	医療)亀田病院	医療)亀田病院	H28.4.1
地域包括支援センター 神山	北東部第3	76-0820	社医)仁生会	社医)仁生会	H28.4.1
地域包括支援センター よるこび	北部	34-6868	医社)向仁会	医社)向仁会	H18.4.1
地域包括支援センター 社協	東部	82-4700	社福)函館市 社会福祉協議会	社福)函館市 社会福祉協議会	H18.4.1
地域包括支援センター ランチかやべ	東部ブランチ	25-6034			H18.4.1

## (6) 火葬場

施設名	区分 所在地	電 話	設置 主体	経営主体	供 用 開始日
函館市斎場	(〒040-0055) 船見町27-1	22-3450 (函館市斎場)	市	(株)マルゼン システムズ (指定管理者)	H4.2.1
函館市 戸井斎場	(〒041-0305) 館町169-1				H11.4.1
函館市 椴法華斎場	(〒041-0613) 絵紙山町27-2				H13.12.21
函館市 南茅部斎場	(〒041-1603) 尾札部町2457-1				H1.12.5

## 介護保険施設等一覧

### 1 介護老人福祉施設

(平成30年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置および経営主体	定員 (名)	指定年月日
愛泉寮	(〒040-0014) 中島町35-7	52-1065	社福)函館共愛会	160	H12.4.1
旭ヶ岡の家	(〒042-0916) 旭岡町78	50-2121	社福)函館カリタスの園	83	H12.4.1
幸成園(従来型)	(〒041-0801) 桔梗町435-28	47-1113	社福)函館幸成会	50	H12.4.1
幸成園(ユニット型)				60	H26.4.1
福寿荘さくら館	(〒041-0802) 石川町189-19	34-7101	社福)函館仁愛会	80	H12.4.1
函館はくあい園(従来型)	(〒040-0077) 吉川町3-16	45-5250	社福)函館松寿会	50	H12.4.1
函館はくあい園(ユニット型)				50	H26.4.1
百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福)函館厚生院	100	H12.4.1
戸井潮寿荘	(〒041-0252) 釜谷町605-1	82-3535	社福)戸井福祉会	50	H12.4.1
恵楽園	(〒041-0523) 柏野町117	85-2893	社福)恵山恵愛会	50	H12.4.1
みなみかやべ荘	(〒041-1611) 川汲町986-13	25-5300	社福)函館共愛会	50	H12.4.1
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	58-2000	社福)禎人会	100	H15.4.1
松濤	(〒040-0035) 松風町18-15	27-0077	社福)函館大庚会	50	H16.4.16
おおぞら	(〒042-0908) 銅山町12	36-1100	社福)函館愛育会	50	H17.4.25
ももハウス	(〒041-0804) 赤川町390-2	47-3335	社福)函館厚生院	60	H22.4.1
あい亀田港	(〒041-0822) 亀田港町56-12	62-6300	社福)心侑会	60	H26.3.19
桔梗みのりの里	(〒041-0808) 桔梗1-3-8	46-5151	社福)敬聖会	100	H26.4.30
俱有	(〒040-0035) 松風町19-18	24-2255	社福)函館大庚会	48	H26.12.5
ベルソーレ	(〒041-0841) 日吉町4-16-20	30-7777	社福)善智会	100	H30.3.26

### 2 介護老人保健施設

施設名	所在地	電話	設置および経営主体	定員 (名)	指定年月日
グランドサン亀田	(〒041-0802) 石川町191-4	46-3151	医療)亀田病院	100	H12.4.1
ロイヤルヒルズ日吉	(〒041-0841) 日吉町4-7-81	31-3113	特医)富田病院	100	H12.4.1
ジョイウェルス桔梗	(〒041-0801) 桔梗町557	46-8881	医療)聖仁会	100	H12.4.1
ケンゆのかわ	(〒042-0932) 湯川町3-29-15	59-1211	社福)函館厚生院	150	H12.4.1
響の杜	(〒041-0833) 陣川町91-4	31-8320	医療)函館友愛会	100	H12.4.1
ゆとりろ	(〒040-0043) 宝来町14-27	23-7223	社医)高橋病院	150	H12.4.1
やわらぎ苑西桔梗	(〒041-0824) 西桔梗町735-4	49-8555	医療)やわらぎ会	96	H17.3.29
もも太郎	(〒041-0804) 赤川町388-1	47-5550	社福)函館厚生院	100	H22.4.1

### 3 介護療養型医療施設

施設名	所在地	電話	設置および経営主体	定員 (名)	指定年月日
竹田病院	(〒040-0054) 元町29-21	26-5811	医療)尚仁会	60	H12.4.1
協立消化器循環器病院	(〒041-0806) 美原3-2-16	46-1300	医社)協立消化器循環器病院	26	H12.4.1
森病院	(〒041-0801) 桔梗町557	47-2222	医療)聖仁会	52	H12.4.1
函館おしま病院	(〒040-0021) 的場町19-6	56-2308	医療)敬仁会	36	H12.4.1
高橋病院	(〒040-0054) 元町32-18	23-7221	社医)高橋病院	60	H12.4.1

### 4 介護医療院

施設名	所在地	電話	設置および経営主体	定員 (名)	指定年月日
喜郷(ユニット型)	(〒041-0808) 桔梗1-14-1	34-7707	医社)向仁会	148	H30.5.1
喜郷Ⅱ(従来型)	(〒041-0808) 桔梗1-14-1	34-7707	医社)向仁会	40	H30.5.1

### 5 短期入所施設

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
幸成園(従来型)	(〒041-0801) 桔梗町435-28	47-1113	社福)函館幸成会	17	H12.4.1
幸成園(ユニット型)				4	H26.4.1
福寿荘さくら館	(〒041-0802) 石川町189-19	34-7101	社福)函館仁愛会	10	H12.4.1
旭ヶ岡の家ベレル	(〒042-0916) 旭岡町76	50-5656	社福)函館カリタスの園	30	H12.4.1
旭ヶ岡の家	(〒042-0916) 旭岡町78	50-2121	社福)函館カリタスの園	12	H12.4.1
函館共愛会愛泉寮	(〒040-0014) 中島町35-7	52-1065	社福)函館共愛会	6	H12.4.1
みなみかやべ荘	(〒041-1611) 川汲町986-13	25-5300	社福)函館共愛会	2	H12.4.1
永楽荘	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-1366	社福)函館厚生院	9	H12.4.1
百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福)函館厚生院	20	H12.4.1
函館はくあい園	(〒040-0077) 吉川町3-16	45-5250	社福)函館松寿会	6	H12.4.1
恵楽園	(〒041-0523) 柏野町117	85-2893	社福)恵山恵愛会	10	H12.4.1
戸井潮寿荘	(〒041-0252) 釜谷町605-1	82-3535	社福)戸井福祉会	2	H12.4.1
グランドサン亀田	(〒041-0802) 石川町191-4	46-3151	医療)亀田病院	空床利用	H12.4.1
ロイヤルヒルズ日吉	(〒041-0841) 日吉町4-7-81	31-3113	特医)富田病院	8	H12.4.1
ジョイウェルス桔梗	(〒041-0801) 桔梗町557	46-8881	医療)聖仁会	10	H12.4.1
ケンゆのかわ	(〒042-0932) 湯川町3-29-15	59-1211	社福)函館厚生院	空床利用	H12.4.1
響の杜	(〒041-0833) 陣川町91-4	31-8320	医療)函館友愛会	10	H12.4.1
ゆとりろ	(〒040-0043) 宝来町14-27	23-7223	社医)高橋病院	15	H12.4.1
森病院	(〒041-0801) 桔梗町557	47-2222	医療)聖仁会	空床利用	H12.4.1
高橋病院	(〒040-0054) 元町32-18	23-7221	社医)高橋病院	空床利用	H12.4.1
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福)函館鴻寿会	19	H12.5.10
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	58-2000	社福)禎人会	10	H15.4.1

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
松濤	(〒040-0035) 松風町18-15	27-0077	社福)函館大庚会	13	H16.4.28
やわらぎ苑西桔梗	(〒041-0824) 西桔梗町735-4	49-8555	医療)やわらぎ会	空床利用	H17.3.29
おおぞら	(〒042-0908) 銅山町12	36-1100	社福)函館愛育会	10	H17.4.28
はこだてケアセンターそよ風	(〒042-0932) 湯川町2-14-22	36-7201	(株)ユニマツ リタイアメント・コミュニティ	20	H19.9.20
らいふ赤川	(〒041-0805) 赤川1-2-5	85-6068	NPO)りょうほく	20	H20.8.22
いしかわ	(〒041-0802) 石川町464-1	34-3351	医療)善智寿会	42	H21.3.31
ももハウス	(〒041-0804) 赤川町390-2	47-3979	社福)函館厚生院	10	H22.4.1
もも太郎	(〒041-0804) 赤川町388-1	47-5550	社福)函館厚生院	空床利用	H22.4.1
白ゆり美原	(〒041-0806) 美原2-50-2	34-3235	(株)メディカルシャトー	21	H23.4.1
のぞみ大門	(〒040-0036) 東雲町15-16	27-3500	(有)ウジャト	38	H23.12.5
こん	(〒040-0012) 時任町35-24	33-1233	医療)大庚会	20	H24.3.27
あんじゅう啄木	(〒040-0022) 日乃出町24-10	33-1077	(株)あんじゅう	20	H25.3.1
くうら	(〒041-0812) 昭和4-33-10	87-2388	(株)くうら	20	H25.4.30
桔梗みのりの里	(〒041-0808) 桔梗1-3-8	46-5151	社福)敬聖会	20	H26.4.30
リハポルト	(〒041-0861) 本通3-26-15	31-3311	医療)善智寿会	33	H26.6.1
ショートステイそよ風	(〒041-0841) 日吉2-39-15	32-7111	(株)ユニマツ リタイアメント・コミュニティ	20	H26.10.22
アプタスクうら	(〒041-0806) 美原5-15-1	87-2579	(株)くうら	20	H26.12.2
俱有	(〒040-0035) 松風町19-18	24-2255	社福)函館大庚会	10	H26.12.5
ハートTOハート北浜	(〒040-0078) 北浜町5-12	45-3211	(株)テーオー総合サービス	21	H29.6.1

## 6 特定施設入居者生活介護

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
ベーネ函館和楽	(〒041-0834) 東山町144-52	35-3333	(株)ハーモニー	64	H16.1.15
センテナリアン(軽費)	(〒041-0801) 桔梗町557	46-8255	社福)敬聖会	80	H16.3.30
泰安の郷舟海	(〒040-0055) 船見町5-20	24-0088	(株)サポートライフ	42	H16.9.13
ばんだい	(〒040-0075) 万代町6-23	41-5141	(有)萬代	36	H17.3.22
永楽荘(養護)	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-1366	社福)函館厚生院	150	H18.10.1
みのり湯川	(〒042-0932) 湯川町1-11-6	59-1294	(株)アクティブ・ケア	48	H21.3.27
まろにえ(養護)	(〒042-0915) 西旭岡町3-239-2	84-6645	社福)函館共愛会	120	H22.3.31
みやまえ	(〒040-0073) 宮前町7-15	40-3883	(有)萬代	96	H23.2.28
白ゆり	(〒041-0811) 富岡町1-23-12	44-5858	(株)メディカルシャトー	24	H23.4.1
悠	(〒040-0061) 海岸町5-25	27-5035	メディコジャパン(株)	60	H23.4.19
ふかせ	(〒040-0074) 松川町30-12	41-1221	医療)鴻仁会	10	H24.3.29
とどほけ介護付有料 老人ホームほのぼの	(〒041-0611) 新浜町188-2	86-2811	社福)函館市社会福祉協議会	18	H28.4.1
グッドタイムホーム・桔梗	(〒041-0808) 桔梗1-27-8	46-1060	(株)創生事業団	90	H29.9.11
グッドタイムホーム・富岡	(〒041-0811) 富岡町3-22-3	43-3500	(株)創生事業団	54	H29.10.1

## 7 小規模多機能型居宅介護

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	登録定員	指定年月日
潮太郎	(〒041-0252) 釜谷町605-1	82-3211	社福)戸井福祉会	29	H19.8.1
ゆのかわわとな	(〒042-0932) 湯川町1-2-9	36-1520	(有)ウイズ	25	H21.3.25
光風園	(〒040-0073) 宮前町11-8	83-7513	医療)鴻仁会	29	H22.4.30
あいある小安	(〒041-0251) 小安町692-1	83-8814	(有)時館	29	H22.11.29
こん	(〒040-0011) 本町29-7	33-0888	社福)函館大庚会	25	H23.3.30
ききょうわとな	(〒041-0808) 桔梗4-34-9	34-2270	(有)ウイズ	25	H23.11.30
ゆう	(〒041-0808) 桔梗1-6-1	47-6161	社福)七飯有隣会	18	H24.3.30
なでしこ	(〒040-0062) 大縄町20-19	45-7111	一般社団)元町会	25	H24.12.1
海翔	(〒041-1611) 川汲町586-1	84-1277	(株)あんじゅう	29	H25.6.10
こうじゅ三号館	(〒040-0073) 宮前町20-14	40-5255	医療)鴻仁会	24	H26.6.4
しゅうどう	(〒040-0078) 北浜町1-9	87-0901	(株)秀道	12	H26.10.1
あい美原	(〒041-0806) 美原3-13-32	83-6166	社福)心侑会	25	H27.4.1
あい日吉	(〒041-0841) 日吉町2-22-12	30-7011	社福)心侑会	25	H27.4.1
あい戸倉	(〒042-0953) 戸倉町161-1	36-5656	社福)心侑会	25	H27.4.1
まつかわ	(〒040-0074) 松川町41-17	83-6164	医療)鴻仁会	18	H27.4.1
ぱるむ	(〒040-0851)本通4-3-21	31-4500	(株)KGぷらす	29	H28.8.31
こうじゅ	(〒040-0072)亀田町7番1号	41-5100	社福)鴻寿会	29	H28.12.1
アニー	(〒041-0832)神山3-16-13	84-8256	(有)ケアマネジメント オフィス・アニー	29	H29.6.16
グッドケア・松風	(〒040-0035) 松風町13-15	27-1800	(株)創生事業団	29	H29.9.1
アニー サテライト	(〒041-0832)神山3-16-13	84-8256	(有)ケアマネジメント オフィス・アニー	29	H30.7.1

## 8 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

区分 施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
シルバービレッジ函館あいの里	(〒041-0803) 亀田中野町278-34	47-4331	社福)函館光智会	17	H12.4.1
シルバービレッジ函館あいの里・泉	(〒041-0803) 亀田中野町278-53	47-4331	社福)函館光智会	18	H12.4.1
街	(〒040-0012) 時任町35-3	33-1317	医療)大庚会	9	H13.3.28
ききょう	(〒041-0801) 桔梗町557	47-8033	社福)敬聖会	36	H13.4.26
よろこびの家	(〒040-0041) 栄町16-16	23-2777	医社)向仁会	45	H13.8.31
あねもね	(〒041-0841) 日吉町4-7-83	32-3223	特医)富田病院	18	H14.3.27
こんはこだて	(〒040-0012) 時任町35-4	33-1234	社福)函館大庚会	9	H15.2.28
高丘	(〒042-0955) 高丘町53-8	36-7772	(有)ベストケアサービス	18	H15.2.28
あい	(〒041-0812) 昭和3-29-47	62-2246	社福)心侑会	18	H27.4.1
第3やわらぎ	(〒041-0801) 桔梗町379-48	47-7725	医療)やわらぎ会	18	H15.4.28
そよかぜ	(〒040-0035) 松風町14-7	23-1130	(有)ウイズ	18	H15.7.18

施設名	区分	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
秋桜		(〒040-0043) 宝来町14-25	23-7228	社医)高橋病院	27	H15.8.26
のぞみ		(〒041-0822) 亀田港町60-28	62-5550	(有)ウジヤト	18	H16.4.14
おもひで		(〒041-0835) 東山3-2-4	32-5595	(有)ハマダコーポレーション	9	H16.9.30
さらさの杜		(〒041-1612) 安浦町364-2	25-5800	(有)北邦	18	H17.5.26
おもひで・懐		(〒040-0836) 山の手2-5-16	30-1122	(有)ハマダコーポレーション	18	H17.10.7
かがやき		(〒041-0811) 富岡町2-21-7	44-1515	(株)ノア	18	H17.11.29
のぞみ2号館		(〒041-0822) 亀田港町60-23	43-7001	(有)ウジヤト	18	H18.2.15
よろこびの家菜景		(〒040-0003) 松陰町1-43	32-7070	医社)向仁会	18	H18.2.22
香雪園		(〒042-0955) 高丘町33-11	36-5500	(有)ベストケアサービス	18	H18.3.1
泰安の郷海願		(〒040-0061) 海岸町9-30	62-5577	(株)サポートライフ	18	H18.3.3
よろこびの家日吉		(〒041-0841) 日吉町3-20-25	33-0505	医社)向仁会	18	H18.3.8
よろこびの家住慶		(〒040-0046) 谷地頭町31-8	24-0808	医社)向仁会	18	H18.3.24
ニチイケアセンター函館桔梗		(〒041-0808) 桔梗3-22-10	34-5911	(株)ニチイ学館	18	H21.10.1
あい戸倉		(〒042-0953) 戸倉町161-1	36-5700	社福)心侑会	18	H27.4.1
光風園		(〒040-0073) 宮前町11-8	83-7512	医療)鴻仁会	18	H22.4.30
あいある小安		(〒041-0251) 小安町692-1	83-8814	(有)時館	18	H22.11.29
まつかわ		(〒040-0074) 松川町41-17	41-1300	医療)鴻仁会	18	H23.3.25
白ゆり		(〒041-0811) 富岡町1-23-12	44-7200	(株)メディカルシャトー	18	H23.4.1
こん松濤		(〒040-0023) 宇賀浦町16-20	30-2277	医療)大庚会	18	H24.3.26
ふかせ		(〒040-0074) 松川町30-12	41-1221	医療)鴻仁会	18	H24.3.30
はこだて乃木		(〒042-0943) 乃木町4-32	33-4480	日総ふれあいケアサービス(株)	18	H24.7.1
グース		(〒041-0843) 花園町24-3	56-6730	日総ふれあいケアサービス(株)	18	H24.7.1
ふるさと		(〒041-0811) 富岡町1-54-17	43-8333	(株)秀	8	H24.9.1
まつかげ		(〒040-0003) 松陰町15-5	33-5551		18	H24.9.1
とみおか		(〒041-0811) 富岡町1-51-20	43-5300		18	H24.9.1
なでしこ		(〒040-0062) 大縄町20-19	45-7045	一般社団法人 元町会	18	H24.12.1
いしかわ		(〒041-0802) 石川町149-9	46-8500	(株)ハーモニー	18	H25.2.15
ひなた園		(〒042-0932) 湯川町2-16-1	36-1056	(株)メディカルオフィス・創健	18	H25.3.13
あねもね戸倉ヶ丘		(〒042-0953) 戸倉町15-10	59-6500	特医)富田病院	18	H25.3.26
恵		(〒041-0405) 川上町457-1	84-2383	(株)KGぷらす	18	H25.3.29
ほくおう鍛冶		(〒041-0852) 鍛冶2-35-22	33-5600	(株)ほくおうサービス	18	H25.5.29
にしぼり		(〒041-0844) 川原町5-1	54-0015	一般社団法人 仁生会にしぼり	18	H26.4.1
にしぼり神山		(〒041-0832) 神山1-25-9	52-0247	一般社団法人 仁生会にしぼり	18	H26.4.1
来夢		(〒040-0063) 若松町22-1	22-1717	(株)来夢	18	H26.5.1
てらす		(〒042-0914) 上湯川町28-32	36-1001	(株)プレイスケア	18	H28.4.22
そよかぜ日好		(〒041-0841) 日吉町4-12-18	56-8181	(有)ウィズ	18	H30.3.23
ベラルーナ		(〒041-0841) 日吉町4-15-1	30-6660	(株)ハーモニー	18	H30.3.26



### 9 地域密着型特定施設入居者生活介護

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
かめだ	(〒040-0072) 亀田町3-13	41-5018	(有)萬代	29	H19.5.22
平和の森美原	(〒041-0806) 美原3-53-30	47-8899	平和興産(株)	29	H22.10.29
こん	(〒040-0011) 本町29-7	33-0777	社福)函館大庚会	29	H23.3.30
ゆう	(〒041-0808) 桔梗1-6-1	47-6161	社福)七飯有隣会	29	H24.3.30
ハーモニーハイツみなと	(〒041-0821) 港町3-4-2	43-0033	(株)テクノスコーワ	29	H25.1.16
カーサ石川	(〒041-0802) 石川町149-9	47-8000	(株)ハーモニー	29	H25.2.15
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福)函館鴻寿会	29	H25.3.25
花水季	(〒040-0041) 栄町7-4	22-8884	(株)清野	29	H25.4.12
ケアホームくら	(〒041-0844) 川原町1-3-1	87-2485	医社)くら	29	H26.1.9
あい美原	(〒041-0806) 美原3-13-32	83-6165	社福)心侑会	29	H27.4.1
あい日吉	(〒041-0841) 日吉町2-22-12	30-7355	社福)心侑会	29	H27.4.1
プレステージ白ゆり乃木	(〒042-0943) 乃木町4-53	30-3231	(株)メディカルシャトー	29	H28.5.1
グッドタイムホーム・松風	(〒040-0035) 松風町13-15	27-1800	(株)創生事業団	29	H29.9.1
サービス付き高齢者向け住宅アルバ	(〒041-0841) 日吉町4-15-11	30-1010	(株)ハーモニー	29	H29.3.26
サービス付き高齢者向け住宅コリーナ	(〒041-0841) 日吉町4-15-5	30-8885	(株)ハーモニー	29	H29.3.26

### 10 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
福寿荘	(〒041-0802) 石川町191-1	46-1123	社福)函館仁愛会	20	H19.3.30
谷地頭緑蔭園	(〒040-0046) 谷地頭町23-5	26-7771	社福)純心福祉会	29	H26.2.28
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福)函館鴻寿会	29	H28.4.1
サテライト 百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福)函館厚生院	29	H28.5.1
志	(〒041-0841) 日吉町4-12-19	53-1121	社福)結絆の会	29	H30.3.23

### 11 看護小規模多機能型居宅介護

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
恵	(〒041-0405) 川上町457-1	84-2383	(株)KGぷらす	29	H25.3.29
谷地頭緑蔭園	(〒040-0046) 谷地頭町23-5	26-7772	社福)純心福祉会	29	H26.3.28
てらす	(〒042-0914) 上湯川町28-32	36-1001	(株)プレイスケア	25	H28.6.17
SOMPOケア函館昭和 看護小規模多機能	(〒041-0812) 昭和4-30-35	44-5800	SOMPOケア(株)	25	H30.7.1

※介護保険施設等の最新情報は市指導監査課ホームページ参照。

社会福祉法人一覧

1 函館市が所轄庁となる社会福祉法人

法人名	住所	代表者	認可年月日	電話番号
函館共働宿泊所	(〒042-0921) 新湊町261	越前典洋	S27. 5. 8	58-4040
函館市民生事業協会	(〒040-0022) 日乃出町21-17	菊野時生	S27. 5.17	51-5281
函館国の子寮	(〒042-0958) 鈴蘭丘町38-7	柏倉正	S34. 7.10	50-3267
奉仕会	(〒041-0812) 昭和3-15-10	豊田光佐	S39. 3.28	42-6218
函館市社会福祉協議会	(〒040-0063) 若松町33-6	奥野秀雄	S42. 1.24	23-2226
育星園	(〒040-0025) 堀川町30-3	松本啓	S42.11. 7	51-8736
函館聖パウロ会	(〒040-0054) 元町15-13	木村悦子	S46. 1.27	22-8558
貞信福祉会	(〒042-0941) 深堀町27-2	野又淳司	S47. 1.14	33-0033
育栄会	(〒041-0834) 東山町118-194	亀井隆	S47. 3.30	54-8916
ドルカス福祉会	(〒040-0001) 五稜郭町7-22	島田真澄	S47. 3.31	51-7664
函館若葉会	(〒040-0084) 大川町4-27	兼子政子	S52.11.28	43-8161
函館愛育会	(〒042-0914) 上湯川町45-29	大日向豊吉	S53.10.11	57-2586
函館カリタスの園	(〒042-0916) 旭岡町78	ラベル・アンドレ	S54. 7. 2	50-2121
函館松英会	(〒042-0915) 西旭岡町1-29-10	熊坂成剛	S54.11.27	50-2688
函館常光会	(〒041-0806) 美原3-31-6	尾崎邦男	S55.12.15	46-9923
函館幸成会	(〒041-0801) 桔梗町435-28	廣正賢治	S56. 8.20	47-1113
函館一条	(〒042-0916) 旭岡町19-29	尾形永造	S57.10.29	50-3777
函館仁愛会	(〒041-0802) 石川町191-1	蒲池珠實	S57.11.18	46-1123
恵山恵愛会	(〒041-0523) 柏野町117	田中博	S58.12.16	85-2893
戸井福祉会	(〒041-0252) 釜谷町605-1	新谷義克	S62.11.6	82-3535
函館松寿会	(〒040-0077) 吉川町3-16	松本里江	H 2. 5.23	45-5250
函館つくしっこ会	(〒041-0803) 亀田中野町57-15	野田禮子	H 5. 1.22	46-8874
函館光智会	(〒041-0803) 亀田中野町278-34	林崎光弘	H7. 3.31	47-4331
敬聖会	(〒041-0801) 桔梗町557	森喜美子	H8.10. 24	46-8255

法人名	住所	代表者	認可年月日	電話番号
函館鴻寿会	(〒040-0072) 亀田町7-1	深瀬晃一	H11.9.29	41-5100
函館恭北会	(〒042-0903) 東畑町141-13	富田恒一	H11.3.5	58-1985
函館元町会	(〒040-0054) 元町32-18	高橋肇	H12.9.8	23-7226
かいせい	(〒040-0071) 追分町5-23-2	松田由美子	H14.3.12	40-8989
禎人会	(〒042-0912) 中野町74-1	漆寄照政	H14.7.19	58-2000
函館大庚会	(〒040-0035) 松風町18-15	今均	H14.12.27	27-0077
函館緑風会	(〒041-0262) 古川町441-3	石田勉	H25.4.1	58-3776
心侑会	(〒041-0822) 亀田港町56-12	大倉健治	H25.5.31	62-6300
函館恵愛会	(〒040-0002) 柳町4-4	小貫恭也	H26.4.1	31-7111
函館博栄会	(〒042-0932) 湯川町2-32-6	三上昭廣	H26.9.26	59-1156
善智会	(〒042-0942) 柏木町15-2	波多野治	H29.4.1	35-3333
結絆の会	(〒041-0841) 日吉町4-12-19	葛西宜彰	H29.4.1	48-1100

※各法人の決算状況は、独立行政法人福祉医療機構のホームページで公開しています。

## 2 函館市内の社会福祉法人で北海道が所轄庁となるもの

法人名	住所	代表者	認可年月日	電話番号
函館厚生院	(〒040-0011) 本町34-8-1	高田竹人	S27.5.17	51-9588
函館共愛会	(〒040-0014) 中島町7-15	近江茂樹	S27.5.17	55-3366
函館カトリック 社会福祉協会	(〒040-0022) 日乃出町27-3	尾崎文彦	S39.3.4	54-1333
函館緑花会	(〒042-0932) 湯川町1-31-1	坂本徳廣	S45.12.15	77-7345
つぐみ園	(〒041-0852) 鍛冶2-3-9	佐々木正人	S51.8.18	54-6206
函館杉の子園	(〒040-0011) 本町9-23	藤井譽了	H10.9.16	51-7561
純心福祉会	(〒040-0046) 谷地頭町23-5	勝又昭彦	H25.9.5	26-7771

## 3 函館市外の社会福祉法人で函館市内に社会福祉施設を有するもの

法人名	住所	代表者	認可年月日	電話番号
北海道社会事業協会	(〒060-0004) 札幌市中央区北4西6-1-1	吉田秀明	S27.5.17	(011) 221-0611
侑愛会	(〒049-0101) 北斗市追分7-8-9	大場公孝	S36.6.17	49-2581
ろうふく会	(〒060-0041) 札幌市中央区大通東4-5-1	古川隆之	S43.12.28	(011) 210-0181